No.	法人・団体名
1	医学系大学産学連携ネットワーク協議会 医学系大学知的財産管理活用ネットワーク

意見

《要旨》

わが国の医療イノベーションを達成するため、医学・ライフサイエンス分野のアカデミアの研究成果の有機的かつ効果的な産業活用を図ることが不可欠であり、そのための制度整備と活発な成果活用を遂行する環境の構築を要望する。

具体的には、

② 端医療技術の積極的な産業応用を促すための知的財産制度の整備、

②オールジャパン体制指向の科学技術開発環境の整備、および、

③研究成果の産業応用を提案できる人材育成の推進

を要望する。

《全文》

世界的な成長が期待され、ますますその重要性を増してきている科学技術分野である先端医療分野への取り組みの強化は、科学技術立国の展開あるいは今後の経済連携協定の推進において、極めて重要な位置づけにあるものと考えております。こうした状況の中で、ｉＰＳ細胞研究、幹細胞研究などの基礎研究、あるいは、それらに基づく再生医療、難病治療、新薬開発などの実用化研究が緒に就き、今後、医療・ライフサイエンス分野におけるリーダーシップを確保し、日本発のイノベーションを実現するため、これらの先端医療研究とその成果の産業応用の活性化が不可欠であると考えます。

わが国の先端医療研究は、ｉＰＳ細胞研究に象徴されますように、基礎研究から臨床研究まで、世界をリードできるレベルにあります。また、ｉＰＳ研究に止まらず、医療・ライフサイエンス（医薬およびライフサイエンス）分野における様々な研究活動が世界でも有数のレベルにあります。しかしながら、これらの研究成果が十分には医療イノベーションに結びつくに至っていないのが現状です。

こうした状況を打破し、日本発の医療イノベーションを実現することは、各国との経済協定の締結が国際的に模索される中では極めて重要な課題であると考え、医療・ライフサイエンス分野の研究成果の産業応用を推進し、医療イノベーションに結びつけるために、下記のビジョンおよび施策の実現を要望いたします。

１.「知的財産政策ビジョン」の策定に向けて

ビジョン１：先端医療技術の積極的な産業応用を促すための知的財産制度の整備

医療・ライフサイエンス分野における研究成果をイノベーションに結びつけるため、この分野における先進国であり、また、知的財産を効果的に活用してきている米国並みに知的財産制度を再整備することが必要であると考えます。ライフサイエンス研究、新薬開発など先端医療を支える医療・ライフサイエンス分野においては、これまで、日・米・欧が世界をリードしてきておりますが、今後、さらに研究成果の実用化を通して医療イノベーションを推進していくためには、産・官・学が一体となったオールジャパン体制の構築と知的財産制度のフラット化は欠かせません。そのために、知的財産重視の体制の強化による実用化あるいは産業化に向けた研究開発への参入を促進し、かつ、医療行為に支障を来すことのない知的財産制度の再整備を要望します。これにより、今後の広がりが予想される世界の経済体制の再構築の中で、牽引役を果たすと共に、日本の研究基盤および産業基盤を一層強化することが可能になるものと考えております。

ビジョン２：オールジャパン体制指向の科学技術開発環境の整備

イノベーション推進に向けたオールジャパン体制の構築を進める上で、医療、ライフサイエンス分野に関わるアカデミアの幅広い連携は勿論のこと、異分野の交流、協力が欠かせませんが、その間には様々な壁が存在するようにも見受けられます。大学間における連携、異業種交流、地域連携などが模索されておりますが、アカデミアにおきましては、産業化に資するに足る知的財産権確保に関わる制度、あるいは、大学、学部、業種などの研究環境の違い（地域、交流の機会・場、情報、その他組織運営などの差異）があり、順調に進行しにくい場合も少なくありません。また、医療・ライフサイ

エンス分野におきましては、医療・薬事に関わる制度の特異性もあり、特に、薬事に関わる審査、申請、医療に関わる特区などの活用などにつきましてその理解を深める必要があるものと考えます。今後、イノベーションに向けて、これらの壁を克服するとともに基礎研究から実用化に至るシームレスな連携体制を構築するための環境整備を要望します。

ビジョン３：研究成果の産業応用を提案できる人材育成の推進
　近年の知的財産推進政策により、産学における共同研究は進みつつあります。また、マッチング機会の活用も普及してきており、共同研究のきっかけとして活用されてきておりますが、アカデミアに蓄積された研究成果の経済界への移転・活用は必ずしも充分な成果に結びついておりません。一方、基礎研究成果の実用化は多様な可能性を秘めており、境界領域あるいは複数の分野にまたがったマッチングの試みが必要と考えます。今後、技術移転を通してイノベーションに結びつけるため、アカデミアが創出した研究成果の本質を理解し、実用可能性とその具体的なビジネスプランを幅広く提案することのできる人材の育成を推進することをご検討いただきたく、要望します。

２．「知的財産推進計画２０１３」の策定に向けて
計画１：先端医療技術の積極的な産業応用を促すための知的財産制度の整備
　医療・ライフサイエンス分野にあっては、その研究成果に係る知的財産は、他の分野と異なり、特有の制度運用が行われております。これは、医療行為に支障を来すことなく、同時に、産業への配慮を行ったものですが、再生医療、薬物療法、治療技術、診断技術などの先端医療においては、先端技術の起業あるいは企業参入による産業化の必要性が拡大してきております。そこで、産業化に則した知的財産制度の整備の一環として、医療行為に支障を与えることなく、かつ、医療・ライフサイエンス分野における産業化にふさわしい知的財産制度として、医療方法に関わる知的財産の保護が可能な制度の再整備を要望します。

計画２：オールジャパン体制指向の科学技術開発環境の整備
　上述しました環境整備の一環として、医療・ライフサイエンス分野における人材交流の活性化の支援を要望します。医科系大学間において構築したネットワークは、その機能を活用する段階にさしかかっており、今後、協力と連携を推進する必要があります。一方、医療・ライフサイエンス分野とその周辺にあたる異分野においては、協力体制確立のための人材交流が欠かせません。企業経験者や異業種人材の研究機関への登用は進みつつありますが、若手人材は少なく、必ずしも長期にわたって継続的な交流を推進していく状況にはありません。また、薬事や医療分野の知財に関する業務理解には専門的な人材の確保も必須と考えます。そこで、基礎研究成果を実用化に結びつける、専門性の高い過程を担当できる若手人材の育成と然るべき登用が可能な支援の検討を要望します。こうした取り組みにより、ビジョン３で述べました幅広い視野をもった提案型のマッチングによる技術移転の基盤が構築できるものと期待されます。
以上

No.	法人・団体名
2	一般社団法人インターネットユーザー協会

意見

【要旨】
直接侵害が過度に拡張された著作権法の現状は打開すべき。クリエーターへの対価還元に私的録音録画補償金制度を使うことは誤り。電子書籍の促進のためと称して出版社へ著作隣接権を付与することには反対。ビッグデータの取り扱いの際には個人情報保護に関する取り組みも同時に行うべき。ACTAの推進は時代錯誤である。先の著作権法改正は再検討すべき。知財戦略の議論にはコンテンツの利活用に明るい利用者の代表を加えるべき。

【全文】
1. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
（1）基本的な視点

当協会が「知的財産推進計画 2011」の策定に向けた意見募集に際して提出した下記の意見を 2013 年度においても引き続き求める。

著作権について
わが国では、著作権の許諾権としての性格が強く意識されすぎている。著作権者に強力な許諾権があることは、企業がコンテンツを活かした新規事業に乗り出す上で不透明な「著作権リスク」をもたらし、企業活動を萎縮させる一方、ユーザーのコンテンツ利活用における利便性も損ねている。かつ、学界では、強力な許諾権があるからといって必ずしも著作権者に代価がもたらされるわけではないとする研究が有力である。このように、現状の許諾権としての著作権は、ユーザーの利便性と産業の発展を無意味に阻害していると言わざるを得ない。そこで、より高度なコンテンツ活用を目指すべく、著作権を報酬請求権として扱うようにシフトしていくべきであろう。

近年は ICT 技術やインターネットの普及に伴い、ユーザー=クリエイターという関係が強く見られるようになった。ユーザーのコンテンツ利活用における利便性を高めることは、新たに多様なコンテンツを生み出すこととなり、結果的にコンテンツホルダーにとっても利益になる。ひいては経済活動の活性化をもたらし、日本経済にも貢献することになる。 なお、ハーバード大学では著作権の報酬請求権化についての研究が進んでおり、参考になる。日本でも、例えば著作権法上のレベルでは許諾権のままでも、産業界の自主的な取り組みとして、合理的な範囲で報酬請求権として運用することが可能である。産業界にイノベーションをもたらし、経済を拡大するために、政府は報酬請求権としての可能性の啓発に取り組むべきである。

「プロライツ」から「プロイノベーション」へ
今後の経済政策としてふさわしいのは、権利を囲い込み、墨守するだけの「プロライツ」ではない。権利を活かしてリターンを最大化する「プロイノベーション」の形を目指すべきである。安直なプロライツ(プロパテント・プロコピーライト)は結果としてイノベーションや競争を阻害し、ひいてはユーザーの利便性が向上する機会を損なう。ゆえに、コンテンツ産業戦略全般において、プロイノベーションという方針を明記し、それに従った具体策を策定すべきである。これからの時代のコンテンツの利用や創作は、それを鑑賞するための技術イノベーションと不可分である。ユーザーの利便性を高めてコンテンツを活用していくためには、技術のイノベーションを阻害しないことに最大限留意すべきである。

（2）施策の方向性
①「コンテンツ」産業を巡る生態系変化への対応
「関連制度の見直しの検討」について
クラウド・コンピューティングを用いた各種サービスが世界的に飛躍的に広がっている中、日本では「カラオケ法理」等によって直接侵害の範囲が過度に拡張され、先進的なサービスが生まれにくい状況にある。制度の見直しにあたっては直接侵害の範囲を縮小・整理し、公正な利用をセーフハーバーとして著作権侵害としないような制度の設計が必要である。その際に「間接侵害」を創設するということであれば、間接侵害の範囲を過度に広げないようにし、間接侵害の要件を明確かつ具体的に規定することが求められる。

③コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境整備
「クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度構築」について
本項においてはその制度構築について、主に私的録音録画補償金制度についての記述で占められている。私的録音録画補償金制度は、あくまでも複製による損失の補償を目的とした制度であり、そもそもクリエイターに対する環境の整備という役割は小さい。強力な DRM やダビング 10 によってデータの

複製が制限されている以上、複製による損失はなく、デジタルチューナーのみを持つレコーダーに対する私的録画補償金については、その根拠がないことが司法によって示された。よって現状のコピーコントロール・アクセスコントロールが続けられる以上、クリエイターに対する環境整備と称して私的録音録画補償金の対象機器を広げることで、制度の拡張を進めることは誤りである。

私的録音録画補償金をクリエイターに向けた環境整備の一環として位置づけるのであれば、現状のコピーコントロール・アクセスコントロールの撤廃や改善、フェアユースの導入など、ユーザーがコンテンツを利用しやすい制度構築も同時に行うべきである。また文化予算の増額や、コンテンツの鑑賞に国が一定額の補助を出す「芸術保険制度」の導入、コンテンツに関わる人や団体に寄付をすることで控除を受けることができるような寄付税制の推進など、ユーザーとクリエイターの両方が利益を得られるような制度の構築も考えるべきである。

「電子書籍の普及促進」について
現在「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」において、電子書籍の利用や流通の促進を目的に、出版社に著作隣接権を新たに付与する検討が行われている。しかし当協会は出版社への著作隣接権付与には反対である。

出版社への著作隣接権の付与の検討は、主に海賊版対策を目的に検討されているが、これが効果的な海賊版対策となるとは考えられない。また新たな権利を策定することで、電子書籍化にあたって新たな権利処理が必要となり、むしろ電子書籍の利用や流通の阻害要因ともなり得る。また出版社が著作隣接権を持つことによって、著作者自身の意思で自らの著作物を広げていくことが不可能となり、著作物が塩漬けにされてしまうなど、コンテンツの円滑な流通を阻害し得る。
またこのような新たな権利付与についての議論が、出版社や著作権者の団体でほぼ構成され、電子書籍を利用するユーザーの声が反映されない私的な勉強会で行われていることも問題である。新たな権利付与という重大な問題については文化審議会などの開かれた場で議論されるべきである。
「ビッグデータビジネスの振興」について
論点整理によって示された今後の検討の方向性には賛同する。ただし「動画や音声といったマルチメディアデータ、購入履歴といったウェブサイトデータ等のビッグデータを知財と捉え」「個人を特定されない情報の利用を促進するための環境整備や契約促進を図るなど、ビッグデータの利活用について検討すべきではないか」とあるが、個人情報に関わるビッグデータの活用はプライバシー保護の問題と背中合わせである。購入履歴や閲覧・貸出履歴などの行動履歴は厳重に扱われるべきであり、オプトインによる利用に限定するなど、個人情報保護に関する法制度やガイドラインを消費者保護の視点から再度検討すべきである。特に現状の個人情報保護法における「共同利用」がポイントカードビジネスなどにおいて濫用されている現状を認識し、知財戦略として個人情報の保護を掲げることが必須である。ビッグデータを知財と捉える方針を出すなら、グローバル化に備えてEUのデータ保護指令に準じた個人情報の定義を明確に策定し、情報コミッショナー制度や個人情報の利用全般に関わる第三者機関の設立を知財計画として打ち出すべきである。

また政府や自治体の持っている各種データもビッグデータとして捉え、行政の持つビッグデータの利活用についても知財戦略に盛り込み、知財戦略としてもオープンガバメントを推進していくべきである。特にオープンガバメントの推進に不可欠なオープンデータを進めていくためには、行政の持つビッグデータを国民が利用しやすいライセンスと形式で公開することが重要である。経済産業省や文化庁が進めているような、行政のデータをパブリックドメインないしクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを用いて公開する取り組みを、国全体として進めていくべきである。

2. クールジャパンの戦略的展開

（2）施策の方向性

「ACTA の推進」について
知財戦略としての「模倣品・海賊版の拡散防止」という方向性には賛同する。しかし ACTA はその目的から大きく逸脱したものであり、国内外から批難を浴びた。特に「HELLO DEMOCRACY GOODBYE ACTA」のスローガンのもとに、ACTA が欧州議会において大差で否決されたことを政府は厳しく認識すべきである。ユーザーの知へのアクセスを阻害し、また不透明なプロセスで批准が進められた ACTA の発効の推進は、日本から見ても、そして交渉参加国から見ても知的財産戦略としては誤りで、知財計画に掲載すべきものではない。

その他論点整理に掲載されていないものについて

改正著作権法関連

違法ダウンロード刑事罰化について
2012 年 10 月の著作権法の改正によって、インターネット上に違法にアップロードされた音楽や映像を、そのファイルが違法であると知りながらダウンロードする行為について刑事罰が科せられる（いわゆる違法ダウンロード刑事罰化）こととなった。本改正の付則として定められた事業者による教育・啓発活動の義務規定や違法ダウンロード防止への努力規定による取り組みが進められているとはいうものの、これは「インターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは技術的・外形的に判断できない」という根本的な問題をクリアできるものではない。

また本法改正は文化審議会での議論を経たものではなく、音楽事業者や映像事業者を中心としたロビイングによって進められた。国会による議論もほぼなく、一方的に議員立法によって進められたこの改正のプロセスは大きな問題を抱えている。このように政府による知財計画や文化審議会での議論を無視し、業界団体のロビイングに唯々諾々と賛同し進めてしまったことは今後の知財戦略を考える上で大きな負の遺産を残した。

違法ダウンロード刑事罰化が本質的に抱える問題、そして政府や審議会の決定を無視したプロセスで利害関係者の一方的な要望が通ってしまった問題から、違法ダウンロードの刑事罰化については白紙撤回し、知財戦略本部や文化審議会における議論を行うべきである。

アクセスコントロール技術回避規制について
2012 年 10 月の著作権法の改正によって、DVD などにかかっているアクセスコントロール技術を回避することが違法となった。無条件のアクセスコントロール回避規制は、国民の正当なコンテンツ利活用およびわが国の ICT 技術の発展を不当に妨げ、ひいては日本の家電製品の競争力をも損なうことは明白であり、それに対する手当は一切なされていない。ユーザーが購入したコンテンツを長く、そしてオープンソースソフトウェアによっても利用できるように規制のあり方を再度検討すべきである。特にコンテンツの視聴のためであってもオープンソースソフトウェアの利用を制限する現状の制度は、コンテンツ利用促進の観点からも負の影響が大きく、早急に手当が必要である。またコンテンツの批評や引用など、著作権法で認められた用途においても著作物を利用することができない状況を解決する必要がある。

権利制限の一般規定について
知的財産計画 2009 においては、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入するとの方針が決定された。その議論の結果、2013 年 1 月の著作権法の改正によって新たな権利制限規定が導入されたが、これは文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の報告書にまとめられた、いわゆる「3 類型」

をも網羅できないようなものとなってしまった。これは権利制限の一般規定と呼べるようなものではなく、いくつかの個別規定を増やしただけのものにすぎない。よって知的財産計画 2013 において、再度権利制限の一般規定の導入の方針を示し、ユーザーのコンテンツの利用の利便性の向上及び国内産業の活性化を目指すべきである。

リーチサイト規制について
文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で議論されているリーチサイト規制については全面的に反対である。リーチサイトと言っても、その有り様は多種多様であり、リーチサイトへのリンク行為はどうなるのか、リーチサイトの URL が SNS を通じて転送され続けた場合はどうなるのか、また適法な内容を示すサイトを掲載したはずが、後日同じ URL のままで違法なファイルの掲載などがされた場合はどうなるのか、といった予見できない状況が数多く発生する。

情報と情報を関連付けるハイパーリンクは情報通信の基幹技術であり、インターネットの利便性はハイパーリンクによってもたらされている。またハイパーリンクはいまやウェブサイトにとどまるものではなく、現在普及過程にある電子書籍にもハイパーリンクは用いられている。リンク行為を規制することは、今後の情報通信技術の発展全体に影響を及ぼすだけでなく、社会に大きな混乱をもたらす。いたずらにリンク行為への規制を拡張するのではなく、違法アップローダーや違法アップロードされたコンテンツへの対処でカバーすべきである。

テレビ放送について

テレビのインターネットサイマル放送について
東日本大震災の際に、各テレビ局がニコニコ生放送や Ustream などの既存のプラットフォームを用いてテレビ放送をインターネットでもサイマル放送した。この取り組みによって在外邦人や海外メディア、そして被災地にもいち早く情報を届けることができた。しかしこのサイマル放送はテレビ局の自発的な取り組みではなく、ユーザーが緊急的に独自に行なった行動をテレビ各局が追認して進められたものである。このような事例を活かすためにも、テレビ局が自発的にインターネットでサイマル放送を行えるような法整備が求められる。特に災害時などの緊急事態には、インターネットサイマル放送を義務化するなど、知財戦略としても災害対策を進めるべきである。

政見放送や国会審議などの公的なコンテンツについて
インターネットを利用した選挙活動が解禁される見通しがたった今、有権者がインターネットを用いて選挙に関する情報を集められるように、政見放送や国会審議などをインターネットで見られるような取り組みを進めるべきである。また政見放送や国会審議などの公的なコンテンツ及び災害に関する報道などの公共性・緊急性の高い番組については、通常放送に掛けられている CAS を外して放送することを義務化し、国民が利用しやすい環境の整備を進めるべきである。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について

本意見募集に対して「TPP の知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム」（thinkTPPIP）が提出した意見に当協会は全面的に賛成する。知財戦略が国際条約の中で議論をされるようになった現代においては、日本政府として確固たる戦略を持ち、知財を他の分野のバーターとすることのないように交渉を進めるべきである。

政策立案プロセスへのユーザー代表の参加

知財戦略としての政策目的を促進するためには、公的な議論にユーザー代表が参加する必要がある。業界内やコンテンツホルダーとの間の短期的な利害対立に対する政府の調整能力は、既に限界にきている。

一方、ICT 産業やコンテンツ産業の一部においては、ユーザーの利便性への要求が産業を成長させてきた。特に近年では、ユーザー生成メディアが莫大な利益を生み、あらゆるコンシューマビジネスがこれを取り入れつつあることは周知のとおりである。このようにユーザーの利便性を高めることが産業界のイノベーションを産み、コンテンツの利用の拡大をもたらすことに鑑みれば、技術やコンテンツの利用態様に明るいユーザーの代表が知財政策で強く発言していくべきである。

No.	法人・団体名
3	一般社団法人記録映画保存センター

意見

「オーファン（孤児）映画の保存・活用のためのルール整備を！」

オーファンフィルムという言葉をご存じだろうか。権利者、所有権者を探しても見つからない映画のことだ。通常は、書籍・映像・各種データなどで著作権者が不明な状態をいう（孤児著作物）が、一般的には「オーファン・ワークス」と呼ばれており、各種の調査では、世の中のあらゆる著作物の 50%かそれ以上が孤児著作物となっている。これが世界的にデジタル社会の行方を左右する大問題となっている。映画や写真はネガ原版からポジフィルムを複製し、それを利用する複製芸術である。映画は他の著作物と違い、著作権と原版所有権の 2 つの権利がないと利用できないコンテンツで、どちらか一方がオーファン化しても利用できない。オーファン化した映画の著作権利用には文化庁長官裁定制度があるが、使い勝手が悪く、ほとんど利用されていない。しかし所有権のオーファンの映画は所有権を確定させる法的な解決策がなく、このままでは永遠に失われてしまう。今、このようなオーファン化した原版の多くが現像所の倉庫や事務所の片隅に、そして民間の倉庫に積み上げられて、劣化が進行している。これは過去の作品だけの問題でない。現在、映画の大部分は製作委員会方式で製作されているが、公開が済むと委員会は解散して、著作権も所有権者も不明となり、日々新たにオーファン映画が生まれているのである。映画は誕生以来、劇映画から無数の地域の記録や事件の報道、ＰＲ映画までが製作されてきた。中でも記録映画は１本１本には価値が無いように見えるが、総体で見ると資料として研究、教育利用で新しい産業創出や新たなクリエイターを生み出す大切な土壌となる。また、日本の過去の経験を記録した映像は政策の形成や歴史観の形成、地域活性化、国際協力、防災等に役立つと期待される。まさに日本の国力を高める知的文化財といえる。そこで、私たちはオーファンフィルムの保存・活用を図るために下記の点にも関心を示されるよう意見を表明したい。

１．　映画保存・活用を可能とする適切な仕組みと法整備
２．　保存活用のための権利情報のデータベースの構築
３．　東京国立近代美術館フィルムセンターの保存体制の強化

No.	法人・団体名
4	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

意見

知的財産戦略の推進について

【(イ) デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】
1.　著作権法 30 条の見直し（知財推進計画 2013 の策定について）
　平成 21 年の著作権法改正により、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画をその事実を知りながら行う」場合（以下「違法ダウンロード」という）、私的使用目的の複製であっても 30 条の制限から除外され、さらに平成 24 年の著作権法改正により、違法ダウンロードのうち、有償著作物については、刑事罰が科されることとなりました。
　しかし、インターネットの Web サイトへの無許諾アップロードやファイル共有ソフトによる“共有”（違法アップロードと当該著作物のダウンロードとの連関・連鎖）による被害は、ビジネスソフトなどプログラムの著作物全般についても看過できない規模で存在しているところです。
　そこで、一刻も早く、違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外することを希望いたします。なお、平成 21 年

の著作権法改正では、違法にダウンロードを行った者は、違法にアップロードした者と比較して違法性の程度が低いとのことから、罰則の対象とはされませんでしたが、その後もインターネット上の違法コンテンツの流通による被害が深刻であることから、違法ダウンロードに刑事罰が科されることとなった経緯も鑑み、違法に公衆送信されたプログラムの著作物について、著作権法 30 条の範囲から除外することを検討するにあたっては、刑事罰を科すほどの違法行為であるかどうかとは分離して検討すべきであると考えます。

加えて、様々なコンテンツがおおよそデジタル化されている昨今において、著作物の違法なアップロードによる被害は、音楽・映像や弊協会が要望するプログラムの著作物に限った話ではないことに鑑み、他の著作物においても被害の実態やビジネスに対する影響等を勘案した上で、著作権法 30 条で適法に複製できる範囲からの除外を検討することも併せて希望いたします。

【(イ) デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】

2. 著作権法 47 条の 3 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限（知財推進計画 2013 の策定について）

著作権法 47 条の 3 においては、著作物の複製物の所有者による複製等が認められております。そもそも本条が設けられた趣旨は、当時、流通等の目的でプログラムの著作物が固定・記録された媒体がフロッピーディスクや磁気テープであったため、媒体の損傷等に起因するプログラムの破損が容易に発生しうることに鑑みて、複製物の所有者に「バックアップ」を認めたこと、及び、プログラムの著作物の複製物の所有者が行う複製を、プログラムをコンピュータで使用する一手順として一定程度の複製等を認めないことには、使用者が保有するコンピュータに合わせた利用や処理速度の向上を図ることができなかったことによります。

しかしながら、現在において、プログラムの著作物の多くは「パッケージソフト」として CD-ROM 等の比較的堅牢な媒体で流通しており、媒体および固定・記録されたプログラムの破損は、通常の取り扱いでは発生しづらくなっています。また、コンピュータのハードウェアの仕様の標準化、基本ソフト（OS）を基底として応用ソフト（アプリケーションソフト）を使用する行為が一般化するなど、使用者が保有するコンピュータに合わせてプログラムを改修したり、使用者自らがソースプログラムをオブジェクトプログラムに変換することも希になっております。

また、何よりも、同条では、少なくとも規定文言の文理解釈上は、「プログラムの著作物の複製物の所有者」であれば、押し並べて著作権者の許諾なくプログラムの著作物を複製できると解することが可能ですが、そうすると、例えばビジネスソフトの海賊版プログラムの購入者等、本来であれば当該プログラムの著作物の使用許諾契約を結ぶ権限がない者であっても、そのインストール（複製）が可能になると解される余地が存します。

加えて言うならば、著作権法 30 条（私的使用目的の複製）の規定によって、海賊版プログラムの購入者が自己のコンピュータに当該プログラムをインストールすることが適法に可能であることから、現在、ビジネスソフトの利用に関して標準的になっている、著作権者と利用者間での「使用許諾契約」の締結そのものが、形骸化してしまうことも懸念されます。

項目 1. で指摘した著作権法 30 条の改正論議の過程においては、違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為（例えば、海賊版をマスターとして複製する行為）も制限規定の適用除外とすることも検討されていましたが、結果として自動公衆送信に係る複製を対象とするに留まっております。海賊版等の違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為は、ビジネスソフトの海賊版プログラムを入手した者の場合等では、インストールという形で通常行うものであり、本行為類型が改正の対象から見送られたことは、この趣旨からも遺憾であります。

そこで、本条においては、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのではなく、少なくとも『複製物を使用する権原を取得した者』に限定することを希望します。また、本条の改正がなされたとしてもプログラムの著作物を違法と知りつつダウンロードして複製する行為は依然として適法となるため、繰り返しにはなりますが、著作権法 30 条の改正も併せて強く要請するものです。

【(イ) デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】

3. 違法コンテンツへのリンク並びにそれらを集積した「リンク集」等の著作権侵害の蔓延を助長する行為への対策（知財推進計画 2013 の策定について）

動画共有サイトやオンラインストレージサービスなど Web サイトでの著作権侵害行為に対し、被害を食い止めるためにはアップロードされたファイルの削除または送信防止措置が必要です。また、アップロードによる被害の本質は、当該コンテンツをダウンロードした者がその内容を享受することによって引き起こされる、販売機会の逸失等です。

このような観点から、違法にアップロードされている著作物ファイルへのアクセスを提供するリンクは、無許諾でアップロードされた著作物ファイルをインターネット利用者に「紹介」し、ダウンロードすることを「手助け」する機能を果たしており、その意味においては、公衆による著作権侵害行為を惹起する立場にあるとしても過言ではありません。また、インターネット上には大量のリンク先を紹介するいわゆる「リンク集」が存在し、更に著作権侵害を蔓延させることとなっています。

しかしながら、現在の法制度では、著作権法に間接侵害の規定がなく、また、仮に幇助が成り立つとしても、幇助を理由として差止請求を行うことの是非については議論の分かれるところです。

今期、著作権分科会法制問題小委員会において、「間接侵害」等に係る課題についての検討の中で、いわゆる「リーチサイト」等を差止請求の対象とするかについても議論が行われたものの、結論のとりまとめには至らず、審議経過報告として、時宜に応じ、引き続き検討を行うものとされています。

違法コンテンツへのリンクの設置並びにそれらの集積であるリンク集の運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、差止請求の対象とできるよう要件、定義等を早急に検討いただきたいと考えます。

【(イ)デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】
4. プロバイダ責任制限法の見直しについて（知財推進計画 2013 の策定について）

●プロバイダ責任制限法のあり方

現行プロバイダ責任制限法については、平成 23 年 7 月、総務省プロバイダ責任制限法検証ワーキンググループより検証に関する提言が公表されました。現行法が、情報の流通によって何らかの権利侵害を受けた被害者に一定の救済手法を付与していること及び当該情報の流通を媒介するプロバイダ等の行為から損害賠償責任を免ずることを規定しているに過ぎず、プロバイダ等に何らかの義務や責任を生じさせることを規定しているわけではないことは理解しておりますが、本提言がその考えを維持する観点からまとめられているため、法改正には慎重な結論に終始し、その結果として個別の議論において結論に疑問を生じる点が少なくありません。

また、プロバイダ責任制限法における根源的な問題は、名誉毀損、プライバシー等人権に近い権利侵害と、著作権、商標権等の知的財産権の侵害を並列に取り扱っていることです。本法の施行から相当な期間が経過し、実務の運用実績の蓄積も図られてきた中で、本法のみで権利侵害のすべてに対応することは限界であり、例えば著作権等侵害であるならば著作権法においてその検討を行うなど、権利ごとにプロバイダの義務、免責等を検討し、新たな法整備をするといった柔軟な対応を検討することも併せて希望する次第です。

●P2P ファイル共有ソフトにおける発信者情報開示要件の緩和等

P2P ファイル共有ソフトのネットワーク内に無許諾アップロードされたコンテンツについて、削除等を目的とした法的対応を行うためには、当該コンテンツファイルのアップロード行為者を特定することが必要となりますが、当該行為者の IP アドレス等、権利者が通常の方法で得られる情報だけでは発信者が特定できず、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求を行うこととなります。現行プロバイダ責任制限法では、P2P ファイル共有ソフトにおいては、インターネットサービスプロバイダは情報の媒介者ではあるものの送信防止措置を講じ得る立場にないため、著作権者等はインターネットサービスプロバイダに対して送信防止措置を要請することができず、より要件の厳しい発信者情報開示を請求しなければなりません。その上で、発信者に対し、直接送信防止措置を要請することとなります。

仮に上記要請に基づいて発信者情報が開示されたとしても、通常の開示請求より更に時間がかかること等により、その間に P2P ファイル共有ネットワーク内で当該コンテンツが「拡散」し、仮に当該発信者が当該ファイルの送信防止措置を講じたとしても、P2P ファイル共有ソフトの他のユーザーによる同ファイルの複製物のアップロードがネットワーク内で継続してしまうことが容易に想定されます。このように、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害行為に対しては、現状のプロバイダ責任制限法が想定する以上に、迅速な対応が可能となるような運用を実現することが必要です。

そこで、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要

件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法の見直しを希望します。

【（イ）デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】

5. 権利制限の一般規定の運用実態の確認（知財推進計画 2013 の策定について）

権利制限の一般規定に関しては、いわゆる「写り込み」等、著作権者の利益を不当に害しないような著作物等の利用であっても、形式的には著作権侵害に該当するものについて、著作権侵害とならないことを明確にするため、利用目的や要件が一定程度包括的に定められ、平成 25 年 1 月より改正著作権法が施行となりました。

にもかかわらず、著作物の利用者側においては今後も一般規定の適用範囲の拡大を求めることが予想されますが、何もかもを一般規定で権利制限されることを著作権者等は大いに懸念しておりますので、ある事柄について「一般規定で解決すべし」との結論ありきの議論を提言されませんよう、くれぐれもご留意ください。

【（イ）デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】

6. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化（知財推進計画 2013 の策定について）

●シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与

多くのビジネスソフトウェアメーカーは、プログラムやデータベースの著作物をその複製物等によって頒布する際、シリアルナンバーやアクセスキー等、媒体やライセンス固有の番号も同時にユーザーに配布しています。一般にこのシリアルナンバーやアクセスキー等は、（ア）プログラムやデータベースの著作物を媒体からコンピュータにインストールする際の手続きとしてユーザーに入力させ、真正な番号でない場合にはインストールを中断する、（イ）「体験版」等として頒布した、使用期間や使用可能な機能等が制限されたプログラムなどの著作物についてその制限を解除する、等の目的で使用されています。つまりこれらシリアルナンバーやアクセスキー等は、当該プログラムやデータベースの著作物に含まれる複製や使用期間制限等の機能を持つモジュール等を「錠前」とし、それを開ける「鍵」として、権利者に許諾のない著作物の利用等を抑止する目的で配布されているのです。

上記の（ア）の場合は、プログラムやデータベースの複製を制限し、その効果としては、現行の著作権法が規定する「技術的保護手段」と同等の機能と評価され、（イ）の場合には、複製されたプログラムなどの使用を制限し、現行の不正競争防止法が規定する「技術的制限手段」と同等の機能として評価されるものですが、このシリアルナンバーやアクセスキー等をインターネットオークション等で不正に配布する行為が横行しています。これらシリアルナンバーやアクセスキー等については、現行法がその回避機器やプログラムの頒布等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当し難いと一般には考えられているため、これらが不正に流通しても、権利者にそれを食い止める術がなく、結果、無許諾複製の有効な抑止策となり得ていない状況が生じています。

これらシリアルナンバーやアクセスキー等による無許諾複製／使用の制限は、ユーザーにできるだけ負担をかけないという利便性の確保を最大限に考慮した、必要最低限の方法として、権利者がプログラムやデータベースの著作物の複製物等に採用しているものです。つまり、プログラムやデータベースの無許諾複製による被害を食い止める実質的な「最後の砦」とも言うことができます。

そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたく存じます。

●技術的手段を回避する行為の規制

技術的手段を回避する機器・プログラムの流通に関する規制の強化については、不正競争防止法においては平成 23 年 12 月より、また著作権法においては平成 24 年 10 月より改正法が施行されておりますが、残念ながら、いずれの法制においても、当該技術的手段を回避する行為そのものについては、規制対象とされませんでした。

しかし、デジタルネットワーク環境下においては、急速な技術革新に伴い、侵害行為も今後ますます多様化、巧妙化、複雑化していくことを勘案すると、支分権該当行為に直接該当しない著作物等の視聴等を制御する技術は今以上に重要となります。特に、クラウドコンピューティングの進展によっ

て、著作物等の視聴等のみによって対価を回収するビジネスはますます促進されると想定できます。これは、コンテンツのほとんどがデジタル化する現在においては、全ての著作物について言えることです。

そのため、技術的手段が施された著作物等をその技術的手段を解除して視聴等することについて何らかの権利性を持たせるか否かや規制行為とするか否かも含め、技術的手段の保護の在り方や同手段の回避に関連する行為の規制の在り方について、適時見直しを図っていただきたいと考えます。

【（イ）デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】

7. 海外における著作権侵害対策（「知財推進計画 2013」および「知的財産政策ビジョン」の策定について）

●法制度、実務情報の共有

インターネット上での著作権侵害対策として、諸外国での著作権法の改正や、権利者・ISP 等の事業者間の覚書締結等、様々な対策が講じられています。しかしながら、各権利者（団体）等が個別に詳細な情報を入手するのは負担が大きく、かつ非効率的であるといえます。

そこで、政府が中心となり、海外での情報を収集・翻訳し、国内の権利者（団体）等に提供するスキームの構築が必要であろうと考えます。

●侵害情報の共有

国境を越えた著作権侵害対策のためには、日本のみならず、同様の問題をかかえている他国と情報を共有し、対策を協議する場が不可欠です。そこで、政府が中心となり、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みが必要であると思われます。

【(イ) デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】

8. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入（「知財推進計画 2013」および「知的財産政策ビジョン」の策定について）

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案についてはその傾向が顕著です。

例えば、インターネットを通じた著作権侵害の場合には、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であること、P2P ファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合では、侵害行為者そのものの特定等が困難であるほか、仮に行為者が特定できたとしても当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。

現行の著作権法では、114 条の 5 により｢相当な損害額｣を裁判所が認定できることとなっていますが、特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みますと、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要があると考えます。

【(イ) デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化】

9. 国民への教育啓発の促進（「知財推進計画 2013」および「知的財産政策ビジョン」の策定について）

違法アップロードや海賊版の氾濫を防ぐためには、消費者が著作物等の価値やその保護制度を十分に理解することが重要です。特に、若年層への啓発は最重要であると考えておりますので引き続き、若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の意識の向上を図る施策をお願いいたします。

以上

知的財産戦略の推進について（要旨）

1. 著作権法 30 条の見直し

違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外する法改正を要望。

2. 著作権法 47 条の 3 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限

著作権法 47 条の 3 によって複製が適法となる者を、『複製物を使用する権原を取得した者』に限定する法改正を要望。

3.違法コンテンツへのリンク並びにそれらを集積した「リンク集」等の著作権侵害の蔓延を助長する行為への対策
違法コンテンツへのリンクの設置並びにそれらの集積であるリンク集の運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、差し止め請求の対象とできるよう要件、定義等を希望。
4.プロバイダ責任制限法の見直しについて
●プロバイダ責任制限法のあり方
プロバイダ責任制限法において各種権利侵害を一律に定めることには限界があることから、各法制（著作権であれば著作権法）における解決も視野に入れた検討を希望。

●P2P ファイル共有ソフトにおける発信者情報開示要件の緩和等
P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法の見直しを希望。

5.権利制限の一般規定の運用実態の確認
著作権者等が一般規定により権利制限されることに対し多大な懸念を有していることを鑑み、一般規定の拙速な拡大をしないよう十分に留意されることを希望。

6.著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化
●シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与
不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定について早急な検討を希望。

●技術的手段を回避する行為の規制
技術的手段が施された著作物等をその技術的手段を解除して視聴等することに何らかの権利性を持たせるか否かも含め、技術的手段の保護の在り方について、適時見直しを希望。

7.海外における著作権侵害対策
●法制度、実務情報の共有
政府が中心となり、海外での著作権侵害に関する情報の収集・翻訳、並びに当該情報を国内の権利者（団体）等に提供するスキームの構築を希望。

●侵害情報の共有
政府が中心となり、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みを希望。

8.侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入
インターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大や損害の立証の困難さ等に鑑み、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的な観点からの検討を希望。

9.国民への教育啓発の促進
若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の知的財産権に関する意識の向上を図る施策を希望。
以上

No.	法人・団体名
5	一般社団法人知財経営推進企業協会

意見

「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」提出原稿
このままでよいのか日本の「特許明細書」

技術の優位性が守れない企業はグローバル社会で生き残れない

明快な特許明細書でグローバル時代を生き抜く
“特許の力で、日本の元気を取り戻したい！特許の力で、日本の「物づくり技術」を守りたい！特許の力で、自社の「技術ブランド」を築きたい！特許の力で、世界からビジネスパートナーを引き入れたい！特許の力で、侵害者を排除したい！”と思っても、残念ながら日本の特許明細書には、その力がない。

なぜ日本の特許は、世界で通用しないのか。その原因は読み手側に伝わらない難解な特許明細書にある。つまり、特許は取ったが、自社の発明技術が伝わらない、侵害者を排除できない、警告を受けたが対処できない、という現状を招いている。**それは「日本特許明細書」が「グローバル知財」に対応されていないからである。**

1. はじめに
難解な「日本特許明細書」から外国特許明細書への翻訳は困難な状況にある。海外の人々から理解が得られない特許明細書は、日本の国益を大きく損ねている。

問題の本質は、我々日本人が世界へ発信する言語に対しての無関心にある。つまり**「いま我々が使っている日本語が発明技術の説明に適さない」**ということを見過ごし、「特許鎖国」の状態でグローバル知財の時代を迎えたことである。「日本特許明細書」は、日本特有の「以心伝心」の曖昧文章が多くガラパゴス化している。（＊－1 を参考）

曖昧な特許明細書は、「イザ、有事」となったら戦えないだけでなく、自社の発明技術を正確に伝えることができず、新たなビジネスチャンスに出会うこともない。侵害事件に巻き込まれたとしても、相手に対して自社特許への侵害領域すら伝えることができない。従って侵害されても文句は言えない。侵害者としても、何処が侵害しているのか、その判断がつかないまま製品化してしまうケースすらある。

いま中小企業は「何のために特許出願をしたのか、むしろ特許出願をするリスク（技術流出）の方が大きいのでは」という疑問を持っている。その理由はハッキリしている。それは特許を「どのように活用するのか」「どのような手法、戦略で対応するのか」「どのような経営効果を考慮するのか」を考えた特許明細書が作られていないからである。中小企業の「知財戦略」を策定し、実行するためには特許明細書の質の「善し悪し」が全てである。知財の当業者たちは「知財戦略」と言う言葉は好きだが、ちっとも戦略的ではない。

2. 特許明細書は発明技術の説明書である
特許明細書は「技術文書と法律文書が入り混じった特殊な文書である」という誤解が、弊害と混乱を招いている。法的な要因が強ければ明確に書くことへの恐れが出る。「シロ、クロ」が明確になることで、責任が問われるケースが出てきたら「ヤバイ」という心理が働き、責任を問われないための知恵として「曖昧にして書く」という先例が伝統として引き継がれているのであろうか。技術はまさに文明である。発明技術は「文明言語」で表現すれば明快に書くことができる。グローバル社会での「知財紛争」となれば、つまるところ言語の戦争となる。

3. なかでも権利主張が極めて曖昧な「日本特許明細書」
「日本特許明細書」の請求項は、他者の侵入（排他権）を防ぐための明確な境界線も無ければバリエーション豊かな塀も建てられてない。他者から真似されるリスクを回避するために、発明技術の本質や権利の範囲自体を曖昧な文章だけで防御するという措置が取られているとすれば、おかしな話である。また読み手側に対して「この部分まで、私が主張している権利範囲です。この領域で製品開発

をされる方は注意をしてください」という優しい心も必要である。**発明技術を開示したくなければ特許出願をしなければ済むことである。**（＊－2 を参考）

4. 日本の特許流通（技術移転）が成功しない理由

政府は「知財立国日本」の構築を重点政策として、特許流通に力を入れたことが過去にある。しかし、資金投入(税金投入)は大きかったが効果は小さかった。上手く行かなかった理由を下記に述べる。

一つは大企業の「死蔵特許」を中小企業やベンチャー企業へ使えないかとやったこと、この流れは逆だと思う。**二つは**大学や公的研究機関に知的財産部門を設置したが、特許明細書の重要性を認識することができ、さらにビジネスの本質が理解できている特許アドバイザーとの出会い（マッチング）が少なかったことである。**三つは、誰が読んでも理解しがたい特許明細書をそのまま放置し続けてきたことである、この罪は特に大きい。以上の三点である。**

特許流通は投資家をはじめ、中小企業経営者、ベンチャー企業経営者、ビジネスに関心のある人たちが読んで、発明技術の価値が理解できる特許明細書になっていなければうまくいかない。欧米はなぜ技術移転が活発なのか。彼らが書く特許明細書は「どうです、この発明技術はすごいでしょう。この大発明に投資をしてください！」と、投資家たちをその気にさせる説得力ある文章になっているからである。

例え発明技術に価値があったとしても、文章の拙さで、その価値をおとしめている「日本特許明細書」の存在があるとすれば、その損失は膨大である。因みに外国特許出願に対して出願費用などの支援を行っている自治体もあるが、このままでは税金の無駄使いに終わる可能性が高い。

欧米では当たり前のライセンス事業が日本の大学、公的研究機関、企業でも根付かないのは、特許明細書の品質に重きを置かない「日本知財村」の風土が邪魔をしているからである。その発明技術を使えばビジネスが可能であること、更にどこまで権利範囲が認められているのかを、興味のある人たちに納得させる必要がある。そのためには特許明細書の記述は明快で分かりやすく、そして強固な権利になっていなければならない。この至極当たり前のことをやっていれば、ビジネスチヤンスは限りなく世界へ広がる。特許明細書とは事業計画書でもあり契約書でもある。

5. 難しい技術を分かりやすく伝えるパテントライターの育成が急がれる

バリエーションに富んだ強固な特許を取得するには、特許明細書（＊）の最終創作者（パテントライター)が論理的な頭脳を持っていなければ、アイデアが足りずバリエーション不足を起し、弱い特許になるリスクが生じる。（＊）特許明細書案（発明技術の説明書）の作成は発明者の仕事。

パテントライターは、顕在化されていない情報（アタマの中にあるモヤ～としたアイデア等）や説明不足の部分を発明者から聞き出さねばならない。つまり「聞き出し上手」であることがパテントライターの必要条件となる。発明者から「アレコレ」と聞き出した様々な情報を整理し、論理的に筋道を立て明快な文章で説明をし、漏れや矛盾のない万全（強固）な特許明細書を作成せねばならない。

膨大な時間とお金をかけて開発した発明技術を分かりにくく不完全に書き上げられてはたまらない。これまでの苦労が最後の文書作りで全てを台無しにされては発明者も浮かばれない。パテントライターは、まさにクリエイターの仕事である。それ相当のエネルギーを掛け、対価も得るべきである。そのような訓練が知財関連の当業者へ実行されているとは思えない。

6.世界で通用しない日本から出願された外国特許明細書（迷彩書）

中国企業は日本企業との「特許侵害係争」を心配しないで、安心をして製品開発をしているのではなかろうか。なぜなら「日本特許明細書」が曖昧であるからだ。彼らにとって「日本特許明細書」は権利主張が明確にされていないから何ら恐れることは無い。

いずれにせよ、日本から出願された多くの「中国特許明細書」は「イザ」となったら、権利書として役に立たないのが多い。しかし最新技術情報としては、大いに役立っているから中国への貢献度は高いはずである。新種の「ODA」としか思えない。

結論を言えば日本人ですら理解ができない、意味不明で混沌（メルトダウン）とした、曖昧な「日本特許明細書」を中国人翻訳者が翻訳することに無理がある。対策として「英語なら大丈夫だろう」ということで、わざわざ英語翻訳して中国特許事務所へ提出する日本企業も見受けられる。しかし、日本語から翻訳した英文が意味不明の「ジャパニッシュ(和風英語)」であるから中国語への翻訳は、もっとひどくなる。

日本企業が中国へ出願している「中国特許明細書」の品質は特許審査以前の問題であり惨たんたる状態にある。ビジネスで使えない特許明細書は「紙くず（単なる紙きれ)」同然である。今後は中国だけでなくアジア諸国への特許出願が増える。しかし意味不明の英語文書を渡しても現地の翻訳者は翻訳不能となる。

7.翻訳者は原文に対して忠実翻訳するしかない､｢日日翻訳｣は不経済である。

外国語への翻訳が難しいのは､オリジナルである日本語で書かれた｢日本特許明細書｣の記述を｢読み取る｣ことにある。これは確かに｢難しい｣。例えば｢日本特許明細書｣を｢米国特許明細書｣に翻訳(転換)する難しさは、英語にあるのではなく、日本語の「読解」が難しいところにある。

翻訳者のエネルギーの多くが、この「読解」にあてられている。日本語を母語としている日本人翻訳者が、その日本語の「読解」に苦労しているのが現状である。｢日本特許明細書｣に書かれている日本語が意味不明のものであれば、どんなに翻訳者の腕がよくても明快な英語に翻訳することは難しい。

8.機械翻訳ソフトの支援が受けられる文明言語で書く教育が必要

情報を構造化するということは、文章に文法があるように情報に文法を与えるということである。文法にのっとった文章は、人に分かりやすい。文法にのっとった情報は、コンピューターにも優しい。それは、コンピューターにとって覚えやすい、解析しやすいということである。解析能力が高いということは感度が高いということである。つまり、与える情報の質を高めることでコンピューターの能力は何倍にも活用できるのである。

とある翻訳者が言うには､｢取り扱いが容易な部材がベルトコンベア上に適切に配置されている｣。これを｢①部材がベルトコンベアの上に配置されている。②その部材は取り扱いが容易である。③その配置は適切である。｣と、機械翻訳ソフトにかければ、機械翻訳ソフトは何ら文句を言わずに働いてくれる。(＊－3 を参考)

9.「米国特許明細書」と「日本特許明細書」の作成順序が違う？

発明の背景と概要と詳細説明と請求項から成り立つ特許明細書は「請求項」をサポートするものになっていなければならない、と米国特許法（これは世界共通）では明確に規定されている

「米国特許明細書」で、発明の概要（ Summary of the Invention）にあたる「課題を解決する手段」というセクションがある。この部分の説明を「請求項」の複製で済まされていることは驚きである。特許権を請求した、あるいは特許権利を獲得した発明技術がどのようなものなのか、誰にでも分かるように簡潔に明快に説明しなければならない場所が請求項の文章と同じである。これは論理の流れからいってありえないことである。

欧米の常識からいえば、文書は主題の背景を述べ、主題の概要を説明し、それを実際に展開するとどうなるか、そして実験結果や展開計画を述べる構成となっている。特許明細書では、それらをご理解いただいたところで「私は請求します」と、つまり「アイ、クレーム」となる権利主張を最後に行うのが自然な流れである。すなわち明細書の中で発明を丁寧に説明して、ご理解をいただいたうえで「私はこのように発明の権利を請求いたします」というのが決まりであると思う。

請求項と同じ文章を明細書の方にも載せるなら、わざわざこのようなセクションを設ける必要はない。日本の書き手は「請求項」を先に作成して、明細書へ反映（貼り付け）させているとしか思えない。私の勘違い、思い込みであれば良いが。（＊－4 を参考）

10. 世界へ「物･事・考え」を伝える為の第二母語「文明日本語」の必要性

世界の人々に何ごとかを伝えるためには、好むと好まざるに関わらず、論理的に明快に記述する能力を高めなければならない。我々日本人は、この世界の共通事項を論理的に明快に伝えるため、もう一つの日本語を持つことが必要である。

我々日本人は「物・事･考え」を世界へ伝える手段として、形があるもの（製品）で、造形美術や画像（映像を含む）で伝えてきた。言語でもって他者を説得することが苦手であり、造形美には鋭い感性を持つ日本民族としては、それがきわめて理にかなった戦略でもあった。そのことが世界に誇れるアニメ文化、キャラクター文化を生み出している。

しかし概念、原理、技術、仕組み、システム等々は言語で表現するしかない。少なくとも言語が主であり、図面はその補助である。これらの技術とかシステムは、文明としての存在であるから、言語が異なっても論理的に表現してあれば伝えることができる。

ではどのようにして「文明日本語」で書けばいいのだろうか。実は極めて単純である。英語で記述されている「物・事・考え」と同じ内容を日本語文章で明快に書けるように訓練すれば良いだけである。世界の普遍事項を論理的に明快に書き表すことにおいては、英語が格段に適しており整備されているから、とにかくまねするのが手っ取り早い。（＊－5 を参考）

11. 提言

理工系大学の英語教育に「米国特許明細書」を教科書として使うというアイデアはいかがであろうか。学生たちは世界の最新技術を日常的に学ぶことができ、発明意欲を掻き立てる姿勢もでてくると思うが。また学生たちの論理力の無さも問題になっているが、「米国特許明細書」は極めて論理的に構成（展開）されており、その文章は明快で分かりやすく記述されているから、教材として使えば論理力も向上するはずだ。「文明日本語」で表現できるようにもなる。まさに「一石三鳥」ともいえる。

学習科目によって文章の書き方はそれぞれ違うことは誰もが承知している。例えば、理科実験のレポートは「見たまま、ありのまま」を厳密に書くことで情感が入り込む余地はない。社会科のレポートは、与えられたテーマに対して筋道を立てて分析することが求められる。その分析結果に対して自分の考えを正直に述べていくことになる。国語教育は、日本語の読み書きを教える場である。時には文学者の力を借りて、読み手を引き込む「文才」を学ぶこともある。小中高等学校で、このことを意識した「メリハリ」のある言語教育をすれば、学習科目に合った文章が書けるようになっていくのではなかろうか。因みに大学入試センター試験の国語の問題は、そもそも選択科目〔趣味〕に位置するものと考えている。難解な文章を解くための勉強では「グローバル人材」は育たない。

（以上）2013 年 3 月 21 日

【補足】: この提言書は、4 月の初旬に発行される拙本を基に書いています。書籍が発行されたら改めてお送り致したいと考えています。お読みいただければ幸いです。

【補足】:「日本特許明細書」は、世界で通用し難いことを訴えていますが「全ての特許明細書」が当てはまるわけではありません。技術分野によってもバラツキがあります。技術分野に関係なく「キチ

ン」と書かれた特許明細書も見受けられます。全ての特許明細書がひどいという誤解を招かない為にもあえて書き添えておきます。これまでのやり方を全て否定することはできません。しかし、嫌でもグローバル化は避けられません。「グローバル知財」に合ったやり方へ変える時期が来たということです。

【参考資料】

（＊－1）：具体的に言えば、権利範囲の主張が極めて曖昧で権利の主張が明確になっていない。更に発明技術を再現(実施できる）させる説明が極めてズサン、非論理的で整合性がとれていない。つまり、特許明細書に書かれている通りに実行しても再現（実施）ができないのである。特許庁審査官もそこまで理解することは困難であるから、間違えた特許査定をする場合もある。とにかく読み手側が理解をするのに、あるいは納得するのに困難な特許明細書となっている。

（＊－2）：「欧米特許明細書（請求項を含む]」は明確に書かれている。その替わり、発明権利を守るための境界線を明確にして「高い塀」を幾つも建てる策が「きちん」と施されている。その「高い塀」は、アイデアにとみバリエーションに富んでおり分かりやすい。つまり、多重の「高い塀」があるから泥棒も入りにくいということになる。

その「高い塀」を建てるには「どのような塀を建てるか」という創造力が要る。その塀が設計図通りに「強固に建てられているか、あるいは欠陥がないか、補強すべき弱い部分がないか」を突き詰めていくには論理力が必要である。特許明細書の書き手は創造力と論理力が必要である。日本の知財当業者に足らないのが創造力と論理力である。

（＊－3）：特許文章だけではない。例えば日本の井戸掘り技術を世界へ発信すれば、真水が不足している世界の人々から感謝されることは間違いない。日本の農業技術もすごいものがある。「文明日本語」で書いて発信すれば日本の技術は世界中に広がる。これらの技術をインターネットの翻訳ソフトで翻訳できる「文明日本語」が重要である。文才は必要ない。その地域に必要な技術は、その地域で根付き、多様な形で豊かさをもたらすであろう。

（＊－4）：「米国特許明細書」の請求項は、確かにピリオド一つの一文で書かれているが、日本語と英語では言語としての条件が異なる。英語（英語だけでなく欧州語も）は、記述の切れ目を付けるのに、コンマ（,）、セミコロン（；）、コロン（：）、ピリオド（.）と四段階を利用できる。これで区分けできるから、ピリオド一つの文章形式になっていても、さほど苦労なしに読むことができる。

しかも、この区切りの道具だけでなく、動詞の分詞形、文法でいう過去分詞とかＩＮＧの現在分詞、さらには不定詞も利用できるから、本動詞、すなわち文章の核である動詞の原型がなくとも意味を伝えることができる。さらにいえば、関係代名詞や関係副詞（wherein　つまり in which　）という便利な道具も揃っているから、いくらでも言葉をつないで行くことができる。一つの文章で書くのが苦にならない。少し勉強すれば誰でも請求項の形式にのっとって書けるようになる。

日本語はこうはいかない。単語と文節をつないでいく接着道具には「テニオハ」しかないのだから、通常の文章においても少し長くなると、なにを言わんとしているのかわからなくなる。このような言語を操って、あれも請求したい、これも請求しておきたい、と一つの請求項の中に構成要素や機能や方法を入れ込んでは誰も理解できないのは当然である。

どうせ米国流をまねするのなら、ついでに特許明細書、特に請求項の構成も米国流に合わせてもらえればありがたいのだが、ここだけは「日本オリジナル」が守られている。なるほど、形だけは似ているが本質は見事に無視されている。

（＊－5）：論理的文書を作成するためには、二つの要素が欠かせない。ひとつは論理的に「文書」を構成（展開）することである。もう一つは論理的に「文章」を記述することである。

日本人が作成する文書が英語へ翻訳できない場合が多い。この原因は、上記二つの要素が適合して

いないからである。特に、文書を論理的に作成するという「建築」訓練を受けていない人が案外に多い。

論理思考で物事をつきつめ、それを論理的に表現する訓練がされていないのに、英語を、勉強しろと迫られても、それは酷な話である。なぜなら頭の中で論理思考が育っていないところに、英語を身につけろと迫られることは二重の苦難を強いられることになる。そのため、結果としては英語も身につかず、母語である日本語で論理的に表現することもできない「日本人」がたくさん出てくることになる。

【参考:中国特許公報の機械翻訳ソフトの可能性についてのコメント】

中国と米国の共通点は、国土が広くて他民族の集まりである。コミュニケーションをとるための共通言語が必要である。米国は英国語を元にして英語を作り上げた。中国では北京語がその役割を担う。しかし急速な経済発展を続ける中国は、欧米、東南アジア、台湾、香港、朝鮮（韓国)、日本、すなわち世界から様々な言語が、どんどん入り込んでいる。それを漢字にして北京語にする作業（辞書の構築）は経済発展のスピードに追いつかない状態にある。さらに昔から中国各地に根付いている言語もあるのでとても厄介である。

国際（PCT）出願している中国特許明細書は、他言語（英語）に翻訳ができるように訓練されたエリートによって文章が作られており技術用語も英語との対応が比較的｢キチン｣とされている（中国語から英語の機械翻訳は可能)。問題は中国国内だけに出願されている特許明細書や実用新案明細書である。

「ハッキリ」と言って自由気まま、勝手に書かかれている状態と言っても過言ではない。更に 3000 年の歴史を持つ中国漢字の難しさもある。とにかく、中国人技術者が読んでも理解が難しくて翻訳が出来ない表現（文章）が「ゴマン」とある。例えば、一つの技術用語に対して 10 個以上の同義語は、｢ザラ} にある。とても日本人には手に負える部分ではないと考えている。こんな複雑な中国語で書かれ中国特許（実用新案）明細書を機械翻訳できるとは考え難い（あくまでも私見である)。

No.	法人・団体名
6	一般社団法人 電子情報技術産業協会

意見

■戦略１．知財イノベーション総合戦略：意匠の国際登録に関するハーグ協定加入に向けた取組の推進

・ハーグ協定ジュネーブアクトへの早期加盟を希望する。
(理由)
簡便・安価に海外複数国で意匠登録が可能となるハーグ協定ジュネーブアクトは、意匠のグローバル戦略の推進にとって重要であり、早期に加盟すべきである。

■戦略１．知財イノベーション総合戦略：工程表（７）意匠の保護対象の拡大に向けた検討の促進

・検討を慎重に継続して頂きたい。
(理由)
2012 年度中に結論を得る計画であったが、最終的には明確な結論を得るに至っていないと思われる。わが国の産業界のニーズと意匠法全体の枠組みの中での法的整合性を十分に吟味し、慎重に検討して頂きたい。
併せて、審査国であるわが国の意匠の審査基準や審査に用いるデーターベースについて整備すること及びその情報開示を推進することを希望する。これにより、ユーザーの利便性の向上引いてはわが国の意匠制度の強化につながると考える。

■戦略１．項目(11)　模倣品・海賊版対策の推進

・ACTA 加盟国の拡大

わが国が模倣品・海賊版に対する国際協定として提案した ACTA は、ハイレベルの知財保護が謳われたものであり、2011 年に署名式が行われた。わが国政府においては、加盟国拡大に向けた努力を継続すべきである。

■戦略１．項目(13)　タイムリーな権利化の実現

・タイムリーな権利化を実現させるため、早期審査、通常審査、遅延審査のいずれかを選択できるようにすべき。

（理由）

・審査請求から FA（First Action）まで平均２年前後と、FA 期間が大幅に短縮され、また早期審査制度も機能し、早期権利化の観点からは改善してきている。

・しかしながら、製品化までに長期間かかる基礎研究等の場合、いたずらな早期権利化は製品化に至る前に特許権が確定することを招き、特許権が製品をカバーできない可能性がある。

・特に、遅延審査につき、引き続き検討が進められることを期待する。

■戦略１．項目(14)　職務発明制度の運用

・特許を受ける権利は原始的に法人に帰属するものとすべきである。発明奨励の従業者へのインセンティブは、企業戦略に委ねることが適切である。産業界、各種団体からの意見や検討を踏まえ、即座に、改正協議・検討に着手すべきと考える。

また、改正の際には、適切な経過措置を設け、訴訟リスクを遡及的に断ち切るべきであり、当協会にとってこの遡及適用も極めて切実な要望であることを理解いただきたい。

（理由）

・企業における研究開発・製品化・事業化プロセスは、多くの従業者による様々な貢献によって成り立っている。このような中、職務発明制度により発明者だけを特別扱いして優遇することは、企業活動を阻害する。

・事業を行う上で職務発明問題が存在することは事業の予見性を著しく低減させ、企業の研究開発投資へのインセンティブを委縮させている。

・グローバルな知を惹きつける研究開発拠点等を整備する場合に、事後に発明者との関係が複雑化する日本独自の職務発明制度が諸外国からの研究開発拠点を誘致する上で障害となるとの考えている企業が多い。

・個々の企業においては、自社の判断で各種のインセンティブ制度を設けているとの実態もあり、発明者を適切に処遇することは企業の存続に関わることであり、企業自身の問題として捉えられるべきものである。

■戦略１．項目(15)　特許権の安定性の向上

・２０１２年度に検討された「特許に関する付与後異議申立制度の創設」につき、制度の実施に向けて、さらに対応が進められることを期待する。

（理由）

・日本では数年前に、特許異議申立制度が廃止された結果、先行文献のサーチ不足により許可された特許権が潜在的に存在している可能性がある。安定性の高い特許権を発生させることは、特許権者の権利の活用に重要である。無効審判より簡易に、公衆審査である異議申立制度を再創設することを提案する。

・当該制度は、従前より欧州では存在し、米国では昨年の法改正により創設されたが、わが国に、このような制度がないことは、わが国の特許権の信頼性・安定性に疑念が持たれかねない恐れがある。

■戦略１．項目(73)　産学官の研究開発における知的財産の有効活用に向けた仕組の整備　～産学連携関係契約における不実施補償条項の撤廃

・産学連携時に問題となる不実施補償条項について、撤廃も含め、検討・協議することを要望する。

（理由）

・産学連携の障害の一つにいわゆる不実施補償の問題があり、大学が企業に対してかかる不実施補償

を求めるに際しては、大学と企業との共有特許権について、企業が自己実施した場合に、企業が大学に実施料を支払うことを義務付けることが極めて多い。
・特許権の自己実施により得られる利益を算定するのは極めて困難であり、運用上も企業に多大な労力を強いられ、結果として、産学連携がうまく進まないことも懸念される。
・例えば、電機業界においては、ある製品が数百・数千件もの特許を使っていることも珍しくない。これらの特許には、自社のものもあれば、他社からライセンスされたものもある。また、企業によっては数百・数千の製品群を擁することもあり、さらに各製品は多数の自社開発の部品、他社から購入した部品から構成されている。
・このような複雑な特許群、製品群、部品群から、特定の一件の特許がどの部品・製品に使われているかの判断は容易ではない。仮にそのような判断ができたとしても、その特定の特許の寄与度を求めることは非常に困難である。かかる状況で、実施料の金額を算定することは、不可能と言わざるを得ない。とりわけ電機・IT 分野では産学連携が著しく妨げられていると考える。
・また、不実施補償の規定は、諸外国の大学の共同研究契約書にはない規定であり、特に外国企業・機関との産学連携の障害になっている。

（103）二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化

中国においては、官対官の覚書の締結により、幅広い対話の窓口が整備されつつある状況を、当協会としても高く評価する。

例えば、当協会の会員企業が苦慮している中国における商号問題は、IIPPF の建議として、取り上げていただくのみならず、官対官の場でも協議いただいている。

中国においては、例えば、現在、権利者負担となっている税関保管料や侵害品の処分費用を、税関負担としていただけない、インターネット上の模倣品に対して侵害者への罰則が甘く再犯が絶えないなど、一朝一夕に解決しない問題が多く、模倣品ビジネスが成り立ちにくい環境を目指し、要請活動の継続・強化のご支援を賜りたい。

例：インターネットの急速な広がりの中、中国以外の国でもインターネット関連の法律の状況を調査していただき、法整備のための要請活動をお願いしたい。

（104）社会経済の変化に柔軟に対応した著作権制度の整備

■アクセスコントロール回避規制(H24 改正の問題点)

平成 24 年の著作権法改正によって技術的保護手段に関する規定の整備がなされたところ、著作権保護に名を借りたプラットフォーム保護の弊害が生じうることが、改正審議の段階から、産業界及びユーザーのみならず著作権法の権威である複数の有識者から指摘されていた。しかしながら、知財推進計画 2011 の具体的取り組みとして「製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備」するとされていたにもかかわらず、いまだにかような規定の整備はなされていない。コンピュータ・プログラムの相互運用性確保の目的での回避プログラムの提供を可能とするなど、研究開発やイノベーション促進に配慮頂くべく、早急な規定の整備をされたい。

また、上記改正後も、ユーザーの適法行為の範囲が事業者に対する行為規制によって事実上制限される場合があると考えられる。例えば、著作権法 30 条 1 項 2 号ではユーザーによる複製を伴わない回避行為自体は適法であるものの、事業者が当該目的のために技術的保護手段の回避装置又は回避プログラムを提供する行為等が規制されているため、ユーザーは適法な回避行為を行うためのツールを入手することが困難となる。かような懸念に関して検討をお願いしたい。

■その他　「知財推進計画 2011」の実施状況 No.51　日本版バイドール法関連の契約書・報告の統一化および内容見直し

・政府資金による委託研究開発の契約書・報告書の統一化や内容の見直しを行い、日本版バイドール法の実効性を高める検討を要望する。

（理由）
・いわゆる日本版バイドール法が制定され、わが国産業の生産性向上を図る環境が整ったかに見える。
・しかしながら、日本版バイドール法の運用面では依然として課題がある。政府資金による委託研究開発に適用される報告事項が、省庁毎、管理部署毎、年度毎に異なるケースが散見され、また内容もきわめて長期（例えば、特許権満了まで）に義務を課すもの、実施態様について詳細な報告を求

めるものなど、対応する企業の管理負担が重い。
・一方、例えば、米国では、国防・軍事関連など特別な配慮が必要とされるプロジェクトを除き、基本的に知財に関しては契約書や報告事項は統一化されており、特許出願・特許権等に関し企業が自ら管理して報告しなければならない事項は発明から２年以内に完了する。

■その他　「新たに盛り込むべき政策提案」→「差止請求権の在り方の検討」
・産業構造審議会特許制度小委員会報告書（2010/11）では、『NPEや国内外の技術標準をめぐる権利行使の実態、諸外国における議論、国際交渉やわが国における判例などの動向を踏まえつつ、差止請求権の在り方について多面的な検討を行うことが適当であるとの指摘がなされた。この点を踏まえ、多面的な検討を加速化しつつ行った上で、引き続き、わが国にとってどのような差止請求権の在り方が望ましいか、検討することが適当である。』との記載がされている。
・特許制度の理念と異なる動きをするNPEの活動が世界規模で活発化している状況を考慮すると、本件については、単なる継続検討とするのではなく、ワーキンググループの設置など、継続検討の実施を担保するための仕組みを用意すべきであり、引き続き多面的な検討を求める。
・なお、検討においては、差止請求権への権利濫用法理の適用、及び標準規格といった協調領域においては、差止請求権がないものの損害賠償請求権や対価請求権のある「ソフトＩＰ」的な権利体系（現行制度の廃止ではなく、現行権利体系と併存させたダブルトラック型の権利体系）、RAND 宣言後の権利行使（権利が RAND 宣言後に第三者に移転した場合を含む）も含め多面的な観点の検討を要望する。

■その他　「新たに盛り込むべき政策提案」→「グローバルスタンダードを阻害する特異な特許制度の見直し」
・グローバルスタンダードの阻害要因となる日本独特の特許制度であって、現時点においては日本自身にとっても重要性が低くなった特異な特許制度、例えば、発明の単一性/STF/シフト補正の制限に関する制度や、最後の拒絶理由通知の後の補正の制限等につき、見直しを検討することを要望する。
（理由）
・日本がアジア各国に対して特許制度の面でイニシアチブを発揮するためには、わが国の特許制度がグローバルスタンダードに馴染む制度であることが望ましいと考えられる。現状では、日本のみに存在する制度が存在するため、日本での権利化を望む出願人にとっての負担となっている。
・現時点ではＦＡ１１の達成が目前であることを鑑みるに、上記制度が設けられた、審査滞貨が溜まっていた数年前の状況からは変化がある。状況の変化も踏まえ、上記制度存在の意義について、見直しを要望する。
・発明の単一性/STF/シフト補正の制限については、審査基準の見直し検討が行われているところであるが、これを更に進めて特許法における同制度の見直しを要望する。

■その他　「新たに盛り込むべき政策提案」→「パテントボックス税制の導入検討」
・オランダやフランスで既に導入され、英国でも本年４月から導入される「パテントボックス税制」は、知財によって得た所得に低税率または所得控除を適用することによって「知の創造力」の発揮を促すものである。民間企業の研究開発の促進に資すると考えられるため、わが国においても早期に導入すべきである。
その際、単に他国制度を引き写すだけでなく、特許以外の意匠・商標の実施料も対象とする等、さらなる魅力的な制度設計とすることも含めた検討を期待する。

■その他　「新たに盛り込むべき政策提案」→「知的財産高等裁判所の検証と今後のあり方の検討」
・わが国の知財政策の成果の一つである知的財産高等裁判所の設立からおよそ 10 年を迎えつつある。これまでの実績を踏まえて設立当初の理念が実現されているか検証するとともに、今後のあり方を検討するべきである。
・知財訴訟のグローバル化が進むなか、わが国の知的財産高等裁判所の国際的な存在感は必ずしも大きくない。今後は、国際的な情報発信、裁判官の国際交流を進め、とりわけアジアにおけるわが国司法のプレゼンスの向上が図られことを期待する。

Ⅱ　国際競争力強化に資する２つの知的財産総合戦略
２．日本を元気にするコンテンツ総合戦略
① コンテンツの世界展開を支えるデジタル・ネットワーク社会の基盤整備を進める。
（イ）デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化

■リバース・エンジニアリング

コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングに係る権利制限規定については、「知的財産推進計画２００８」で同年度中に法的措置を講ずるとの提言がされた後、文化審議会著作権分科会にて検討が行われ、平成２１年報告において権利制限の対象とする旨の方向性が出されてから３年以上が経過するにも関わらず、未だ立法されていない。同分科会平成２３年報告の「権利制限の一般規定」の検討結果の中でも、「個別権利制限規定を創設することによる対応を行う事が適当」と整理されているところ、速やかな立法に向けた政府の取り組みに期待する。

■プロバイダによる侵害コンテンツ対策

権利侵害コンテンツの対策を検討するにあたっては、権利者側と事業者側（プロバイダやインターネット接続機器メーカー等）の協力が不可欠である。しかしながら、例えば、いわゆるリーチサイトやUGC（User Generated Content: ユーザー生成コンテンツ）サイトの規制等の名目で、技術的な侵害防止措置を義務付けたり、事業者側にのみ、一定の侵害責任を負わせたりするような法制度を新たに策定することは、過度の負荷により著しい不公平を招き、却って新たな法的問題を引き起こすこともありうる。侵害コンテンツ対策は、あくまで、現行制度の延長線上で、まずは権利者側と事業者側の自主的な取り組みに委ねることが望ましいと考える。

■権利制限の一般規定

いわゆる「権利制限の一般規定」については、平成24年の著作権法改正において、いくつかの個別権利制限規定の創設が行われた。当初、政府としては知財推進計画2009において「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入」する方針を明記していたにもかかわらず、当該内容を受けた文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の報告書はいわゆる３類型に限定し、さらにその後の内閣法制局とのやり取りにより今回の法改正の内容に至ったと言われている。この内容は、3類型の内容をカバーするにも程遠いものである

ビジネスの現状としては、メディア変換における事象のみならず、クラウドビジネスにおけるネットワークプラットフォームがフェアユース規定のある国では、円滑にかつ急激に進展していることに伴い、事業者やユーザーがフェアユース規定のある国に移行し、国内ユーザーの利便性を損なうばかりか、国内産業がますます競争力を失い、疲弊することが懸念される。それゆえ、権利制限の一般規定を導入するよう、権利者の利益に配慮しつつ、更なる検討を進めていただきたい。

なお、上記の３類型に該当しない、企業内での様々な利用行為のうち、権利者の利益を不当に害さないものと考えられる行為類型（複製物を適法に取得・所持している場合における極めて少部数の複製など）についても早急に解決いただきたい。

論点整理（案）コンテンツ強化関連
１．デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備（２）施策の方向性
③コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境整備
■クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度構築(私的録音録画補償金含む)

「コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境整備」の課題の一つとして「クリエータへの適切な対価還元に向けた制度構築」について論点整理がなされているところ、その内容のほとんどが私的録音録画補償金制度の記述のみによって占められている。

私的録音録画補償金制度というのは､複製によって損失が生じる場合にその損失を補償するための制度であり、そもそも市場拡大のための環境整備として導入された制度ではない。

コンテンツ産業の市場拡大のためにクリエータへ適切な対価還元がなされるべきことは言うまでもないが、それは本来契約によって行われるべきことである。この基本認識が欠落している。

したがって、検討されなければならない論点としては、まずは契約自由の原則に基づきクリエータに適切な対価還元がなされているのかどうかである。仮に、契約自由の原則に基づいて適切な対価還元がなされていない場合があるのであれば、それはどのような契約についてであるのかが検討がなされ

なければならい。さらに、適切な対価還元がなされていない原因について調査の上で、その契約部分に焦点を絞って有効な施策を模索しなければならないはずである。
それらの検討もせずに、契約自由の世界とは関係のない既存の法制度の温存という議論にすりかえている点は不相当であり、上記に提案する論点を検討することを再考して頂きたい。
なお、私的録画補償金制度に関しては、昨年の最高裁決定を受けて知財高裁の判決が確定しているところ、そこでは当事者の合意が必要とされた。現行制度の拡大には従前からの主張どおり反対であることも申し添える。

■間接侵害

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（以下”小委員会”）は、平成 24 年度の活動（第 12 期）において、 司法救済ワーキングチームからの答申を踏まえ、いわゆる「間接侵害」に係る課題に付き引き続き検討を行っており、当協会は小委員会に対して、以下の意見提示を行っているところである。

- 一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべき点につき異論はないこと。
- 間接行為者が差止請求の対象とされるためには、直接行為者による侵害の成立が前提となること（従属説）。
- 事業者によるクラウドサービスやメディア変換等の適法性・予見可能性を確保する為、差止請求の対象となりえる間接行為者の類型化に付き立法にて明確化すべきであること（もしくは権利制限規定の創設により対処されること）。

当協会は、「知的財産推進計画２０１３」において上記に沿って検討が進められることを希望する。

・電子書籍の普及促進

■電子書籍の普及促進に向けた環境整備

「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」において、出版物に係る海賊版対策及び電子書籍を中心とした出版物等の利用・流通の促進を目的として、著作権法を改正し出版者に著作隣接権を新たに付与すべく検討が行われているが、当協会はこれに反対の立場である。
何故なら、出版者に著作隣接権を新たに付与することにより、権利処理工程が複雑化し、電子書籍等の利用・流通の促進にはつながらず、むしろ阻害効果を産むと考えられるからである。加えて、出版物の海賊版対策や電子書籍等の利用・流通促進は、出版者に対する新たな著作隣接権の付与に依る事無く、現行法下で契約締結に依り実現可能であり、「知的財産推進計画 2013」においては、係る契約締結の促進に資するような環境整備政策が検討されるべきと考える。
当協会は、電子書籍の普及促進に向けた環境整備策として、著作権法を改正し包括的・一般的権利制限規定として米国著作権法に倣いフェアユース規定を新設することが有効であると考える。これにより、クラウドを用いて電子書籍等の著作物のストレージサービス等を行う事業の適法性が確保され、アマゾン、グーグル等が米国で行っているサービスが日本でも可能となり、電子情報技術産業の発展に資するものと考えている。

※「知財政策ビジョン」については、上記項目に加え、以下の項目を追加していただきたい。

■知財制度の国際的ハーモナイゼーション

・グローバルに活動する企業にとって、特許制度の国際調和への期待は高い。従来、先進国と途上国との対立や先進国間の意見の相違等が存在していたが、米国における特許法改正を契機に、日米欧での制度調和の議論や、中韓を含めた五大特許庁の枠組みでの議論を、わが国主導で活発化させるべきである。
・他方、制度調和以外にも、実質的な効果ある取り組みとして、特許審査ハイウェイ（PPH）やグローバルドシエがあり、今後の新興国等への拡大が期待される。

■国際協定の活用～経済連携協定の拡大と「知財章」の充実

・国際的な知財制度の調和、各国の制度の整備に向けては、WTO ドーハ・ラウンド等の多国間での議論の進展が望ましい。しかしながら、ドーハ・ラウンドの膠着等、多国間で各国の意見の隔たりが拡大するなか、二国間あるいは複数国間で関税等を取り決める自由貿易協定（FTA）あるいは経済連携協定（EPA）に「知財章」を設け、望ましい保護水準・制度を担保する動きが各国で活発となって

きている。わが国においても、わが国にとって重要な国・地域との知財制度の調和、制度構築・改善に向けて、EPA 締結国の拡大を加速すべきである。
・とりわけ、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉において新たな国際ルールの構築が進むなか、一刻も早い交渉参加により、わが国の意見を反映していくことが不可欠である。併せて、締結済の協定についても、見直し時期あるいは必要に応じて、わが国にとってより望ましい内容に改定していくことが重要である。

■著作権関連

今後 10 年間の知財戦略を立案するという以上、従来からの施策の延長線上の議論はされるべきではない。むしろコンテンツの利用方法の変化や技術環境の変化等に対応する必要があることをしっかり宣言するべきである。

例えば、著作権法だから文化庁というような考え方は捨てて、産業振興的な観点を積極的に反映できるための省庁間の役割分担や施策の必要性について検討されるべきである。

以上

No.	法人・団体名
7	一般社団法人日本音楽出版社協会

意見

《全文》

私的録音録画補償金制度について：（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」双方に向けた意見です。）

著作権法はその目的として「著作物ならびに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」と規定しています。

しかし、今日、「著作権の制限」によって認められている「私的使用のための複製」が「公正な利用」をはるかに超えていることは、われわれの日常を見ても明らかです。CD を CD プレイヤーで聴くことはむしろ少ないのではないでしょうか。とりあえずパソコンに取り込むところから始めるのが普通になっているのではないでしょうか。テレビ番組にしても放送時間以外の時間に見ることが少なくないでしょう。現在、私的録音録画は著作物の有力な利用形態になっているとさえいえる状況にあります。有力な利用形態となった私的録音録画は、著作物を享受するために不可欠の存在となっています。

この状況を、「公正な利用」を逸脱して「著作者等の権利」を侵害し、「文化の発展」を阻害しているとすることも可能です。しかし、私的複製が「有力な利用形態」とみなされ、また、クラウドコンピューティングにおける私的使用が取りざたされる今日、私的録音録画を例外的な存在として考えることはもはや不可能と思われます。

すでに、私的複製の手段（機器、記録媒体）のほとんどが私的録音録画補償金制度の対象外となり、私的録音録画補償金制度の形骸化は目に余るものがあります。権利者はこの中で権利を制限する代償としての経済的対価、補償措置の恩恵を受けることなく、長らく放置されてきました。

補償金制度の抜本的見直しが必要であることは間違いありません。しかし、解決への議論検討が長期にわたるということは、「公正な利用」をはるかに逸脱した「私的使用のための複製」による「著作者等の権利」の侵害がそれだけ積み重なるということです。抜本的見直しが、結果として著作権者の犠牲の上に行われるのでは納得できません。

速やかに、可能であれば経過的措置も含め、私的録音録画補償金は権利を制限する代償としての経済的対価、補償措置であるとの認識に立ち、私的録音録画が現在置かれている位置を斟酌し、権利者にとってもユーザーにとっても、また機器等の製造業者にとっても実りある改革へ向けて検討を開始すべきです。

著作権等存続期間の国際水準化：（「知的財産推進計画 2013」に向けた意見です。）

著作権及び著作隣接権の存続期間 70 年は、EU、アメリカはじめ多くの国で実現しており、主要国で 50 年にとどまっているのはわが国のほかカナダ、中国だけといっていい状況になりました。世界第 2 位の音楽市場を有するわが国で、欧米では当然保護されている著作物が無償で使用されているという事実は、日本が使用料を払わずに著作物を使用する、いわば不法行為を認める国という評価を生みか

ねません。また、50 年の保護期間を超えた我が国の著作物がこれら主要国で、保護されないということにもなります。知財立国を推進しようとしている時、その知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置するということは、国家戦略の放棄にも等しいものです。著作権及び著作隣接権の国際水準への延長を早急に進める必要があります。

ネット上の違法行為対策の推進：(「知的財産推進計画 2013」に向けた意見です。)
　2013 年 10 月に違法ダウンロード罰則化が成り、施行されましたが、ネットワーク社会が進展していく中で違法行為自体は今後も増加していくことが予想されます。また、社会における重要性が増大するとともに、不法行為によってもたらされる影響は幾何級数的に拡大、深刻化していくことも予想されます。コンテンツ流通においても、ネットワークの果たす役割はますます広がっていくことが考えられます。年少者から高齢者に至るまで教育という観点からの施策も含め、省庁を横断した総合的な対策が必要です。

《要旨》
私的録音録画補償金制度について：私的複製が「有力な利用形態」とみなされ、また、クラウドコンピューティングにおける私的使用が取り沙汰される今日、私的録音録画を例外的な存在として考えることは不可能です。速やかに、私的録音録画補償金は、権利を制限する代償としての経済的対価、補償措置であるとの認識に立ち、私的録音録画が現在置かれている位置を斟酌し、権利者にとってもユーザーにとっても、また機器等の製造業者にとっても実りある改革が必要です。

No.	法人・団体名
8	一般社団法人日本音楽著作権協会

意見

（知的財産推進計画２０１３の策定に向けた意見）
意見１　著作権の保護期間を著作者の死後７０年までに延長すべきであると考えます。

　知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループの論点整理にあるとおり，グローバル経済において我が国の競争力を強化するためには，「国際的な知財システムの調和を推進し，よりフラットでシームレスなグローバル知財システムを構築するという視点」が必要であり（同ワーキンググループ第２回資料１の１(1)），このことは，文化と産業双方の基盤となる著作権制度についても妥当します。
　ＯＥＣＤ加盟３４か国のうち，実に３０か国が著作権の保護期間を著作者の死後７０年が経過するまでとしており，死後５０年までとしているのは３か国（我が国のほかカナダとニュージーランド）にすぎません（残る１か国は死後１００年までとしているメキシコ）。「国際的な知財システムの調和を推進」する上で，こうした現状を座視することはできないと考えます。
　知的財産推進計画２０１２では，保護期間の延長について，「検討を行い，必要な措置を講じる。（短期・中期）」とされていましたが，何の進展も見られないまま，知的財産推進計画２０１３の策定を迎えました。今度こそ文字どおりに，国際的な調和を推進する視点に立ち，かつ，短期・中期に実現すべき施策として，保護期間を著作者の死後７０年までに延長すべきであると考えます。
（知的財産推進計画２０１３の策定に向けた意見）
意見２　著作権の保護期間に関する戦時加算義務を解消すべきであると考えます。

　サンフランシスコ平和条約１５条（ｃ）に対応するために制定された連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭和 27 年法律第 302 号）に基づく戦時加算義務については，平和条約の批准日等によって国ごとに加算日数が異なるだけでなく，著作物の創作時期，著作物の本国，国境をまたぐ著作権譲渡の有無などによって同一の著作者についても著作物ごとに加算日数が異なります。このため，戦時加算の対象となる著作物かどうかを判別し，対象である場合に加算すべき日数を確定するためには，国外の関係先に古い資料の提供を依頼するなどの調査が必要となり，このことが著作物の円滑な利用を阻害する要因となっています。
　パリ平和条約（1947 年調印）においては，枢軸国（イタリア，ハンガリー，フィンランド，ブルガリア，ルーマニア）と連合国の双方が加算義務を負う形で規定され，実質的には双方とも加算を行っていません。また，連合国との間で平和条約を締結していないドイツにおいても，加算は行われていません。我が国だけが，サンフランシスコ平和条約締結後６０年以上にわたって一方的な義務を履行してきました。

このような状況は早急に解消すべきであり，過去の意見募集においてもその旨の意見を述べてきましたが，「２０１０」以降の知的財産推進計画では，この問題に関する記載がされておりません。
平成 23 年 3 月の衆議院外務委員会及び平成 24 年 3 月の同予算委員会において戦時加算義務の解消を求める意見が出されたのに対し，政府としても重要な課題であると認識している旨の答弁がされました。平和条約自体の改正・修正が難しいとしても，関係各国との間の二国間交渉による解決は可能であると考えますので，知的財産推進計画２０１３において，改めてこの問題を盛り込むべきであると考えます。

（知的財産推進計画２０１３の策定に向けた意見）
意見３　私的録音録画補償金制度の実効性を確保するための措置を講ずるべきであると考えます。

私的録画補償金管理協会（ＳＡＲＶＨ）が家電メーカーに私的録画補償金の支払を求めた裁判で，最高裁がＳＡＲＶＨの上告を棄却したことにより，録画補償金制度は有名無実なものとなりました。また，録音補償金制度についても，新たな機器等の政令指定が一向に進捗せず，機能不全の状態となっています。
そもそも，補償金制度は，デジタル化の進展によって私的録音・録画が権利者の利益を大きく損なうようになった実態を受け，消費者の利便，技術の発展及び著作権の保護の三つを均衡させるために導入されたものです。
その後技術は発展を続け，消費者の利便も一層向上する中，著作権の保護だけが置き去りにされているといわざるを得ません。
クリエイターへの適切な対価還元は，コンテンツビジネスの持続的発展にとって不可欠の要素ですから，将来的には補償金制度に代わる新たな仕組みの構築を目指すべきであるとしても，差し当たり補償金制度の実効性を確保するため所要の措置を講ずるべきであると考えます。

（知的財産政策ビジョンの策定に向けた意見）
意見４　クラウドサービスの促進に向けては，権利制限規定を安易に見直すのではなく，権利処理の円滑化を図るべきであると考えます。

知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループにおいては，クラウドサービスの促進に向けた検討の方向性として，「権利制限規定の見直し」と「円滑なライセンシング体制の構築」とが挙げられています（同ワーキンググループ第２回資料２p.12）。
しかし，権利制限は，飽くまでも著作物の「公正な利用」を図るためのものであって，著作権者等の不利益において特定のビジネスを促進するためのものではありません。また，そもそもコンテンツの安定的供給（創作サイクルの活性化）なくしてコンテンツビジネスの持続的発展が望めない以上，安易な権利制限によってコンテンツを供給する側への対価還元を断つことは，およそ長期的視点を欠いた「政策ビジョン」であるといわざるを得ません。
我が国に米国流のフェアユース規定がないことをクラウドサービス等の阻害要因として指摘する議論も見られますが，「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」（平成 23 年度文化庁委託事業。平成 23 年 11 月公表）によれば，「米国では，フェアユース規定の存在故に，クラウドサービスが実現できるようになっているという関係にあるとまではいえ」ず，「クラウドサービス固有の問題として著作権法の改正が必要であるとは認められない」ばかりか，むしろ「クラウドサービスに係る課題は，著作権法との関係以外にも多岐にわたっており，我が国においてクラウドサービスが発展する上においては，こうした課題についても真摯に向き合って検討することが求められ」るとの結論が示されています（同報告書 p.30～p.31）。
また，クラウドサービス等を利用した音楽配信については，既に事業者との間で利用許諾契約を締結していますので，権利制限規定を増やす必要はありません。音楽以外の著作物についても契約によって円滑な権利処理が可能であると考えますので，政府がそのような仕組み作りを積極的に進めるべきです。
中長期的な視点から見た知的財産政策としてクラウドサービス等の促進を考えるのであれば，近視眼的に権利制限に走るのではなく，権利処理の円滑化を図るなど適正な対価還元の仕組みを構築してビジネスの持続的発展を目指すべきであると考えます。

（知的財産政策ビジョンの策定に向けた意見）
意見５　著作物等の違法利用による損害の立証に係る権利者の負担を軽減し，司法救済の実効性を確保する方策として，法定賠償制度導入の検討をすべきであると考えます。

コンテンツビジネスを持続的に発展させるためには，コンテンツを供給する側に対価が還元される仕組みを構築するとともに，著作物等の違法利用の被害者が実効的な司法救済を受けられるようにすることが必要です。
この点，著作物等の違法利用は密室的空間で行われることが多く，損害の規模を私人の努力で明らかにすることは非常に困難であって，損害を立証することができないために，あるいは立証することができるとしても費用倒れに終わるために，侵害訴訟を起こすことができない状況も少なくないものと思われます。
法定賠償制度は，こうした泣き寝入りの状況を解消し，司法救済の実効性を高めることに資するものですが，過去に「民法の一般法理との関係や他の知的財産権法との関係を踏まえた上で，著作権法において制度を創設することの意義について精査を行うことが必要である」とされた後（平成 20 年 12 月 25 日付け文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム「法定損害賠償に関する検討経過報告」），進展が見られません。
民法の一般法理との関係等を整理した上で短期的に実現することが困難であるとしても，中長期的な視点から見た知財政策の一つとして，法定賠償制度の導入を検討すべきであると考えます。

No.	法人・団体名
9	一般社団法人日本映像ソフト協会

意見

《全文》
「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」について、以下のとおり意見を申し述べます。

１.「メディア変換サービス」について（「知的財産政策ビジョン」への意見）
「これまでの専門調査会・ワーキンググループの議論を踏まえた論点整理（案）コンテンツ強化関連」（以下「コンテンツ強化関連論点整理案」といいます。）では、「クラウドサービスやメディア変換サービスといったサービス形態の発生に伴い、新たな産業の創出・拡大が期待されている」として、「私的にＶＨＳに録画した映像をＢＤ／ＤＶＤレコーダーやパソコンで見るため、データを別の媒体に移すサービス」が掲げられており（３頁）、「③コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境整備」ではこのサービスについて「利用するコンテンツに関する著作権の適用範囲等について改めて検討が必要となっている。」（11 頁）としています。
「ＶＨＳに録画した」という表現から放送番組を著作権法 30 条により録画したものを指していると思います。しかしながら、著作権法 30 条が複製主体を使用する者に限定した趣旨は、同条が零細な複製についてのみ権利制限するところにあります。にもかかわらず、コピーサービスの利用についても権利制限の範囲を拡大するならば零細な複製に留まらなくなりかねません。
また、「12 頁では、「新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービス等の促進に向けて、権利制限規定の見直しや円滑なライセンシング体制の構築など、必要な制度の在り方について検討すべきではないか。」としています。ここで例示されているのはクラウドサービスとメディア変換サービスですから、クラウドサービス「等」というのは、メディア変換サービスを指すものと思われます。
しかし、著作権者の許諾を得て進められているクラウドサービスとメディア変換サービスとを一緒に論じることはできません。メディア変換サービスは、器械的化学的方法による複製を権利制限の対象としていなかった旧著作権法はもとより、現行著作権法でも制定当初から一貫して権利制限の対象とはされてきませんでした。むしろ、零細な複製という立法趣旨を越える複製が複製技術の進歩によって顕在化したときには、この立法趣旨に合致するように法改正が行われ、１項各号が設けられてきました。
この立法趣旨を軽んじ、メディア変換サービス事業のために著作権法 30 条を改正すれば、その影響はＶＨＳのメディア変換にとどまらず、あらゆる著作物と記録方式が含まれることになります。しかも「コンテンツ強化関連論点整理（案）」では、30 条１項２号を見直しの対象にしないとは言っていませんので、ＤＶＤビデオやブルーレイの技術的保護手段を回避して複製することも含まれない保証は

ありません。そうなりますと、「コンテンツ産業の市場拡大」どころか、ようやく緒についたクラウドを含む配信市場形成等の大きな妨げとなります。映像パッケージ産業に与える影響も計り知れません。
零細な複製に留めるために使用する者以外のものが複製することを認めていない 30 条の趣旨を没却したこの主張には、新たな権利制限を正当化する理由がないものと考えます。

２．私的録画補償金について（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）
私的録画補償金制度については「知的財産推進計画 2012」27 頁に触れられているほか、「コンテンツ強化関連論点整理（案）」14 頁では「全体的な制度設計の構築の観点から、クリエーターへの適切な対価の還元の確保のため、私的録音録画補償金制度の見直しについて引き続き検討するとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの構築についても検討するべきではないか。」としています。
当協会は、ビデオソフトメーカー等を会員とする団体です。ビデオパッケージソフトはコピー不可の技術的保護手段を用いていますので、ビデオソフトメーカーはビデオパッケージソフトを録画源とする私的録画補償金を要求も受領もしていませんが、当協会の会員が複製権を有する映画の著作物が放送されています。そのため、放送実績に基づき、ビデオソフトメーカーも私的録画補償金の請求をしてきました。また、制度創設に関して審議した著作権審議会第 10 小委員会に当協会の代表が委員として参加するとともに、制度創設後も補償金の受け皿を協議した私的録画委員会の事務局を担当した時期もありました。制度創設に関わった者として、私的録画補償金制度の現状を深く憂慮するものであります。
「コンテンツ強化関連論点整理（案）」13 頁の＜知財高裁判決の概要＞で触れられている私的録画補償金訴訟の知的財産高等裁判所判決は、丸付き数字２に記載されているとおり、「アナログチューナー非搭載ＤＶＤ録画機器は、現行政令規定上、特定機器に該当しない。」としたにすぎず、著作権法 30 条２項の私的録音録画補償金制度を否定したものではありません。
著作権法 30 条２項は、デジタル録音録画を行う者が相当な額の補償金を著作権者に支払う制度を創設し、対象となる機器と記録媒体を定めることを政令に委任しました。政令に委任したのは私的録音録画補償金制度の実現のためですから、私的録画補償金の対象となる機器等が存在しない状態を放置すべきではありません。
したがって、知財高裁判決により事実上特定機器が不存在となった以上、著作権法 30 条２項の委任にそって、すみやかにデジタル録画に用いられる主要な機器を特定機器として政令指定すべきです。
私的録音録画補償金制度の見直しを行うとしても、現にある私的録音録画補償金制度の機能を回復した後に行うべきだと考えます。

３．知財教育の推進について（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）
「コンテンツ強化関連論点整理(案)」26 頁の「今後の検討の方向性２」に教育の情報化について記載されています。また、「知的財産推進計画 2012」24 頁には「学校・地域における知財教育の推進」が記載されています。
インターネット上での著作権侵害の例をみるとデジタルコンテンツの利用が適法な範囲を逸脱して、悪気なく著作権を侵害している場合も少なくありません。
引き続き、デジタルコンテンツを活用する授業の場等で、知的財産権教育を推進し、小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取り組みを実施していただくよう希望いたします。
また、デジタル・ネットワークの利用が促進されていくにあたり、ユーザーの皆様の利便性ということがますます追求されていくと思いますが、一方で、利便性の向上によって適法な範囲を越えたコンテンツの利用が容易になることにも留意する必要があると思われます。利便性の向上によって悪気無く著作権侵害をしてしまうことの無いようユーザーの皆様に知的財産権に対するご理解を深めていただく取り組みを引き続きお願いいたします。

４．クラウドサービス促進と権利制限規定の見直しについて（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）
「コンテンツ強化関連論点整理(案)」12 頁では、クラウドサービスの促進に関し「改正著作権法で導入された権利制限規定はまだまだ突破力に欠ける」等として、フェアユース規定導入の主張が掲載された上、今後の検討として権利制限規定の見直しが掲げられています。また、「知的財産推進計画

2012」30 頁にも「私的複製の明確化」の記載があります。
コンテンツのクラウド型サービスが著作権侵害に問われることがあるとすれば、著作権侵害をクラウド型サービスを利用して行うからであり、クラウド型サービス特有の著作権法制度上の問題はないと思われます。また、「コンテンツ強化関連論点整理(案)」ではどのようなクラウドサービスについてどのような権利制限が問題なのかが記されていません。
したがって、さらなる権利制限の範囲拡大は不要だと考えます。
むしろ、現行著作権法の個別権利制限規定には、フェアユースを越える大きな権利制限規定がありますので、その正当性の吟味こそ必要だと考えます。
非営利・無料ならば、常に著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を害さないといえるか疑問ですが、著作権法 38 条１項はそれだけで上映権を制限しています。
これは、米国のフェアユースの法理でも許容されえない利用を広く含んでいます。
著作権法 30 条１項柱書も同様です。
したがいまして、権利制限規定について見直すべきはフェアユース規定の導入ではなく、スリーステップテストの明文化だと考えます。
著作権法 30 条１項及び 38 条１項の要件をさらに厳格化するか、又は著作権者の正当な利益を害する場合や著作物の通常の利用を妨げる場合には適用しない旨の規定を設ける等の見直しを要望いたします。

５．ＣＯＤＡ・ＣＪマーク事業について（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

「知的財産推進計画 2012」28 頁には「、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及促進を一体的に行うＣＯＤＡを始めとするマッチングの取組を支援する。」との記述があり、「コンテンツ強化関連論点整理（案）」43 頁以下に「模倣品・海賊版対策の推進」に関する項目がありますが、引き続き、ＣＪマーク事業への支援継続を要望いたします。
映像コンテンツに関しては、海賊版や動画投稿サイトなどでの違法配信の横行がアジアでの流通促進の障害となっており、日本の著作権者等は、コンテンツ海外流通促進機構（ＣＯＤＡ）内のＣＪマーク委員会が中心となりアジア地域における日本コンテンツの著作権侵害に対して、具体的な権利行使を実施（ＣＪマーク事業）し、成果を挙げていることは「コンテンツ強化関連論点整理(案)」44 頁記載のとおりです。
しかしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、ＣＪマーク事業の継続の必要がありますので、日本政府からの支援継続を要望いたします。

６．プロバイダによる侵害対策措置の促進について（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

「知的財産推進計画 2012」28 頁にインターネット上のコンテンツ侵害対策に関する記述があり、「コンテンツ強化関連論点整理(案)」43 頁以下には「模倣品・海賊版対策の推進」が掲げられています。
著作権者は、日々、プロバイダに対し無許諾でアップロードされたコンテンツの削除を要請していますが、削除してもすぐにアップロードされる「いたちごっこ」が続いています。このような状況の解決のため、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入等、抜本的解決の仕組みの導入を早急に検討していただくことを要望いたします。

７．ＡＣＴＡについて（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

最近では、警察庁をはじめとした全国都道府県警察のご尽力により、国内における著作権侵害（公衆送信権侵害）には対処していただいておりますが、一方で海外での侵害への対処には法制度上その他の困難があります。日本国外のサーバから発信される、著作権を侵害するコンテンツを始めとした違法・有害情報には、日本語で案内されるなど本邦における日本人に向けたものも多数存在しており、それらが利用される可能性が高くなっております。また、日本国外のサーバを発信源とした違法・有害情報（リーチサイト等）の対策も必要だと思います。
そのためには、法制度上のハーモナイゼーションが進むことが必要ですので、「知的財産推進計画 2012」2 頁の「成果３」で触れられ、「コンテンツ強化関連論点整理(案)」45 頁でも触れられているＡＣＴＡについて、その加盟国の拡大を図り早期発効に向けた取り組みをお願いいたします。
また、日本国外のサーバからのコンテンツの発信等がその外国の法制度上、わが国と同様に違法で

あっても、外国でのエンフォースメントには事実上様々な障壁があります。
　そこで、官民によるそのような事実上の障壁に対する具体的な対処方法を検討いただくことを要望いたします。

以　上

《要旨》
１．「メディア変換サービス」に関する権利制限の拡大は必要ないこと、
２．　私的録画補償金について、速やかな政令の改正の実施
３．知財教育の推進の継続
４．クラウドサービス促進と権利制限規定の見直しについて、スリーステップテストの基準に沿った改正
５．ＣＪマーク事業への支援継続
６．プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入
７．ＡＣＴＡ加盟国の拡大
を要望いたします。

No.	法人・団体名
10	一般社団法人　日本鉄鋼連盟

意見

知的財産を巡る環境変化と対応に関する意見（特許施策関連）《要旨》

1. グローバル知財権の確保に向けた施策の推進
　（１）　特許審査ハイウェイ適用国の拡大
　（２）　グローバル特許審査予見性の確保
　　①　国際調査報告書のグローバル文献対応強化
　　②　国際的な審査結果の相違解消
2. 新興国への政府間の働きかけ強化、ハーモナイゼーションの推進
　（１）　審査実務支援の促進
　（２）　各国の特殊事情への対応、ハーモナイゼーションの推進
3. グローバル知財戦略構築のためのインフラ整備（非英語文献データベースの構築と公開）
4. 柔軟な早期審査制度への改善（早期審査要件の緩和）
5. 審査体制・人員の確保

知的財産を巡る環境変化と対応に関する意見(特許施策関連)《全文》
別紙 1 参照

知的財産を巡る環境変化と対応に関する意見（営業秘密・模倣品・特許補償）《要旨》

１．営業秘密の保護強化
　刑事罰の強化、立証負担の軽減、適正管理要件の明確化、証拠収集手続の多様化等、消滅時効の起算点の明確化、水際措置の導入　等
２．海外における模倣品対策の強化
　JETRO 等を通じた模倣品等取り締まり活動への支援の強化
　現地関係機関に対し違法行為に厳正な対応を求めるなどの働きかけの実施
３．特許法 35 条の再改正
　特許法 35 条の改正による、いわゆる「法人帰属」制度の導入

知的財産を巡る環境変化と対応に関する意見（営業秘密・模倣品・特許補償）《全文》
別紙 2 参照

No.	法人・団体名
11	一般社団法人　日本民間放送連盟

意見

「知的財産推進計画２０１３」および「知的財産政策ビジョン」の策定に向けた意見

知的財産戦略本部の創設１０周年を迎えるにあたり、過去１０年のコンテンツをとりまく状況の変化を踏まえたうえで、初心に立ち返り、コンテンツのクリエーターや権利者が安心して創作・流通を行える環境を整備することが必要である。

また、今後１０年、日本コンテンツの海外展開を推進していくためには、国としての中長期的なビジョンの形成と財政的裏付け、民間の取り組みに対する強力な支援とその継続が重要である。

以上の考え方に基づき、当連盟は、「知的財産推進計画２０１３」および「知的財産政策ビジョン」の両方の策定にあたり、下記のとおり要望する。

記

１．私的録画補償金制度の見直し

- デジタル録画技術の発達・普及により、メーカーや消費者がデジタル録画による利益・利便性を享受している一方で、録画されるコンテンツのクリエーターや権利者の損失を補償するための「私的録画補償金制度」は、現在、機能しなくなっている。補償金がクリエーター・権利者に適切に支払われるような現行制度の見直し・再建、またはこれに代わる新たな制度を早急に創設するよう要望する。

２．コンテンツの海外展開拡大への効果的支援

- コンテンツの海外展開をさらに拡大するため、省庁横断的で、かつ使途が柔軟で活用しやすい財政支援を要望する。
- コンテンツの海外展開のために他国との制度的・文化的側面における障壁など、民間の努力だけでは解決できない問題について国が講じるべき施策を強力に推進するよう要望する。
- 「コ・フェスタ」や「国際ドラマフェスティバル in TOKYO」等のコンテンツ施策に対する中長期的ビジョンとバックアップ体制の確立を要望する。

以　上

No.	法人・団体名
12	一般社団法人日本レコード協会
意見	
別紙３参照	

No.	法人・団体名
13	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見	

《要旨》

Ⅰ）海外に所在するサーバーにホスティングする商標権侵害物品販売サイトから日本国内に多量に流入する商標権侵害物品対策として、個人使用目的での所持・輸入を法令等によって規制することにより消費者が商標権侵害物品を購入することを抑止すべきと考える。

又、侵害品の発生源である中国に対して、取締当局から情報を提供をし、偽造品販売業者の摘発をしてもらうように働きかけるべきと考える。

更に、侵害品とは承知せずに購入している消費者の発生を防止する施策の強化をすべきだと考える。

Ⅱ）インターネットでの検索エンジン結果表示から商標権侵害物品販売サイトを除くべきと考える。

Ⅲ）水際対策について、差止申請手続の簡易化の流れに逆行すると考えられる「侵害品と認める理由」と題される書類の提出や、従前には許可されていた既に受理された差止申請への物品や商標の追加を認めないことや、識別ポイントに対しての過度と思われる要求について考慮すべきだと考える。又、認定手続での写真電送可能範囲の拡大等を行い、より一層の簡易化・迅速化を図るべきと考えると共に、身分証明書写しの提出などを視野に入れたより効率的な情報の収集や、犯則調査に関わる情報や認定手続に関わる情報の区別をなくす等した上でより有効な情報の権利者への伝達や、税関・警察間のよりスムーズな情報交換のためのスキームを構築すべきと考える。

更に、税関の現場に於いては、認定手続開始の理由である「疑義」が「侵害物品であるとの断定」と捉えられている様子であるのでこれを改めるべきと考える。

更に、認定手続開始前であっても認定手続に付される事が予想される貨物についての点検を許可する、意見書等などの原本提出を条件としたファクシミリ等での提出許可する等し、認定手続に対する対応に柔軟性をもたせるようにして頂きたい。
Ⅳ）特定商取引法のインターネットでの運用強化をすべきだと考える。
Ⅴ）Ｂ２Ｂサイトにおける販売者情報表示を義務化すべきである。
Ⅵ）国際条約を見直すなどし、EMS の発送者の本人確認を義務化すべきである。
Ⅶ）商標権侵害物品の主たる輸出元である中国に対してＡＣＴＡへの加盟の働きかけをより強化すべきである。
Ⅷ）民事訴訟における損害賠償の実効性を確保するため、商標権侵害物品の販売行為については、ある程度包括的な特定で足りるとする、または立証責任を事実上転換する等の運用を裁判所にご考慮いただきたいと考えるが、司法権の独立の建前上、裁判所に対して働きかける方法を見いだし難いのも承知している。よって、侵害行為を推定する規定を新設する等による解決をご考慮いただきたい。
Ⅸ）商標法違反事件の裁判の公判の日取り及び裁判結果を権利者に通知するようにして頂きたい。
Ⅹ）商標権侵害行為に対する損害賠償のため刑事事件記録の閲覧謄写での情報開示を適正に行うようにご考慮頂きたい。
XI）商標権侵害行為等で凍結された口座に残る凍結された資金の権利者への分配をご考慮頂きたい。
XⅡ）知的財産保護についての啓蒙を強化すべきである。

《全文》

Ⅰ）独立商標権侵害物品販売サイトについて

大手 ISP の運営するサイトに属していない独立の商標権侵害物品販売サイトは、日本国内のサーバーにホスティングしているものについては、関係省庁等のご尽力を頂いた結果として激減したが、これらのサイトは、米国・中国・東南アジア等々の世界各国のサーバーにホスティングしており未だ多数存在している。これらのサイトから購入された商標権侵害物品のほとんどが中国から日本へ国際スピード郵便（EMS）で少数ずつ小分けにされ送付されてくる。

財務省が公表している「平成 24 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」によれば、知的財産侵害物品の輸入差止件数の 94%が中国からの輸出されたものであり、輸入形態として 93.4%が郵便物であったとのことである(件数ベース)。
この点、模倣品の送付方法としてかなりの割合を占めている EMS は、民間事業者が行っている国際宅配便と実質的に何ら変わりが無いにもかかわらず、郵便物との位置づけであるため、民間の国際宅配便の場合は業者が通関申告業務を代行しているのに対し、EMS の場合は「郵便事業株式会社は、輸入される郵便物（信書のみを内容とするものを除く。）を受け取ったときは、（輸入者が申告を行う場合等を除いて）当該郵便物を税関長に提示しなければならない」との規定（関税法第 76 条第 3 項）に基づいて、郵便事業株式会社ではなく、税関が郵便物の検査を行い通関申告業務を行っている。
従って、上記数値を踏まえると、税関が独立の商標権侵害物品販売サイトの存在によって割くことを強いられている労力が多大である事が容易に予測でき、知的財産侵害物品の差止のため日夜奮闘されている税関職員の方々のご尽力にはいくら感謝しても感謝しきれないところではあるが、日々大量に到着する郵便物を限られた人員・時間で検査しなければならない関係上、税関の監視網をかいくぐって国内に流入している知的財産侵害物品の量も甚大であることも予想できる。
又、弊法人会員の統計によると、侵害疑義物品に対する認定手続で約 10%の案件について「個人使用目的である」との意見が輸入者側から提出され、その殆どが差し止められず輸入が許可されるとのことである。概算すると、約 4 万点弱が差し止められずに輸入されていることになる。

勿論、侵害品とは承知せずに購入している輸入者も少なからずいることも事実であろうが、海外にホスティングして日本の消費者向けに商品を提供している独立の商標権侵害物品販売サイトの大半は、会社概要等販売者の情報が不正確・不十分であったり、日本語に不自然な点が見受けられたり、真正品ではあり得ない価格で販売されていたり、代金振込先口座がどこの誰だか分からない外国人名であったりと、少し注意を払えば不審なサイトであることが容易に判断できるサイトである（公益社団法

人日本通信販売協会でも注意を呼びかけている。http://www.jadma.org/DM110/index.html)。よって、上記輸入者の大多数は侵害品と承知の上で購入していると思料される。

このような実態に鑑み、商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制についてご検討をお願いしたい。

独立の商標権侵害物品販売サイトが商標権侵害物品をEMSで少数ずつ小分けにして送付してくるのは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していないことを悪用したものである。

諸外国においても、商標権侵害物品の個人使用が一定の範囲で許容されていることは理解しているが、その場合でも無制限に個人輸入が認められている訳ではなく、例えば、米国においては、個人輸入について厳しい条件が付されている。すなわち、合衆国法典(United States Code)タイトル19セクション1526及びこれを受けた連邦規則集(Code of Federal Regulations)タイトル19セクション148.55によれば、米国において登録されている商標を侵害する物品の輸入は原則として禁止されており、以下の条件を満たす場合に限って商標権侵害物品の個人輸入が認められる。

・米国に到着する個人が携行している物品であること
・当該物品は同人が使用するためのものであり販売を意図していないこと
・１種類につき１点までであること
・同人の到着前３０日以内に同人が本例外の適用を受けていないこと

つまり、米国においては、郵便（旅行者の別送品やエアクーリエ等民間によるものも含む）やカーゴによる輸入貨物については、一切個人輸入は適用されないのである。翻って、日本においては、前述の通り商標権侵害物品にかかる認定手続の大半がEMSについてであり、個人輸入の意見書が提出される先も外郵出張所がほとんどであり、年々増加する個人輸入の主張に対応せざるを得ない外郵出張所職員の負担は多大である。よって、携行品以外の商標権侵害物品の輸入は一切認めないという米国法制は極めて注目に値するところであり、彼我の商標法制の違いはあるにしても、このような個人輸入の規制について是非検討をお願いしたいと考える。

又、真正品ではないものの個人使用と認められ輸入が許可された際に、税関は、譲渡しない旨を記載した誓約書を輸入者に提出させているのが通例であるが、当該誓約書に反し譲渡した場合、刑事罰の適用があり得ることを輸入者に周知していただきたいと考える。ちなみに、上記米国法においては、個人輸入として輸入が認められた物品を輸入から１年以内に販売した場合は、当該物品またはその価額を没収する旨の規定がおかれている（連邦規則集タイトル19セクション148.55）。名寄せ等の問題から実際に没収が可能かは別として、このような規定は輸入者に対する有効な威嚇効果を有しうるものと思量する。

以上のような規制は個人の取引の自由を阻害するとの見解もあろうが、疑わしい商品の購入（輸入）を差し控えることは、究極的には、消費者の被る被害を未然に防止することにつながるものといえる。

更に、認定手続において、疑義貨物が商標権侵害物品に該当しないとされるための抗弁として、大別して①並行輸入②個人使用の二点があるが、①については、判例（最高裁判所平成１５年２月２７日第一小法廷判決）において主張立証すべき要件が具体的に判示されているのに対して、②については、いかなる要件を主張立証すれば個人使用と認定できるのかが未だ明確でない。とりわけ、インターネットを通じて個人も容易に商品を売り買いできるようになっている今日、たとえ一点の輸入であっても、インターネットオークションで転売されてしまうことは珍しくなく、税関においても判断に苦慮するものと想像される。よって、少なくとも輸入については業としての輸入と推定する規定を商標法におく等の手当てを検討していただきたいと考える。

更に、侵害品の発生源であるところの中国に対して、侵害品販売の摘発を強化してもらう働きかけを中国政府に対してするべきだと考える。ホスティングをするサーバーの位置が転々としている事実や、現時点では個人使用目的での輸入が規制されていないこと等を鑑みるに、中国での摘発を強化しても

らうための働きかけはせざるを得ないものと思量する。
侵害品販売情報が日本の消費者向けに日本語で発信されており、これにより日本の消費者に販売された侵害品が日本に発送されていることから、中国の取締当局が侵害品販売の事実を把握するのは困難であるとの前提で、日本の取締当局との連携を模索すべきだと思量する。

最後に、侵害品とは承知せずに購入（輸入）している消費者の保護についてであるが、平成２５年２月５日、消費者庁が海外の侵害品販売サイト（侵害品販売をしていると明白ではないサイトで、侵害品を販売しているもの）を実名で公表したことは、消費者の被害防止に資するものと考えられ、消費者庁の英断に感謝するところである。
ところで、消費者庁は、消費者が実際に被害にあったサイトでなければ公表しないとし、権利者が調査し把握したサイトについては公表しないとしている。しかしながら、権利者は侵害品販売サイトの調査を自ら行っておりかかるサイトについて消費者より遙かに豊富な情報を有していることを考えれば、消費者の被害防止の観点からは、権利者が調査し把握するサイトも公表した方がより効果的であると思量する。
実際、税関の認定手続において個人使用であるとの意見書を提出する輸入者（消費者）からは、何故このようなサイトを取り締まらないのかとの意見も多数提出されており、認定手続において判明したサイトを権利者ないし税関から消費者庁に通報し公表してもらうことができれば、このような声にも応えうることになると思量する。
この点について、ご考察いただきたい。

Ⅱ）検索エンジン表示結果からの商標権侵害物品販売サイトの排除

検索サイトなどで「ブランド　コピー　販売」と入力しサーチすると、膨大な数の商標権侵害物品販売サイトが結果として表示される。
例としては余り好ましくはないかも知れないが、「児童ポルノ」等の文言をサーチしてもそれらが販売・閲覧できるサイトがこのように表示されるものはない。商標権侵害物品販売情報については、違法情報もしくは有害情報として扱われるべきものと思料する。
憲法等に保障される自由と権利との兼ね合いもあろうと考えるが、侵害品を販売しているところを探すのになんの苦労もないというのは問題があると思量する。
ご考慮頂きたい。

Ⅲ）水際対策

A）差止申請手続について

差止申請手続について事務作業の軽減化を進めて頂いてきたことに感謝しているが、これに逆行するとも思える書類の提出や新たな要件が加えられたことに戸惑いを隠せない。

数年前より「侵害品と認める理由」と題される書類の提出が求められるようになった。上記書類は、「権利者自らが、その有する商標に類似すると思量する標章の事例を記載したもの」で、輸入されようとしている物品に付されている標章が登録された商標に類似するか否かについての判断は、認定手続においては税関がされることで、必要があれば特許庁等に問い合わせが可能であることも考慮すると、当該書類の存在の必要性からして疑問視せざるを得ない（申請手続の段階では、侵害物品は存在しない。侵害物品を想定して、それに付されるであろう標章が類似するか否かについての論議は、仮定が迂遠である。そもそも、権利者は自らが製造・販売等した物品であるかどうかは判断できても、その物品に付されている標章が登録されている商標に類似するか否かについて判断するのは、認定手続においては行政機関たる税関であり、最終的には司法機関たる裁判所である）。

又、従来は、既に提出し受理された差止申請に、新たに登録した商標や新たな差止対象物品を追加することが認められていたが、現行では、「侵害品と認める理由」と題される書類を含むすべての書類を提出して新規に申立をすることが必要となったため、手続が煩雑となっているばかりか、申立有効

期間もバラバラになるという弊害が生じている。上記のような状況は、差止申請の内容を迅速且つ柔軟に現状に合致させようとする権利者の取り組みを阻害するものと考えられる。

更には、物品に付属するもの（箱、袋、取扱説明書等）についての取り扱いが厳格であり、主格としての物品に付属するものとして一つの差止申請に包含されるものとして受理するなどし、単体で簡易での認定手続に付することも可能である等の柔軟な対応をお願いしたい。

尚、申請の際に求められる識別ポイントについてであるが、あまりにも要求が過度であるとの印象が否めない。特に、ファッション業界に於いてはその扱う製品の性質から変遷が激しく、例外は一切認めずあれば受け付けないという対応をとられると、申請ができないという状況に陥り、申請の活性化を阻むものと考えている。

最後に、ファッション業界においては、多国籍企業が多数のグループ会社を擁し統一的にブランド展開をしている場合が多く、グループ内の再編の結果、同一グループ内で商標権が移転することも珍しくない。現行の輸入差止申立てにおいては、包括承継を除き申立人の地位の承継は認められていないため、グループ内の権利移転であってブランドの実態には何ら変更がないにもかかわらず、従前の申立ては失効し、新規に申立てざるを得ないことになる。新規申立てを行うための権利者の負担、旧申立ての失効から新申立ての受理までの間のタイムラグの発生を考えた場合、同一グループか否かの判断基準等検討すべき点はあるが、輸入差止申立ての地位承継について検討していただきたいと考える。

上記の件について、ご考慮いただきたい。

Ｂ）認定手続開始の際の輸入者情報開示について

税関より認定手続開始時に権利者側に輸入者に係わる情報を通知して頂いている。これについて感謝しているが、輸入者情報に虚偽がある場合が多いというのが実情である。特に国際郵便物の場合、国際宅配便と異なり、価格が２０万円を超える場合を除いて輸入申告義務がないことから（関税法第７６条)、仕出人ないし輸入者が虚偽の送付先を表示する等して、輸入禁制品の送付に悪用されているという実態がある。しかし、輸入者は、税関当局からの連絡は受けたいと考えているものと思われることから、電話番号は正確である場合が多いと推測できる。従って、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達という観点から、認定手続開始の際には、輸入者の電話番号も通知すべきだと考える。
上記の件について、ご考慮いただきたい。

Ｃ）犯則調査対象の輸入者情報開示について

前項で記載したとおり、税関より認定手続に関わる輸入者に関する情報を開示していただいている。しかし、犯則調査の対象となった輸入者に関する情報は開示されない。犯則調査対象の輸入者であると言うことは、認定手続対象の輸入者より悪質である可能性が高いのに理不尽であるとの感も否めない。犯則調査対象者については、調査の密行性から開示できないというのがその理由であると推測するが、警察による商標法違反被疑事件の捜査においても、捜査対象者の情報は権利者に開示されない訳ではないから、調査の密行性というだけでは非開示の理由とならない。情報開示があれば、それを受けた権利者から犯則調査対象の輸入者に関する情報を税関へ提供することも可能となるのであるから、なおのこと犯則調査対象の輸入者情報開示については考慮すべきものだと考える。

Ｄ）輸入者情報の収集について

前々項で記述したとおり、税関より認定手続開始時に権利者側に輸入者に係わる情報を通知して頂いているが不正確なものが多い。権利者側に通知するか否かの問題は別とし、この状況では税関も正確な情報を収集できないと考える。
認定手続に対して意見書を提出する輸入者は身分証明書のコピーを添付するケースが多いと理解して

いるが、その全てがどう書類を添付していない事も考慮し、更には意見書を提出しない輸入者の情報を少しでも収集できる可能性も考慮し、認定手続開始の第一段階で身分を証明する書類の写しの提出を義務付けるべきだと考える。正確な情報の収集が多少なりとも寄与すると思料するのでご考察いただきたい。

なお、前述の通り、EMS と国際宅配便はその機能はほとんど同じであるにもかかわらず、郵便法の適用を受けるという違いから、虚偽の送付先を記載したり、税関によって輸入禁制品が発見された際に「勝手に送られたものである」と言い逃れることが可能になっており、輸入禁制品の取引の温床になっている。よって、究極的には、申告価格をより引き下げる等の改正により、国際郵便物についても、輸入者情報がより正確に表示されるようにすることが望ましいと考える。

Ｅ）簡易の認定手続の拡大について

簡易の認定手続に付すことができるのは、権利者が予め予測して輸入差止申立に記載した品目だけになる。例えば、輸入差止申立に記載した品目に「ジャンパー」はあるが「ウィンド・ブレーカー」がない場合で、衣料品には取扱説明が必ず付していると真正品に関わる情報が提供されている場合でも、簡易の認定手続には付されず、遠方で且つ１個であっても商品の点検に税関に赴かなくてはならない。

特許庁の商標登録の区分上互いに商品類似となる場合で、真正品か否かの判断をするポイントが共通である場合は、輸入差止申立に記載した品目以外であるときでも簡易の認定手続に付すことができるとしていただければと考える。

又、物品に付属するもの（箱、袋、取扱説明書等）についての取り扱いが厳格であり、簡易の認定手続に付する範囲を狭めている場合も見受けられる。物品に付属するものについては、状況に合わせた上で可能であるならば、提出された差止申請に記載される商標の指定商品に余りとらわれない柔軟な対応をお願いしたい。
上記の件について、ご考慮いただきたい。

Ｆ）電子メールによる検査の拡大について

電子メールによる写真電送を利用した貨物検査については、簡易の認定手続においてのみ許されている。
通常の認定手続においても写真電送による検査が可能な場合も多くあるのであるが、一々税関に赴かなくてはならなくなる。
輸入差止申立を行えばよいとの意見もあろうと思うが、偽造品業者が次々と新たな偽造品を生み出している現状では、輸入差止申立を行っている権利者であっても全ての品目に対して申立てを行うのは難しいという現実がある。
せめて、輸入差止申立を行っている権利者については、可能な範囲で通常の認定手続においても写真電送を認めるとしていただけると有り難い。

特に、輸入差止申立の対象物品と対象外の物品が同梱で輸入された場合で、全物品については画像による鑑定が可能であるにもかかわらず、対象外の物品のみのために点検に赴かねばならないケースなどに於いて非効率を痛感するが、同梱の商品をいちいち簡素化・職権に仕訳して認定手続開始通知を発することになる税関の負担も看過し得ないものがある。従って、このような場合は画像による鑑定を例外的に認める等、弾力的な運用を図っていただければと考える。

Ｇ）通達による差止について

いわゆるパロディー製品にみられることだが、ある海外の特定企業が正規に製造した製品でその地の法律では違法でないものが、日本の法律に照らすと商標権を侵害するという場合がある。
このような製品の輸入申告があると、輸入者及び権利者側から意見が提出され税関が商標権侵害との

認定を行うというのは当然のことであるが、そのような行程（商標権侵害との認定が一旦なされた）の後は、当該製品の輸入差し止めを通達等で全税関に指示を頂けると有り難い。

現状では、同じ企業が製造した同じ製品であるのに、当該品についての輸入差止申立をしない限り、簡易の認定手続には付されず、各税関に赴き意見書を提出するという作業を繰り返し強いられる結果となっている。
パロディー製品は、多数のブランドに関わる場合が多いし、製品としての寿命は短く輸入差止申立が受理をされたときにはなくなっているのが実際である。
以上のことを鑑み、同様の製品についての通達による差し止めをご検討いただきたい。

Ｈ）認定手続開始に際しての「疑義」の解釈について

言うまでもないことであるが、認定手続は、知的財産侵害物品の疑いがある貨物（疑義貨物）が発見された場合に開始される。
「知的財産侵害物品との疑い」が正当に存在すれば、認定手続を開始したことに問題はないはずであるが、現場ではこの解釈が通用していないと思われることが発生する。
例えば、税関が職権での認定手続を開始するか否かの判断をされる時に事前に画像を電子送信して商標権侵害物品であるとの判断ができるか否かを権利者に問い合わせられた場合で、権利者が「断定はできないが商標権侵害物品である疑義がある」と回答し、認定手続が開始され、実際の点検・検査の結果侵害品と断定できない場合に、「疑義があるとの回答で認定手続を開始したのに、今更商標権侵害物品と断定できないでは困る」等の発言をされる場合がある。この場合、権利者が疑義ありと回答したことが「知的財産侵害物品との疑い」が正当に存在したとの事由になるはずであり、不当に認定手続を開始したことにはならないはずである。
現場に於いては、「疑義」即ち「侵害物品」ではなくてはならないとの意識があるように思われるが、それでは認定手続そのものの存在意義に疑問が発生する。そもそも、上記最高裁判例に従えば、輸入者の側で、差し止められた貨物が真正品であることについて主張立証責任を負うのであり、認定手続開始の時点で権利者が侵害品であることの主張立証責任を負うはずがない（上記最高裁判例は民事事件についてのものであるが、財務省関税局の見解によれば、行政手続たる認定手続も立証責任の分配は同様であるとのことである）から、認定手続の開始にあたっては、知的財産侵害物品の可能性があればよいはずである。税関においては、並行輸入の真正品を誤って差し止めることを過度に嫌う傾向にあるが、上記最高裁判例を前提とすれば、他人の商標が付された物品を権利者に無断で輸入しただけで、商標権侵害の疑義があると言って良いのではないかと考える。
「疑義」の解釈を明確にすることについて考慮頂きたい。

余談ではあるが、上記の事例に於いて、事前に送付されてきた画像から商標権侵害物品と断定される場合（実際、そのような場合が多い）でも、職権による認定手続においては、疑義貨物の点検・検査のため税関に赴かなくてはならないとされているが、税関及び権利者双方の負担を軽減するために弾力的運用が可能と思われるので、是非検討を頂きたいと考えている。

Ｉ）税関で反復継続して商標権侵害物品を差し止められた輸入者に対する摘発強化

警察と税関との連携を強化し、反復継続して商標権侵害物品を差し止められた輸入者、侵害物品を日本国内に多量に輸入し再販をする可能性の高い者の摘発を強化すべきである。
税関もそのような者のリスト化をされているものと理解しているが、現在、弊法人若しくは権利者が警察と税関の情報の伝達役を担っている場合が多いが、各税関間では情報共有の仕組みが構築されているとされるものの、警察と税関の間では必ずしも効果的に情報が共有されているとは言い難い。告発や捜査関係事項照会をする段階に至っていなくても取締機関同士が直接情報を交換し、上記のような輸入者の摘発を強化していくシステムを構築していただきたい。

Ｊ）点検対応の柔軟化について

手続上、疑義貨物を権利者が点検出来るのは、認定手続が開始された後である。しかしながら、権利者としては、一度の点検機会にできるだけ効率的に点検を行いたいところであるので、手続開始前ではあるが認定手続の開始が予想される貨物についても点検を認める等、柔軟な対応をお願いしたい。

Ｋ）鑑定書・意見書の提出について

認定手続において意見・証拠を提出する場合、認定手続開始通知に記載された期限までにその原本が税関に到着することを要するのが原則である。しかしながら、税関の所在地によっては、郵送日数が二日以上かかる官署もあり、十営業日という限られた認定手続期間の中で、期限に到着したかどうか気をもむことが多い。意見・証拠の提出期限は場合によっては延長が認められているが、期限前に発送したものについて延長を申請するのも煩瑣である。官公庁は期限までに原本必着が原則とはいえ、例えば裁判所においては、ファクシミリによる期限までの書面提出プラス原本の後日送付が認められている。よって、原本を速やかに追完することを条件として、ファクシミリないし電子メールによる意見・証拠の期限内提出を検討していただきたい。

Ｌ）意見・証拠を提出する期間の延長について

認定手続における意見・証拠の提出期限は、最大十営業日まで延長できることになっている。しかしながら、現状は、郵便物以外の貨物について期限を延長することに税関が難色を示すことが多い。航空貨物や船便の場合、基本的に業として輸入されるものであり、輸入者が輸入後の取引を予定していて急いでいることから、迅速通関の建前上、期限を延長することに躊躇せざるを得ないことは理解できる。しかしながら、知的財産侵害物品に該当するおそれのある貨物を輸入すれば、認定手続により一定期間差し止められる可能性があることは、輸入者も当然承知しているべき事柄であり、そのような貨物を輸入する者が負うべきリスクであると考えられるので、制度上延長が認められているものが運用上認められないということのないように配慮をお願いしたい。

Ｍ）みなし規定の活用について

偽造品業者は日々新たな売れ筋の商品を輸入してくるので、権利者の商標登録がこれに追いつかず、指定商品と必ずしも合致しない商品が輸入されることも多い。商標法上は、相互に類似する商品・役務については、商標権の効力が及ぶ（商標法第３７条）のであるから、指定商品と合致しなくても、商品（役務）類似であれば侵害品として差止が可能のはずであるが、みなし規定の適用に慎重な税関もあり、折角のみなし規定が活かされていない。みなし規定の柔軟な適用につきご検討をお願いしたい。

Ｌ）犯則調査に関わる鑑定について

昨年から、犯則調査の物品鑑定の際に商標の原権利者からの委任状の提出が求められるようになった。
委任状の提出がない場合は、犯則調査の対象から外すとの通知がなされている。
以前は、上記鑑定に際して上記のような要件は存在せず、代理店や子会社であるならばその立場で鑑定を行い対処がなされていた。又、裁判等においても原権利者の委任状なしで代理店や子会社の鑑定は認められている事実も存在する。
従って、差止申請を提出している権利者であっても、その代理店や子会社は権利者の委任状を手配していない事は多いし、又、改めて委任状を手配するのには時間と費用がかかるのが実体である。
裁判等でも不要な書類の提出を要件とするのは、対処の能力の低下を招くものと思料するのでご考察を頂きたい。

Ⅳ）特定商取引法の運用強化

特定商取引法の「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」では、同法が規定する必要的広告表示事項の表示（同法第１１条）及び誇大広告等の禁止（第１２条）等の

義務が課せられる販売業者にあたるとして「（いわゆるブランド品）に該当する商品を一時点において２０点以上出品している場合」の出品者が例示されている。
ＩＳＰは、同法の運用を強化したいとの意向を有しているものと理解をしているが、同法を主管する消費者庁との連携体制が不足しているとの声も多く聞く。ＩＳＰが特定商取引法に抵触すると思量する発信情報を停止する際に、主管する消費者庁にＩＳＰの解釈で誤りがないかを個別ケース毎に確認する手段がないと考えていることと、同庁よりＩＳＰに対しての特定商取引法に抵触する発信情報の停止処置の依頼等が十分にないものと考えていると理解している。

インターネットからの侵害品排除は、プロバイダ責任制限法及び古物営業法、特定商取引法等の運用強化によってなされるものと理解している。消費者庁によるインターネット上で同法に抵触する行為の監視の強化、ＩＳＰに対する発信情報の停止処置依頼の引き上げ、ＩＳＰとの連携強化について、是非、ご検討いただきたい。

又、悪質な場合においては、警察による摘発も視野に入れるべきであり、そのために消費者庁、警察、ＩＳＰ、権利者と連携するためのシステムを構築すべきであり、この点についてもご検討をいただきたい。

更に、特定商取引法に基づくインターネット通販業者の表示には、従来より虚偽・不正確な表示が多々見られるところであるが、表示義務に違反しても強力な制裁が科されないため、侵害品販売の温床となっている。消費者庁においては、適正な表示の徹底に向けてより一層のご尽力をお願いしたい。

Ｖ）Ｂ２Ｂサイトにおける情報開示について

Ｂ２Ｂサイトにおいては、特定商取引法の規制対象外であるため、販売者の表示がなくても違法ではないが、これを悪用して販売者情報を取引先にしか開示しないようにして、侵害品を堂々と取引している例が見受けられる。そもそも身元を秘匿していること自体不審であるが、実店舗であればどこの誰であるかは一般に公表されていることを考えれば理不尽と言わざるを得ない。Ｂ２Ｂサイトにおける販売者情報表示についてご検討いただきたい。

Ⅵ）EMS 発送者の身元の確認等について

既に記述したように中国から発送される商標権侵害物品の数量は膨大である。その際に EMS が利用されるのも前述の通りであるが、送り状に記載される住所・氏名が架空である場合が殆どである。万国郵便条約等では、物品の発送を引き受ける際の身元確認を義務とする旨の条文が存在していないと理解しているが､EMS は郵便物といいながらその大半は信書でなく貨物の輸送に利用されているという現状の下で、インターネット上での商売が拡大し、国際間で違法な物品の流通が問題となっていることを鑑み、身元確認義務を国際間で合意する方向の模索が必要なのではないかと思量する。
話はややそれるが、刑事事件で、宅配業者が侵害品販売に与していたという事案が発生している。国内の物流会社にも侵害品の物流を阻止する意識をもってもらう必要があるのは勿論のことであるが、そのためのシステム構築を行政として指導する必要があると思量する。ご一考頂きたい。

Ⅶ）中国に対してのＡＣＴＡへの加盟働きかけの強化
中国のＡＣＴＡ加盟への働きかけを政府におかれては積極的に進めて頂いていると理解しているが、現在の商標権侵害物品の主たる流出元が中国であることを考慮頂き、より積極的に上記働きかけを進めていくようにお願いしたい。

Ⅷ）民事訴訟における損害賠償の実効性確保について

商標権侵害による損害賠償請求訴訟においては、不法行為の通則に基づき、権利者の側で商標権侵害行為を特定して主張立証しなければならない。しかしながら、合法的な事業活動に従事する企業ならいざ知らず、商標権侵害物品の販売を生業としている業者においては、個々の販売行為を特定できる

資料を元々保有していないことが多く、文書提出命令等法の定める証拠開示手続によっても、侵害行為の特定は困難を極めることが多い。そもそも、権利者としては、商標権侵害物品を販売して欲しいと依頼した訳でもなく、その詳細を知りうる立場にないにもかかわらず、商標権侵害物品の販売により多額の利益を得た者が裁判においては売買を否認したため、個々の販売時期・販売商品・価格・侵害された商標等を特定しなければ商標権侵害が認められないというのでは、損害賠償請求を断念せよと言われているに等しい。よって、商標権侵害行為一般についてとまでは言わないまでも、商標権侵害物品の販売行為については、ある程度包括的な特定で足りるとする、または立証責任を事実上転換する等の運用を裁判所にご考慮いただきたいと考えるが、司法権の独立の建前上、裁判所に対して働きかける方法を見いだし難いのも承知している。よって、損害賠償による侵害者に対する抑止的効果の実効性を上げるため、侵害行為を推定する規定を新設する等による解決をご考慮いただきたい。

更に、商標法 39 条で準用する特許法 105 条の 3 は、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる、と定めている。しかしながら、この規定が実際に活用されているかは疑問である。内閣府への要望事項からそれることは承知しているが、商標権侵害物品の販売による商標権侵害事案においては、販売者の得た利益を明らかにするのが極めて困難であることに鑑み、侵害行為によるブランドイメージの毀損等を考慮して、同規定を積極的に適用することを裁判所に要望するものである。

Ⅸ）刑事裁判についての権利者に対する通知について

商標法違反事件の裁判の公判の日取り及び裁判結果を権利者に通知するようにして頂きたい。
商標法は親告罪ではないので告訴状提出は不要であるとのことを要望し、その通りにして頂いたのは感謝するのであるが、それに伴い商標法違反事件の裁判の公判の日取り及び裁判結果通知がされなくなった。実務的に、商標権侵害物品の排除活動の把握という観点から問題が発生するため、上記要望についてご検討を頂きたい。関税法違反による犯則調査事件が刑事事件化された場合も同様である。

Ｘ）刑事事件記録の閲覧謄写について

刑事確定訴訟記録法に基づいて確定した刑事事件の記録を閲覧謄写する際、公判に提出された記録は開示されるが、公判未提出の記録は法務省の通達で一定の場合には認められているにもかかわらず、実際は、検察が開示に対して慎重な態度をとられ、通達に沿った開示が行われていない場合が多いと理解している。民事訴訟の遂行に当たり公判未提出記録の中に重要な証拠が含まれていることがあるので、この点ご検討頂きたい。

又、確定刑事事件記録の閲覧謄写を検察に申請すると、プライバシーの観点からか被告人ら関係者の住所等連絡先がマスキングされている。損害賠償の準備をするために閲覧謄写を申請しているのに、肝心の連絡先がマスキングされているのではそれを行う意味がなくなってしまう。
知る権利とプライバシー保護のバランスの問題だと理解しているが、この点について被害者である権利者に対しての配慮を頂くようにご検討を頂きたい。

XI）凍結口座からの損害金分配について
現在、インターネット通販等により商標権侵害物品を販売するのに使用された銀行口座を凍結する取り組みが関係諸機関により行われており、侵害者から利益を収奪する有効な手段であると理解している。かかる口座に残存していた金銭については、商標権侵害物品を騙されて買わされた被害者（消費者）に配当する仕組みがあると理解しているが、更に進んで、商標権侵害物品の販売により損害を蒙った権利者に対して損害金を分配する制度の構築について是非検討をお願いしたい。

XⅡ）知的財産保護についての啓蒙

最近、税関の認定手続において、個人使用であると主張する輸入者が未成年者である例が頻繁に見受

けられる。偽物とは知らずにインターネット等を通じて注文してしまった場合も多いと考えられるが、残念に思うのは、偽物を買うことについて何ら抵抗を感じることなく、お金を出して買ったのだから返して欲しいと主張してくることである。もっと残念なことに、偽物を買った子供を戒めるべき保護者までもが、今回は通関して下さいと連名で要望してくることがある。更に言えば、教職にある者や公務員までもが、個人使用なのだからと偽物を購入している実態がある。中国が偽物大国なのは事実であるが、いくら中国が偽物を作っても、日本にこれを買う者がいなければ偽物が流通することはない。日本が知財立国を目指すのであれば、まず国民が偽物を買わないという意識を持つべきであり、そのためには、子供のうちから知的財産権を尊重するような教育を行うべきであり、啓蒙活動についてより一層の取り組みをお願いしたいと考える。

No.	法人・団体名
14	株式会社ティー・パートナーズ

意見

「知的財産政策ビジョン」について

知はグローバルなものであり、知に国境はないですが、
(1) 知的財産を公開した人が何のインセンティブもなく他社や海外に模倣されることで不利益を被ることが多い
(2) 一方で、法的な規制を強化することで知的財産の高次の融合を妨げている
(3) 世界的な無償のオープン化の流れにより知的資産の価値の暴落を引き起こしている
という状況にあることに強い危機感を感じており､これを解決する知的財産プラットフォーム　の必要性を感じています。

また、これは国境を跨る世界全体の問題であるため、国やコミュニティのガバナンスを尊重した形で進める必要があり、自律分散型のプラットフォームを作る必要があると感じております。
このような理由から、政府主導の視点だけでなく、各国や各コミュニティの自発的な活動を促進するという視点でのビジョン立案を期待したいと思います。

なお、弊社では、上記問題を解決する知的財産プラットフォームとして次のようなものを考えております。

・IT を活用した知的財産のプラットフォームを作り、国境を超えて知的財産を共有する。（以下、グローバルに共有した知的財産を「アセット」と呼ぶ）（共有の単位として、クローズドな業界ネットワークからオープンなネットワークまで目的に応じて多様な形態に対応する。）
・知的財産に対する、実用化、参照、引用などに関するあらゆる操作を記録し、検索できるようにする。
・「アセット」に対する貢献度をメトリクス（知的財産の実用化数、参照数、引用数、クラスター結合度など）を用いて定量化する。
・貢献度に応じて「アセット」を活用できるようにすることで、
貢献度の高い知的財産を公開した人に高いインセンティブが発生する仕組みを作る。
・記録された知的財産に対する操作を元に知的財産に対する侵害に対処する。
・知的財産の高次の進化を促進するため２次利用に関するルールを規定することで、一次著作者に対してもインセンティブが発生するようにする。
などなど

政策として目指しているところは近いかと思いますが弊社のような活動も政策ビジョン策定において加味していただければ幸いです。

No.	法人・団体名
15	株式会社日本国際映画著作権協会

意見

「知的財産推進計画 2012」には「Ⅱ 国際競争力強化に資する２つの知的財産総合戦略」「２．日本を元気にするコンテンツ総合戦略」「（イ）デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化」の項があり、「施策例」には「インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の総合的推進」が掲げられています。知的財産を推進する上で著作権の保護は大変重要であります。日本政府がこれを認識され、具体的な施策例を挙げておられることに感謝いたします。
しかし、わが国における著作権保護はまだ十分とはいえず、著作権侵害行為が継続して発生しているのが現実です。当社が 2011 年に調査したところでは、著作権侵害行為のうち映画に関するものだけでも、日本経済全体に対して年間およそ 564 億円の損害を発生させています。
当社はこの機会に、わが国の著作権保護を強化するための具体的手段をご提案申し上げます。

(1) 著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングの導入
オンラインの著作権侵害は各国で経済的損失や雇用の減少をもたらすなど多くの悪影響を生じさせています。日本では、2012 年の著作権法改正により違法ダウンロードの罰則化が導入され、インターネット上のコンテンツの違法な流通、特に P2P ネットワークにおける著作権侵害行為に一定の歯止めがかけられたことは誠に喜ばしいことであります。
しかし私たちは違法なファイルの多い動画投稿サイト、およびそのもたらす損害にも目を向けなければならないと考えます。違法なファイルの多い動画投稿サイトは国の内外を問わず世界的に存在し、映画やテレビ番組を初めとする著作物が違法に配信されています。ブロードバンド環境が普及した現在、映画やテレビ番組の違法ファイルを動画投稿サイトで視聴することは容易になっており、それが正規の事業に与える経済的は多大なものがあるばかりか増加の一途をたどっています。
かかるサイトが日本国内にある場合は、日本の法律によって対処が可能です。しかし多くの場合違法にアップロードされるコンテンツは海外のサイトから取られることが多く、国内の著作権法等によって行う摘発や強制捜査には限界があります。
サイトブロッキングは、外国の動画投稿サイトその他のウェブサイトにアップロードされている違法ファイルへのインターネットユーザのアクセスを遮断するために容易かつ効果的な手段であり、海外の違法ファイルの多いサイトに対抗するための重要な方法です。
一見このようなサイトブロッキングは電気通信事業法が定める通信の秘密を侵害するようにも見えますが、適切に制度を設計すれば刑法の緊急避難に該当し許容されると考えられます。
現在児童ポルノ頒布など一部の犯罪類型に対しては緊急避難としてサイトブロッキングが導入されています。同様の手続き、たとえば ISP は動画投稿サイトに対して通知を行いサイトが対応しない場合に限ってサイトブロッキングの対象とする等の要件を設けることにより、緊急避難の要件を満たすと思料します。
刑法の規定によれば緊急避難は財産上の損害を避けるためにも成立します。オンライン侵害による巨額の損害を考えれば、著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入することは喫緊の課題というべきであります。
既に著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入している国は多数存在し、オーストリア、ノルウェー、イタリア、スペイン、アジアでもインド、韓国、インドネシア、マレーシアがあげられます。また他の多くの国も導入を検討しています。知的財産立国をめざすわが国もこれら著作権保護の進んだ国に後れをとらないことが重要であります。

(2) 非営利上映等の範囲の制限
著作権法第 38 条 1 項によると、営利を目的とせず観衆から料金を受けない上映は著作権者の許諾は不要とされています。
当社はこの条項は映画については見直されるべきと考えます。映画がフィルムでしか上映できなかった時代は、フィルムの貸出しを通じて、映画会社はかかる上映を適切に把握することができました。しかし、現在ではブルーレイディスクやオンライン配信ファイルを用いても大規模な施設での上映が可能です。ときには 1,000 名を超える規模の上映が、非営利上映として、権利者の知らないところで行われるケースもあります。これは法の予定していた上映形態ではないと考えます。
当社はかかる非営利上映に一定の制限を設け、たとえば 100 人以下または一定の面積以下の会場といった定量的な基準に合致する場合に限って、無許諾の非営利上映を認めることを提案します。

(3) 「公衆送信」の範囲の拡大
著作権法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 は、同一構内の送信は公衆送信に当たらないとしています。
当社は「同一構内の送信は除く」旨のかっこ書きは削除すべきと考えます。2012 年には、インターネットカフェの店内のネットワーク上で多数の映画を無断で視聴可能としていた事件が立件されました。しかしこれはカフェという同一敷地内であったため公衆送信に当たらず、送信可能化権侵害に該当しませんでした。
家庭内またはそれに類するような「構内」での送信可能化を許容することに異論はありませんが、現在のように同一構内であれば事業場であっても送信可能化権の範囲外とすることは妥当ではなく、当社は見直しを提案いたします。

(4) 私的使用目的の海賊版の輸入の禁止
著作権法第 113 条第 1 項第 1 号は、日本国内で頒布の目的がある場合に限り海賊版の輸入は著作権の侵害とみなすと定められています。当社はこれは適切でないと考えます。
昨年著作権法が改正され、私的使用目的であっても違法にアップロードされたコンテンツであると知ってダウンロードすることは私的使用の目的であっても刑事罰の対象とされました。海賊版と知って私的使用の目的で輸入することもまったく同種の行為と考えられます。直ちに刑事罰の対象とする必要はないとしても、少なくとも違法である旨の規定は必要と思料いたします。

(5) 法定賠償金制度の導入
著作権侵害に対する救済としては、差止請求と事後の損害賠償請求が可能です。しかし、損害賠償請求については、被害者である著作権者が損害額を算定するのは困難かつ時間のかかる作業となります。
当社は著作権侵害については法定損害賠償制度が導入されるべきであると考えます。著作権者にとってはよりよい事後的救済手段となりますし、将来の著作権侵害を抑止する手段ともなります。
法定損害賠償の金額は、将来の著作権侵害を抑止するに足る金額であると同時に、著作権を侵害された著作権者が損害を回復するに十分な金額であるべきです。
著作権侵害に対して法定損害賠償を導入している国は米国をはじめとして多数あります。

《要旨》
グローバルな著作権侵害への対応を強化し、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及を促進することは、わが国が知的財産立国を進める上で大変重要です。本意見書は、より進んだ施策例として、インターネット上の著作権侵害への対応の強化策、非営利上映等の範囲の制限、「公衆送信」の範囲の拡大、私的使用目的の海賊版の輸入の禁止、および法的損害賠償制度の導入を提案するものです。

No.	法人・団体名
16	共同組合　日本脚本家連盟
意見	
別紙 4 参照	

No.	法人・団体名
17	公益社団法人　発明協会
意見	

要約：我が国産業が持続的に発展していくため、
①イノベーションの原資となる知的財産の創造及び蓄積、
②知的財産をイノベーションに効率的・効果的に移行させるシステムの構築、
③海外知的財産人材育成に関する知的財産先進国としての積極的貢献、
④イノベーションに対する国民理解を高めるための普及啓発活動の推進
の４つの視点から、イノベーションが次々と創造・発展していくための
総合的知的財産戦略を構築・推進すべきである。

本文：知的財産立国の実現を目指して

１．現状認識及び課題

２００４年のパルミサーノレポート以降、世界中がグローバルなイノベーション競争の時代に入ったと言われている。企業活動のグローバル化、アジア諸国における急速な経済成長等を背景に、先進諸国は知的財産に関し、戦略的な取組を強化してきている。

米国では、２００９年にイノベーション戦略を構築し、先願主義移行を含む特許法の大改正が２０１１年９月１６日にオバマ大統領署名により成立した。本改正法では、先願主義移行のほか、ヒルマードクトリンの撤廃、付与後異議制度・無効審判制度・補完審査制度の導入等、大きな改正が盛り込まれている。またＥＰＯとＵＳＰＴＯは、２０１３年１月からの共通特許分類（ＣＰＣ）導入している。米国は、独自分類を放棄することになった。これまでの単独行動路線から国際協調路線へと、特許に関する国家戦略を大きく方向転換すべく舵を切ったと言えるであろう。

欧州では、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものにする単一効特許制度及び統一特許訴訟制度の導入に向け、議論が活発化してきている。またＥＰＯは、グーグル社と提携して、２０１２年２月から新たな機械翻訳サービスを開始した。

中国では、２０１１年１１月、「国家知的財産権事業発展の一二五計画」を発表した。またＳＩＰＯは、２０１０年１１月、全国専利事業発展戦略（２０１１～２０２０年）を制定し、２０１５年までに、専利出願件数２００万件の達成、総合審査能力を国際先進レベルにすることを目標としている。

このような動きの中で、我が国の現状を見ると、世界経済フォーラム（ＷＥＦ）が発表した国際競争力評価で、イノベーション製品における政府調達の悪さ、産学官連携の遅れが指摘されている。また、日本国内への特許出願件数が減少しているが、この原因としては、企業の知的財産戦略がグローバル化対応にシフトしていること、研究開発費の減少、知的財産関連予算の圧縮が挙げられる。さらに我が国産業界の大宗を占める中堅中小企業の知的財産戦略の脆弱さも、改善されているとは言い難い状況である。

２．基本的考え方

このような状況を踏まえると、今後我が国産業が持続的に発展していくためには、中長期的視点に立った知的財産戦略を構築していくべきであると考える。具体的には、以下の４つの視点から、イノベーションが次々と創造・発展していくための総合的知的財産戦略を構築・推進していくべきであると考える。

(1) イノベーションの原資となる知的財産の創造及び蓄積
(2) 知的財産をイノベーションに効率的・効果的に移行させるシステムの構築
(3) 知的財産先進国としての積極的貢献
(4) イノベーションに対する国民理解を高めるための普及啓発活動の推進

３．具体的施策

(1) イノベーションの原資となる知的財産の創造及び蓄積

イノベーションが次々と起こり産業が持続的に発展していくためには、限られた研究開発資金を有効に活用してイノベーションにつながる優れた知的財産を着実に創造していくことが必須であり、そのためには我が国の今後の柱となる研究開発テーマへのより一層の重点化が必要である。

① 公的研究資金の選択と集中

iPS 細胞の研究開発に資金が集中的に投入されたことにより研究開発が急速に進展している例からも分かるように、真に重要なテーマを選定し資金を投入することが、真の競争力を生み出す源泉となる。そのため、競争的資金の配分を見直し、選択と集中をこれまで以上に徹底すべきである。また、ＳＢＩＲのような段階的選択方式で、集中すべきテーマを選定していくべきである。

② 国が中心となった研究開発プロジェクトの推進

我が国の競争力の源泉となる研究開発の多くは、相当のリスクを伴うものであるが、それを提案を待って選定していく方式には限界がある。そこで、リスクを負ってでも取り組むべき研究テーマについては、国が中心となって研究開発プロジェクトを立ち上げ、そこに優秀な研究者を集中させ、優れた研究成果、ノウハウ等の創造及び蓄積等を図っていくべきである。

③ 研究開発プロジェクト等への知的財産専門人材の派遣

研究開発プロジェクト等の目的を優れた知的財産の創造に置くことが、イノベーションの創造

につながる。そのため、研究開発プロジェクトの立ち上げ段階から、知的財産の専門家をプロジェクト内に配置し、知的財産の視点から研究開発戦略の構築に対する支援を行うべきである。

(2) 研究成果をイノベーションに効率的・効果的に移行させるシステムの構築

① 大学・公的研究機関の知的財産創造・活用活動への積極的支援

大学や公的研究機関の研究成果が、知的財産の専門家等によるブラッシュアップ、戦略的権利化または戦略的活用という段階を経ないまま放置されているため、そのほとんどがイノベーションに結実しない。そこで、大学・公的研究機関の知的財産管理体制を整備し、効率的・効果的イノベーション創造をすべく、専門家派遣、先行文献調査、戦略構築等の支援を行うべきである。

② 他者の知的財産を活用することによる中小企業等の事業活性化の推進

中小企業の多くが人的、資金的、知識的に乏しいため、他者の知的財産を活用できず、貴重なイノベーションの種が育たない。有用な知的財産を中小企業に移転し、それを新技術の開発、新事業の創設等につなげていくべきである。

③ イノベーション推進のための知的財産専門家と他の分野の専門家との連携推進

研究開発成果をイノベーションにつなげていくためには、知的財産だけでなく、企業の事業活動を支援するための様々な専門家の協力が必要である。イノベーションを効率的効果的に推進するため、これらの専門家の連携を円滑に進めるための仕組みづくりが求められる。

(3) 知的財産先進国としての積極的貢献

① 日本企業の海外進出に対する知的財産面での支援

日本企業が海外進出をし、そこで着実な事業展開を行っていくためには、知的財産権の侵害等の被害に遭うことがないよう、十分な予防策を講じるとともに、事件が起こった際には適切な対策が取れるよう、現地情報提供、必要な指導助言等、知的財産面での支援を積極的に行うべきである。

② 我が国特許庁の審査体制のさらなる強化

先進の知的財産権庁としての役割を果たすためには、まず国内の審査が十全になされる必要があることは言うまでもない。大量の中国語特許文献を含め、世界中の先行文献を効率的にかつ正確に調査し、迅速かつ的確な審査を着実にかつ継続的に実現できるように審査体制を整備する必要がある。

③ 海外知的財産権庁の審査官の能力向上に対する支援

我が国出願人の知的財産権を必要な国で確実に確保するためには、我が国の審査体制を整備したうえで、海外知的財産権庁の審査官の能力を向上させ、どこの国でも権利取得の予見ができるようにすべきである。そのため、海外知的財産権庁の審査官の能力向上のための研修を拡充強化するとともに、特許審査ハイウエイ（ＰＰＨ）等を通じた審査結果の交換及び審査官交流等を通じた審査スキルの向上を図るべきである。

④ 海外での知的財産権活用を担う人材の育成に対する支援

我が国出願人の知的財産権を必要な国で確実に確保・活用するためには、権利取得・活用に関わる弁護士・弁理士、企業の知的財産担当者の能力向上も必要である。そのため、これら専門人材の育成を目的とした研修やセミナー等を充実強化すべきである。

(4) イノベーションに対する国民理解を高めるための普及啓発活動の推進

① イノベーションの顕彰

我が国全体がイノベーションの創造に対して積極的に取り組むためには、国民全体がイノベーションに対する正しい認識を持ち、優れたイノベーションを生み出した者に対する敬意が払われるようにしなければならない。そのため、これまで生み出された日本発のイノベーションを確実に評価し、広く顕彰すべきである。

② 児童・生徒等へのイノベーション教育の推進

我が国が今後持続的に発展していくためには、優れたイノベーションを生み出す人材を計画的に育成

していく必要がある。そのため、小学生の児童、中・高校生の生徒等が、イノベーションに対する正しい認識を持ち、優れたイノベーションの創造に対して積極的に取り組んでいこうという意欲を持つようにするため、これら児童・生徒等に対するイノベーション教育を推進していくべきである。

No.	法人・団体名
18	公益社団法人日本芸能実演家団体協議

意見

私的録音録画補償金制度については、２００３（平成１５）年７月８日に発表された『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』において、「音楽ＣＤ複製機能を備えたパソコンや技術的保護手段を備えたＣＤなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている状況を踏まえ、関係者間で実態に適応した制度への見直しについて協議が進められているが、その結論を得て、２００４年度以降、必要に応じ同制度の改正を行う」との言及がなされて以降、２０１２年の知的財産推進計画まで、毎年「見直しの必要性」が指摘され続けてきた。しかし、現在に至るも、この問題の見直しは何ひとつ行われていない。

この問題が最初に指摘された２００３年以降も、私的領域におけるコンテンツの利用は、現行制度が想定する「専用機器」「専用媒体」による閉ざされた範囲での複製から、ＰＣやネットワークを介した利用へと大きく拡大している。このような利用の実態と制度との乖離を直視することなく制度が運用されてきた結果、ユーザーの利便性は拡大する一方で「クリエーターへの適正な対価の還元」がなおざりにされるというアンバランスが常態化している。この問題は、現在進行中の「知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ」における論点整理においても、１．デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備、③コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境整備の「課題２」として、「クリエーターへの適切な対価還元のため、どのような制度整備が必要か」と整理されているが、その中で触れられている、いわゆる「東芝裁判」の結論は、現行の私的録音録画補償金制度が、クリエーターへの適正な対価の還元を実現する制度として、もはや機能し得ないことを明らかにしたものであり、行政がこの問題を放置し続けた責任は重大である。

今後、より実効性のある「他の措置等」が検討されるにせよ、現状のアンバランスをこれ以上放置すべきではない。ユーザーの利便性の確保とクリエーターへの対価の還元を調整する役割を有するこの制度を、実態に即して拡充・再構築することは、今日の知財政策の根幹に属する課題として最優先で取り組む必要があると考える。
以　上

No.	法人・団体名
19	ザ・ソフトウェア・アライアンス

意見

《要旨》
１　クラウドの普及には、データ可搬性確保、法規制の国際協調、技術的中立性が重要
２　クラウドの不正利用を防ぐためアクセスコントロール回避規制を充実
３　TPP で高レベルの知財保護実現
４　不正に製造された商品のグローバル流通の防止策に関し、営業秘密侵害に限定せず幅広く海外の制度や動向を調査すべき
５　画像デザイン保護拡充を支持
６　著作権法
・権利制限の一般規定拡大に反対
・30条に関しソフトウェアのダウンロード違法化
・法定賠償
《本文》
別紙５参照

No.	法人・団体名
20	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

意見

【１．全文】
○「知的財産推進計画2013」： クラウド型サービスのための環境整備に関して、現在の著作権法制度・文言解釈の不明確さがクラウド型サービスへの参入や積極的な事業拡大の阻害要因の一つになっていると思われるため、このような状態を解消し、クラウド事業者やそのユーザーが当該サービスの展開や利用に際して、著作権侵害に問われる懸念を払しょくできるような施策を早期に検討・導入すべきと考える。（例：“セーフハーバー”規定の導入、“フェアユース”規定の充実、間接侵害要件の明確化など）

○「知的財産推進計画2013」：電子書籍の普及促進に向けた環境整備に関して、海外の巨大プラットフォーマーなどに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策等のために対応策を講じるべきとの意見に賛同する。海賊版対策と電子書籍の普及を目的として「著作物に関する権利」として出版者のための著作隣接権の創設が提案されているが、そもそも目的に対する効果が不明瞭であるばかりでなく、重畳的な権利が生じることから、普及を仲介する業者やユーザーと権利者との間の権利処理が一層複雑になり、むしろ電子書籍の普及促進への悪影響も懸念される。何らかの法整備が望ましいが、具体的な改正内容は文化審議会における審議を経ることが適当と考える。
以上

No.	法人・団体名
21	知的財産人材育成推進協議会

意見

【はじめに】
近年、グローバル化・ボーダーレス化する経済の中で、企業の国際競争が激しさを増すとともに、国際競争力の源泉となる知財の重要性も増している。さらに、産業生態系が大きく変化し、イノベーションモデルも従来の「技術起点型モデル」だけでなく、新たな「事業起点型モデル」に多様化している。これらの状況変化に伴い知財マネジメントの在り方についても大きく変容・多様化し、より高度で総合的・戦略的な知財マネジメントを行うことができる人財が求められるなど、知財人財の在り方についても変化している。
このような変化を受けて、昨年度は、「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」の下に設置された「知財人財育成プラン検討ワーキンググループ」により「知財人財育成プラン」が作成され、政府においても、グローバル・ネットワーク時代に即した知財人財育成の在り方が検討されたところである。
知的財産人財育成推進協議会は、かかる認識の下、日本の知財人財育成をグローバル・ネットワーク時代に即したものとするために、政府の対応すべき取組や本協議会のメンバーも含む民間における自主的な取組として行うべき事項について、以下のとおり提言する。

【要旨】
グローバル・ネットワーク時代においては、従来の「技術起点型サイクルモデル」に加え、「事業起点型サイクルモデル」のイノベーションモデルを担う人財が求められることから、知財活用人財・知財マネジメント人財、グローバル人財の育成を重点的に推進すべきである。また、革新的技術の創造や地域経済の担い手である中小企業の人財育成支援策を展開するとともに、専門人財、標準化を担う人財、裾野人財の育成にも引き続き取り組むべきである。

１．　知財活用人財・知財マネジメント人財の育成

「事業起点型モデル」は、シーズ（技術）ありきでその権利化と活用を図るモデルではなく、ニーズ（事業、市場）を起点とし、事業を形成するために必要な知財を活用するモデルであるから、従来の技術の保護・権利化を担う知財専門人財だけでなく、事業戦略を企画する中で知財を活用する能力を備えた知財活用人財の育成に重点を移すべきである。また、グローバル・ネットワーク時代にあっ

ては、従来のような研究開発成果の事後的な権利化のみならず、国際標準化、テクノロジー・デザイン・ブランド・コンテンツの複合的な保護・活用、他者の市場参入の誘導を前提とした知財の権利化、ノウハウ秘匿などを使い分ける、あるいは組み合わせるなどの、より高度で総合的・戦略的な知財マネジメントをおこなうことができる人財が求められている。

人財の育成は一朝一夕になしうるものではないが、今後の１０年先を見据えた知財人財の育成方針として、官・民が協力してこのような知財活用人財・知財マネジメント人財を育成する取組を推進していくべきである。

＜取組方針案＞

① 知財活用人財・知財マネジメント人財を育成する“場”や“情報”の提供

政府を始め、知財に関する人財育成機関、大学院、学会等、官民の様々な組織に対して、知財とビジネスを融合させた研修、セミナー等の実施、事業戦略に知財を組み込んだ成功例の紹介、国内外の企業の知財戦略をとりまとめた研究成果の提供など、知財活用人財・知財マネジメント人財の育成に資する“場”や“情報”を提供するように促す。

② 企業における知財活用人財・知財マネジメント人財の育成

実践で役立つ人財を実践で鍛えるという認識のもと、民間企業等に対し、知財部門で扱う業務範囲を権利の取得・管理業務から技術提携やブランド戦略・ノウハウ管理など知財の周辺業務まで拡大するとともに、知財担当者が製品・サービスの企画部門、研究開発部門、営業部門などに異動して活動の場を広げることなどにより、知財担当者が知財部門の垣根を越えた実戦的訓練、実務経験を積む機会を増やし、もって知財とビジネスを結びつけることができる人財を育成するように促す。

③ 企業経営層向けの情報共有・提供の場の設置

知財戦略は、経営戦略の中にある一つの戦略であるから、より高度で総合的・戦略的な知財マネジメントを行う人財を育成していくためには、経営トップがその必要性を十分認識する必要がある。

そこで、企業経営者に経営のツールとして知財を戦略的に使う知財マインドを持つことを促すために、企業同士又は政府と企業とが、最新の情報を共有ないしは提供する場を設ける。

④ 「知財参謀」の育成と確保

従来、知的財産部門は、研究開発部門や事業部との関係ではどちらかと言えば、それらをサポートする消極的な業務が中心であったが、知的財産部門は、本来、自社の機密情報を扱っているだけでなく、特許情報を中心とする他社の重要な技術情報を日々、入手・分析できる極めて重要かつ特異なポジションにある。

そこで、今後のあるべき知的財産部門には、従来の業務に加え、知財情報をより「積極的」に活用できる人財が求められている。具体的には、他社の様々な戦略（特許戦略に留まらず、事業戦略、研究開発戦略、アライアンス戦略、ヘッドハンティング戦略等）を推測・予測・把握し、そのような情報にもとづき、他社に対して競争優位に立つための新たな研究開発戦略、事業戦略さらには企業戦略のオプション（例えば、M&A の候補先を提案する等）を「積極的」に提案することができる「知財参謀」の育成に向けた取組を官民を挙げて推進する。

⑤ 知的財産に精通する弁護士の育成

法科大学院における知的財産法教育を、知財マネジメント人財育成の場のひとつとして明確に位置づけ、同教育内容をレビューする等して知的財産法を選択しやすい環境を整備し、知的財産に精通する弁護士の育成に努力するべきである。

⑥ 総合的な法律的素養を有する弁護士の活用

総合的な法律的素養を有する弁護士を、企業内・組織内での知財マネジメント人財として採用して活用するように、ＰＲその他の支援施策を推進する。

⑦ 産学連携活動における弁護士の活用

産学連携、特に大学等が自立して産学連携活動を実施できるような環境整備等のためにも、知的財産に精通する弁護士を活用すべく、支援施策を実施すべきである。

２．　　グローバル知財人財の育成

企業活動がグローバルに展開される状況においては、知財人財の育成も従来の国内の自前主義に基づく育成だけでは十分ではなく、国内外を問わず優秀な人財をグローバルに育成・確保することが必要であり、このようなグローバル知財人財の育成・確保に、官民を挙げて取り組むべきである。
また、企業がグローバルに権利を取得し活用するためには、その前提として、知財制度の国際調和の推進に加え、その運用を支える人財の育成、ひいてはグローバル化に対応した審査体制の構築も必要とされる。
さらに、海外の知財情報を収集・分析し、国際的な制度・運用・分類の調和の推進のためには、先進国やアジアなど新興国の知的財産法を始めとする経済法、知的財産制度の運用に詳しい人財の育成が求められており（知財人財育成プラン p.24）、これらの運用を分析して調和を推進していくためには、実務的な人財のみならず、法体系等の各国の背景事情に精通したアカデミストの育成も必要とされる。

＜取組方針案＞
（1）官民におけるグローバル知財人財の育成
海外の優秀な知財人財の採用・育成を推奨するとともに、グローバルな企業活動の現場において、このような人財の活用を促すべきである。また、海外の政府機関や民間機関との協力のもと、国内の知財人財の海外派遣、海外での知財セミナーの開催、海外からの知財研修生の受入れ、海外の知財人財育成機関との連携など、グローバル知財人財の育成に向けた取組を官民を挙げて推進する。

（2）グローバル化に対応した審査体制の構築
国際的に通用する安定した権利の設定のためには、審査品質の管理と向上を図るとともに、より高度な外国文献サーチを行うことが求められる。このため、審査官のみならず、特許庁から調査業務（先行技術文献調査等）を受注している登録調査機関のサーチャーに対しても、外国文献調査能力の向上を促すべきである。

（3）グローバル化に対応したブランドマネジメント人財の育成
企業活動がグローバルに展開される状況において、海外に氾濫する日本ブランドの模倣品・海賊版による被害の防止は、企業の規模や業種を問わず、喫緊の課題となっている。海外における日本ブランドの市場の確立及び拡大のために、グローバルな視点でブランドマネジメントができる人財の育成に向けた取組を推進する。

（4）各国法に精通したアカデミストの育成
国際的な制度・運用の調和の推進のためには、各国の法体系等の背景事情を理解する必要があるから、我が国及び諸外国の知的財産法に精通したアカデミストの育成を強化するとともに、アカデミスト同士の交流の活発化を図る。また、そのような交流を図る拠点を整備することが必要である。

（5）知的財産に精通する弁護士の育成
法科大学院における知的財産法教育を、グローバル人財育成の場のひとつとして明確に位置づけ、同教育内容をレビューする等して知的財産法を選択しやすい環境を整備し、知的財産に精通する弁護士の育成に努力するべきである。

（6）総合的な法律的素養を有する弁護士の活用
総合的な法律的素養を有する弁護士を、企業内・組織内でのグローバル知財人財として、採用して活用するように、ＰＲその他の支援施策を推進する。

３．　　中小企業に対する知財人財の育成支援
中小企業においては、グローバルに展開することのできる革新的な技術を有している企業もあるも

のの、経営層における知財マネジメントについての認識不足や、技術を知的財産として適切に保護・管理するとともに、これを経営戦略の一環として取り込んで活用できる人財の不足から、有効な事業戦略を策定できず、グローバルな競争力の強化につながらないケースがある。
　そのため、経営層における知財戦略の活用についての認識を高めるための取組、外部専門家による支援策を展開するとともに、一定の知識を有し、外部専門家を活用することができる社内担当者の育成・確保が必要である。

　＜取組方針案＞
（1）経営層における知財マインドの向上
　中小企業においては、知財を戦略的に活用し、グローバルに高いシェアを確保することに成功している企業も存在しており、そのような中小企業における知財人財、知財活用事例を紹介するなど、知財マネジメントの重要性を認識するための取組を実施することにより、経営層における知財マインドの向上を推進する。

（2）外部専門家による支援
　中小企業においては、知財専任の担当者を確保することも容易ではなく、総合的・戦略的な知財マネジメントを行うことができる人財を確保することは現実的ではないため、中小企業に対し、弁護士・弁理士などの外部専門家の活用を促すとともに、中小企業内で、知財に関する一定の知識を有し、このような外部専門家を活用して自社の知財マネジメントを行うことのできる人財を育成するように推奨する。

（3）社内の知財兼任者の育成と確保
　中小企業において、自社の潜在的な知的財産を発掘し、その保護と活用を図るべく弁理士・弁護士等の外部専門家を活用するためには、知財の専任者でなくとも、他業務との兼任者として、知財に関する一定の知識を有する人財が不可欠であるため、中小企業に対し、外部専門家の活用に向けた、知的財産管理技能士を始めとする知財兼任者を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進する。

（4）弁護士の活用に対する支援
　中小企業に対する知財人財支援につき、外部専門家としての弁護士の活用につきさらなる支援をするべきである。

４．　　知財専門人財の育成

　事業起点型モデルを支える知財活用人財・知財マネジメント人財の育成を推進する一方で、技術起点型モデルもイノベーションモデルの両輪として併用していくためには、将来の事業の核となりうる知財を見出してグローバルな権利を有効かつタイムリーに取得する能力を有する知財専門人財も着実に育成すべきである。

＜取組方針案＞
（1）知財研修機会の充実
　知財人財の育成にかかる機関、大学院、学会等に対して、国内外の知財制度・運用の正確な理解、有効な権利を効率的に取得するために必要となる先行技術調査能力、重要性を増す侵害・訴訟対応能力など、知財専門人財に求められる能力を育成するための研修、セミナー等を着実に実施するように促す。

（2）知財関連人財育成機関との連携強化
　独立行政法人工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）等の知財関連人財育成機関における知財教材（テキスト、ｅ－ラーニングコンテンツ等）を、弁理士法で規定されている継続研修で活用できるようにするなど、日本弁理士会（研修所）との連携を強化することにより、継続研修制度の一層の拡充を図る。

５．　　国際標準化戦略専門人財の育成

国際標準化では、事業と規格制定と密接に関わりのある民間企業が主体的に取り組んでいる。しかし、標準化に関わった人財も、当該標準化作業が終了すると、企業内で別の業務、部署に配置転換させられる等、継続的に標準化に携わるものではないことから、標準化のプロ人財が育成される風土がない。戦略的な国際標準化活動の強化という観点から、育成された標準化プロ人財が組織を横断して、かつ継続的に活動を進められるような施策が望まれる。

＜取組方針案＞
（１）国際標準化戦略エキスパートの育成
標準化の技術がわかる標準化専任弁理士等の精鋭エキスパートを国の施策として育成し、さらに標準規格特許のパテントトロール問題等の国益に関わる課題にも官民で迅速に対応できる体制づくりを行う。

６．　　知財人財の裾野の拡大

広く一般に知的財産に対して正しい認識を広め、知財マインドを向上させるためには、知的財産に関する普及啓発活動を行い知財人財の裾野を拡大することが重要である。
そのためには、教育機関における活動の中で知的財産を取り入れるなど、裾野人財に対する知財人財育成を行い易くする環境整備を行うことが必要である。

＜取組方針案＞
（１）大学、工業高校、高等専門学校における知的財産に関する科目の必修化
学生が将来産業人財として活躍するために必要な実践的な能力を身につけられるよう、少なくとも大学、工業高校、高等専門学校においては、知的財産に関する科目を必修にするように促す。

（２）クールジャパン人財の育成
クリエーター等のクールジャパン人財を育成する方策として、美術・芸術・映像系の大学において、著作物やプロダクトデザインの法的な保護・活用の仕組みや、第三者の知的財産権侵害の対応等の講義のカリキュラムを組むなどして、基礎的な知財教育の場の整備を促す。
以上

No.	法人・団体名
22	日本雑誌協会 日本書籍出版協会

意見

【要　旨】
(1)　国民の出版物へのアクセスを容易にする「消費税軽減税率の適用」について
すべての国民が、書籍・雑誌・コミックス等の出版物に広く平等、また安価に触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上にとって不可欠です。より少ない負担で、誰もが全国どこでも容易に知の集積物にアクセスできる環境を維持するためには、消費税に軽減税率を適用することが望ましいです。
両協会は、電子媒体を含む書籍・雑誌・コミックス・新聞等の出版物に対して、消費税の軽減税率を適用するよう求めます。

(2)　出版産業の保護・育成について
アニメ・ゲームソフト・映画等の優れたコンテンツの多くは、書籍・雑誌・コミックス等の出版物の形で初めて世の中に伝達された著作物が姿を変えて生まれ変わったものです。日本が優れたコンテンツを生み出し続けるためには、出版産業を保護・育成する方策を講じる必要があります。その一環として、出版物を単位とした、出版者を保護・育成する法律の整備を求めます。

(3) コンテンツの保護強化について
違法複製物に対して、出版物単位で権利侵害に対抗できる権利を出版者に与える必要があります。また、国際的には日本のコンテンツの保護のために、日本政府が常に海外の情報収集に努め、必要に応じて国際条約や二国間の政府協議を進めるなど、毅然とした姿勢を見せる必要があります。
【全　文】
知的財産戦略本部においては、これから10年先を見据えた「知的財産政策ビジョン」の策定や、短期的においても「知的財産推進計画2013」の策定について議論が進められているところです。
上記両協会は、知財推進計画の策定において 、文字・活字文化の振興の視点を取り入れ、(1)国民の出版物へのアクセスを一層容易にすること、(2)文字・活字文化の主要な担い手である出版産業の育成に関する方策を講ずること、(3)著作者をはじめとする関係権利者の権利を守るためコンテンツの保護強化を図ること、が重要であると認識しております。以下、両協会としての意見を申し述べます。

記

(1) 国民の出版物へのアクセスを容易にする「消費税軽減税率の適用」について
書籍・雑誌・コミックス等の出版物は、人類の文化を創造・記録・保存・伝達する中心的なメディアとして、人間の知的活動とコミュニケーション能力を飛躍的に増大させる役割を果たしており、一般的な消費財とは異なる性質を持っています。日本の出版界は文字・活字というメディアを介して多種多様なコンテンツを国民に広く伝達することに努め、日本の教育・学術・文化の発展に大きく貢献して参りました。これは、デジタル時代にあっても何ら変わることはありません。むしろ、電子出版物の普及等により益々その役割が大きくなってくるものと、多くの人が期待しているところです。
わが国では、2005 年 7 月に「文字・活字文化振興法」が制定され、すべての国民が等しく豊かな文字・活字文化の恩恵を享受できる環境整備を、国及び地方公共団体の責務として、関係機関及び民間団体等と連携、総合的な施策を策定し実施することとしています。また、学術的出版物の普及については国が出版の支援、その他の必要な施策を講ずることとしています。さらに、2010 年の「国民読書年」を契機として、文字・活字文化の重要性が全国的なレベルで唱えられ、多様な読書推進運動が展開されています。
従来のように高いレベルのリテラシーを維持するためには、読者である国民の誰もがひとしく知の集積物にアクセスできる環境を整備することが必要です。すべての国民が、書籍・雑誌・コミックス等の出版物に広く平等に、また安価に、より少ない負担で触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上にとって不可欠です。その環境整備の一つとして、出版物に対する消費税の軽減税率の導入が必要であると考えます。誰もが全国どこでも容易に知の集積物にアクセスできる環境を維持するためには、消費税の軽減税率の適用が望ましいと考えられます。
両協会は、電子媒体を含む書籍・雑誌・コミックス・新聞等の出版物に対して、消費税の軽減税率を適用するよう求めます。

(2) 出版産業の保護・育成について
出版市場は1996年を境に下落が続き、2009年には1989年から20年間維持してきた2兆円市場が崩れ、2012年には1兆7,398億円規模までに落ち込んでいます（出版科学研究所の統計）。このような出版市場の低迷にもかかわらず、出版業界は読者ニーズの多様化にこたえるべく努力を重ねておりますが、売れ筋の書籍の中で新書や文庫、選書等のシェアが上昇するなど、依然として低価格傾向が続いています。雑誌の販売も部数及び金額面において低迷が続き、休刊する雑誌が相次ぐ状況にあります。
一方、アニメ・ゲームソフトに代表される日本のコンテンツは、依然として世界から高い評価を得ています。ここで注意しなければならないのは、これらアニメ・ゲームソフト・映画等の優れたコンテンツの多くは、書籍・雑誌・コミックス等の出版物の形で初めて世の中に伝達された著作物が、姿を変えて生まれ変わったものであるということです。
また、出版物は複数の著作物を融合的に構成して出来上がったものがほとんどです。単一の著作物のみで構成される出版物は、むしろ少数であると言えます。一つの出版物の中に複数の著作物が含まれた場合における出版者の役割は大変大きく、出版物の創出のみならず、その流通において中心的な役割を演じているのも出版者です。このように出版者は文字・活字文化の発展に中心的な役割を果たしているにもかかわらず、現状では出版者を保護する法的裏づけはありません。出版物の特性にあわ

せ、著作物単位ではなく、出版物単位で保護する制度の創設が不可欠です。
今まで、知的財産推進計画等においても、出版者の権利問題については、2003 年の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において「出版社が著作物を公衆伝達している役割に鑑み、出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非について関係者間で協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004 年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する。」と記載され、また「知的財産推進計画 2004」には「出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非に関する関係者間協議の結論を得て、2004 年度以降必要に応じ、著作権法の改正案を国会に提出する。」と、位置づけられてきました。
両協会は、出版物を単位とした法整備に早急に取り組むことを強く求めます。その場合、著作権者の権利保護に主眼をおいた著作権法の改正に必ずしもこだわるものではありません。

(3) コンテンツの保護強化について
デジタル・ネットワーク社会におけるコンテンツの不正流通は日々増加傾向にあり、法整備をはじめ、日本としての早急な取り組みが必要です。最近では「ＡＣＴＡ」の交渉、ＣＯＤＡへの支援等を通じ、日本政府が不正流通対策に積極的な役割を果たしていることは高く評価されています。
一方で、現在、日本を代表するアプリ、ウェブサイト、オークションサイト等においては出版物の海賊版が数多く流通しています。これらに対して出版者が削除要請や不正出品者の連絡先情報等を運営事業者に求めた際、出版者は出版物に対する権利者でないため、プロバイダ責任制限法等を楯に要求を拒否されるケースが続出している状況です。出版物の侵害が生じた場合、違法複製物に対して作家等の著作権者個々人が対処するのは事実上不可能であり、何らの権利も持たない出版者は手の打ちようがありません。
このような問題を解決するためには、第一に、出版者自らが出版物に関する権利者になり、差し止めや損害賠償の当事者になれるようにする必要があります。
第二に、国際間においては国際条約や二国間の政府協議等を通じて、日本のコンテンツを保護する日本政府としての毅然とした姿勢を見せる必要があります。日本政府も各国政府と協調して、インターネットサイト上に蔓延している日本コンテンツの違法複製物を積極的に取り締まる姿勢を見せることが必要です。先頃、安倍晋三首相はＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を明言しました。現時点ではどのような内容になるかは分かりませんが、著作権等の問題も俎上にのぼると言われています。国においては、ＴＰＰの内容をいち早く掴み、出版・新聞界が不利な条件を呑まされないように努力することを希望します。
第三に、外国の法令についても常に情報収集に努め、海外における日本コンテンツの保護に注意しなければなりません。最近、中国政府の進めている著作権法改正草案において著作者の許諾がなくても利用が可能になり、結果として日本のコンテンツが侵害される恐れが発生しました。これに対しては、日本の国益を守るためにも、国のレベルで日本政府が中国政府に対して法律改正の撤廃を求めるアクションを取る必要があります。そのため、民間と共有できるシステムを構築することが望ましいと考えます。
以上

No.	法人・団体名
23	日本製薬工業協会

意見

「知的財産推進計画 2013」、「知的財産政策ビジョン」の両方に関する事項
《要旨》
わが国おける製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、国内外から経営資源を日本に集めることでイノベーションを促進すると共に、成果が新興国において適切に保護される環境が必要である。具体的には、
①新興国への人材派遣や知財教育などの支援を通じた知財制度の改善
②政府の国際交渉力向上による企業の新興国での海外活動の支援強化
③職務発明制度の抜本改正
を要望する。

《全文》
日本は iPS 細胞に象徴される通りライフサイエンス分野に強みを持ち、創薬が可能な企業が複数存在する世界でも数少ない国の一つであり、実際に世界に冠たる治療薬を創薬してきた実績を有します。今後も日本製薬企業がこのような国際的な優位性を保つためには、更なる創薬イノベーションと国際競争力の強化が必須です。一方で、近年、先進国の経済成長が鈍化するのに対し、新興国では中間所得層人口が増大し、今後経済成長の 6 割近くがこれらの国からもたらされることとなり、日本製薬企業の国際競争力の強化には先進国のみでなく新興国への事業拡大が急務となっております。しかし、製薬企業の事業展開には知的財産制度が重要であるところ、新興国では特許審査の大幅な遅延や、第 2 医薬用途などの医薬特許出願に対する厳しい審査、エンフォースメントの不透明性、インドやインドネシアでの強制実施権発動など製薬企業の事業展開を妨げかねない問題が生じております。また、イノベーションの創出には国内外からの経営資源（ヒト、モノ、資金、知識等）が日本に集まることが重要であるところ、英語社会環境の未整備がこれらの動きを妨げるという問題も生じております。当協会としてはわが国が得意とする創薬に関する技術を生かすため下記の戦略の立案･実行を要望いたします。

・ 「知的財産推進計画 2013」、「知的財産政策ビジョン」の両方に関する事項
戦略１． 新興国の知的財産制度の改善
長期間の研究開発と多大な費用を要する創薬活動を行う製薬企業にとって、その活動を持続的なものにするためには、研究開発で生じた知的財産が進出国で適切に保護されることが重要です。一方で、新興国では知的財産制度の基盤が十分に整備されていないことが多く、実態さえ把握が困難な国も多いのが現状です。日本製薬企業の新興国への進出を促進するために、国内知的財産制度の整備のみでなく、諸外国、特に ASEAN 諸国やインドなどの成長の見込まれる新興国の知的財産制度の改善に力を入れることを要望します。例えば、日本特許庁などから新興国への人材の派遣・長期駐在を通じて、現地の知的財産制度や関連する薬事制度等の調査、現地代理人情報の収集、権利侵害の判定や鑑定の受注、相手国との対話等といった現地での活動を進め、日本製薬企業の発展を支援すると共に、関連法の整備や、現地特許庁の審査官への教育等の支援を国際協力等の形で進めることを要望します。

戦略２． 日本政府の国際交渉力向上
（１） 日本特許庁の審査結果の海外での活用の利便化
日本特許庁の審査結果を他国特許庁での審査に活用することを促進するため、拒絶理由通知などの日本国特許庁が発行する書面や、特許登録された特許請求の範囲などを、日本語に加え、英語等の外国語でも作成する制度の設立を要望します。また、日本特許庁の審査結果を活用できる特許審査ハイウェイの拡大は今後も是非とも進めていただきたく存じます。

（２） 日本特許庁の新興国特許庁からの審査業務受注
日本特許庁の新興国特許庁からの審査業務受注を通じて、新興国の審査遅延の解決・日本特許庁の審査結果の影響力の向上を要望します。具体的には、外国語文献に対応し、英語等の外国語で審査ができる体制を早期に実現し、新興国特許庁からの審査業務受注を進めて頂きたく存じます。

（３） 国際的交渉を通じた知的財産制度の環境整備
二国間交渉・多国間交渉等の場を活用して国際的な創薬環境・医薬品ビジネスを活性化するための環境整備を進めることを要望します（たとえば、特許期間延長制度、データ保護制度あるいは再審査期間制度、パテントリンケージ制度の導入や特許対象の見直し、エンフォースメントの強化など）。また、生物多様性条約（CBD）に基づく各国の遺伝資源への出所開示義務に対しての意見に代表される政府の国際的な知的財産制度の環境整備を今後も継続することを要望します。

戦略３． 職務発明制度の抜本改正
昨年 5 月 29 日に決定された「知財推進計画 2012」に基づき、新たな職務発明制度に向け調査検討がされています。また、昨年 12 月 11 日には産業横断 職務発明制度フォーラムが、日本知的財産協会、電子情報技術産業協会、日本経済団体連合会、日本製薬工業協会の共催にて開催され、我国のイノベーション促進や国際産業競争力強化に寄与する知財管理の在り方を考える気運が業種・業界の枠を超え

共通認識と広がりをみせ、研究開発型企業の多くが発明者と他の従業者との処遇バランスの課題等の解決に苦しんでいることがわかってきました。
多種多様な高度な専門家の協力・分担・連携によって初めて新薬が開発される創薬研究の場で、このような異常な差別を行なうことは社会正義や従業員間の公平を害するだけではなく、研究者間での情報共有の阻害やチームワークの乱れを誘発し、却ってイノベーションを抑制してしまう結果となります。
そこで、組織全体でのバランスのとれた人材への投資を円滑に行い我が国の製薬産業の国際競争力を高めるため、特許法 35 条の抜本的な法改正が必要であると考えます。

（１）法改正の方向性
イノベーションを促進し、もって産業が発展するために資する抜本的な職務発明制度改正の方向としては、以下が望ましいものと判断いたします。
１．職務発明に係る特許を受ける権利は、使用者に自動的に移転する（これを法人帰属と定義する）。
２．職務発明に係る特許を受ける権利の移転に係る対価については、私的自治の原則（そこから導かれる契約自由の原則、過失責任の原則）を適用し、使用者等と従業者等であらかじめ個別契約・就業規則等により定めておくことができる。
３．改正に伴う経過措置として、旧法下（昭和 34 年法）の案件についても、職務発明に係る特許を受ける権利の移転に係る対価は個別契約・就業規則等に委ねる等、改正の趣旨及び平等・公平等の観点から適切な措置を施す。

（２）法改正の理由
現行の日本の職務発明制度は、海外の企業・機関との共同研究における発明者の処遇検討に際して支障となる場合が数多く見受けられ、外資系企業が日本企業との連携に躊躇する一因となる上、日本企業が海外展開や多国籍化を目指した場合にも日本と海外の研究員間での人事制度面での整合性が取りにくい等の大きな弊害を生じています。
そもそも、企業でのイノベーションは、組織の中での活動から生まれるものであり、企業の提供する研究環境、資材、知的資産等に大きく依存し、一個人の貢献は必ずしも高いものではありません。また、事業化を行うに当たっては、職務発明の完成に先行する他の基礎研究の成果や発明完成以降の製品開発段階での発明者以外の多くの従業員の貢献が大きく寄与している場合が一般的です。このため、製品開発で発明者以上の貢献をしながら職務発明制度の対象になれない従業員と職務発明の発明者との間に不公平感が広がっています。
グローバルなオープンイノベーションに対応し、国際競争力強化を図るため、職務発明制度の政策効果にふさわしい安定的で合理的な制度設計の見直しが急務であり、従業員への待遇は、企業経営の根幹に係わる事項であることから、発明者への金銭支払の取扱は、各企業において他の従業員との公平などの観点を含む組織全体へのインセンティブとの関係を考慮された各研究組織のマネジメント（契約等）に委ねてこそ、その目的に適うと考えます。
中国では、最近、発明者への多額の報酬を定めた職務発明条例草案について意見募集がなされましたが、国内外からの反対意見、特に外資系企業からは「このままの条例が通るなら外資企業は中国から撤退するだろう」という意見が出されました。日本についても、現行制度下では、投資を躊躇するという問題が生じ得ます。
なお、医薬品の製品開発には 10 年以上の年月がかかると共に、医薬品は、市場でのライフサイクルが長いため、最長 2040 年 3 月まで平成 16 年改正前の条文が効力を有する状況にあります。すなわち、企業は、長期に渡って職務発明の対価額が確定しないために研究開発を行う時点で将来の対価支払額を考慮した経営判断ができず、大きなリスク要因を抱えることになります。そこで、旧法下（昭和 34 年法）の案件についても、適切な経過措置を法律上明記することによって訴訟リスクを遡及的に断ち切られなければならないと考えます。

（３）まとめ
上述の抜本的な職務発明制度改正により、予測困難な経営上のリスクがなくなり、日本企業のみならず外資系企業も安心して日本での研究開発に投資ができます。また、日本企業の海外展開の際にも、各企業にとってグローバルな視点での整合性の取れた最適な人事制度・インセンティブ制度を作るこ

とができます。さらに、中小企業・ベンチャー企業にとっては、煩雑な事務手続きからも解放され、研究開発に専念でき、日本にとって急務とも言えるベンチャー企業の育成にも寄与することができます。
すなわち、改正によるこれらの種々の効果により、日本におけるイノベーションや知の活用が促進され、知財イノベーション環境整備・国際競争力の強化が期待できます。

・ 「知的財産政策ビジョン」に関する事項

《要旨》
わが国おける製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、上述の様に国内外から経営資源を日本に集めることでイノベーションを促進すると共に、成果が新興国において適切に保護される環境が必要である。中長期的に実現すべき政策として、
④英語の社会環境の整備による多様性の促進
⑤パテントボックス税制の導入
⑥総合的な産業政策に沿った知的財産政策
を要望する。

《全文》
戦略４．英語の社会環境の整備による多様性の促進
国内の知的財産制度が日本企業に活用されるには、日本においてイノベーションの創出を促進することが重要です。イノベーションの創出を促進するには、国内外から多様な経営資源（ヒト、モノ、資金、知識等）が日本に集まることが重要であるところ、英語の社会環境の不備がこれらの経営資源の国内への集中を妨げる要因の一つとなっております。日本への経営資源の集中を促し、イノベーションの創出を促進するため、日本国内において英語の社会環境の整備を進めることを要望します。

戦略５．パテントボックス税制の導入
パテントボックス税制とは、特許等の知的財産から得られる収益（一部の売上収入、ロイヤルティ収入）に対する軽減税率制度です。同制度は、研究開発の成果物である特許等の知的財産権を日本国内に保有し、事業化するインセンティブを与えるもので、我が国製薬産業の創薬イノベーションの促進と国際競争力の強化に資するものです。
パテントボックス税制は、オランダやフランスで既に導入され、英国でも本年４月から導入されます。我が国が国際競争力を維持するために早期に導入すべきと考えます。
なお、イギリスでは特許権から生じる所得について標準税率の 23%から 10%へと軽減され、オランダでは、25%から 5%へ、フランスでは、33.33%から 15%へと軽減されます。

戦略６．総合的な産業政策に沿った知的財産政策
知的財産政策とは、産業政策と一体となり実行することが肝要となります。知的財産政策を「知的財産政策戦略推進」という独立した枠組みでなく、国家の産業政策と整合性をもたせ知的財産政策を立案する枠組みへと、現行の枠組みを見直すことを要望します。具体的には、知的財産戦略本部、日本経済再生本部・産業競争力会議、総合科学技術会議等が融合した会議体が、産業政策を策定し、当該産業政策に沿い知的財産政策の策定がなされる体制づくりを要望します。
① 知的財産戦略を考えるなら全ての知的財産権を包括に守る体制づくり
日本においては、知的財産関連法の管轄が対応省庁で異なっている。例えば、特許法・実用新案法・意匠法・商標法は特許庁が管轄するが、著作権法は文化庁、不正競争法は経済産業省、種苗法は農林水産省、薬事法は厚生労働省が管轄する等、知的財産戦略策定にあたり知的財産権を包括的に整備し、推進することが難しい。これら省庁の管轄を超えて一元的に知的財産戦略の策定と運用のできる体制づくりを要望します。医薬分野においては、パテントリンケージ制度の整備を要望します。また、医薬品使用による国民の生命、健康被害を未然に防止するため、薬事法において製薬企業に医療機関等への医薬品の適正使用にかかる情報提供義務が課せられているが、当該義務に基づき行われる文献複写物の提供はその目的により十分かつ迅速に行われる必要がある。このような国民の生命・健康を守るための義務の履行が、文化の発展を法目的とする著作権法により制約を受けることがあってはなら

ず、著作権の権利制限が認められることを要望します。
② 知的財産制度への反発への対応
　製薬企業による知的財産権の取得及び保有が、医薬品の価格を高騰させ、新興国及び途上国の人々の医療アクセスを妨げていると主張するNPOその他団体による活動が、新興国及び途上国のみならず、国際会議の場やメディアを通じて活発化しており、新興国及び途上国での知的財産権の権利化や行使に不透明さを与える一因となっております。これらの動きの背景には、医薬品の価格だけでなく新興国及び途上国の貧困やインフラ（病院、医師、流通システム、医療保険制度等）の未整備などの社会的問題があります。従いまして、長期的にこれらの国々の動きに対応し知的財産制度を普及させる政策として、日本政府からのODA等の新興国及び途上国への経済支援を通じ経済成長を促すと共に、新興国及び途上国の知的財産制度の整備のみならず、官民一体となり、新興国及び途上国のインフラ（病院、医師、流通システム、医療保険制度等）の整備、必須医薬品の適切な価格での供給等の総合的な支援を行うことを要望します。また、これら支援は万遍的な支援でなく、集中的な支援を行いモデルケースとなる国を作り、新興国及び途上国全体へと支援を普及させ、これらの国々と互恵的関係を築くことを要望します。
以上

No.	法人・団体名
24	日本製薬団体連合会

意見

≪要旨≫
　０８・０９年度知的財産推進計画にて「同年度中に結論を得る」とされたにもかかわらず検討が進まなかった薬事行政との関係における著作権の権利制限規定について、早急に実質的な検討が再開され、然るべき法改正がなされることを要望する。併せて、国として、医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めるよう要望する。これらは、政府一体となって成長戦略の実現に向けて取り組むに当たって、我が国が世界最先端の医療サービス、医療技術・サービスを実現し、健康寿命世界一を達成すると同時に、それにより医療、医薬品、医療機器を戦略産業として育成し、日本経済再生の柱とすることを目指す「健康・医療戦略」を推進するために必要な措置と考える。

≪全文≫
○政府の推進する「健康・医療戦略」に向けて
　薬事行政に係る著作権の権利制限については、２００５年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成１８年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、２００７年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成１９年１０月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、２００８年１月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。
　このような状況の下、２００８年度知的財産推進計画では、「第４章－Ⅰ－３－⑴－②利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「ⅲ）医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、２００８年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の２００９年度知的財産推進計画では、「Ⅱ－３－⑺－③利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号２７１にて、「ⅲ）医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、２００９年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。
　しかしながら、２００９年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら

挙げられていない状況である。当連合会は、こうした停滞を危惧し、都度その再開を求めるパブリックコメントを提出している。
当連合会としては、本案件に関して、適切な権利制限規定の改正が速やかになされることを改めて要望するものである。
製薬企業は、薬事法の求め（薬事法７７条の３）に従い医療関係者（医師、薬剤師等）に対して医薬品の適正使用に関する情報の提供に努めている。正確な情報を迅速に提供するためには、主に学術文献の複写物等を用いる必要があるが、現行の著作権法では、事前に著作権者の複写許諾を得なければならないため、これが薬事法上の義務の迅速遂行の障害となり、ひいては患者治療に支障をきたす恐れも否定できない。
そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて有効性及び安全性が確保できるものであり、のみならず、このような情報を欠けば、却って国民の生命・健康が脅かされることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」にも係わるともいうべき極めて公益性の高い行為であり、著作権法と薬事法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、製薬企業等の行う情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。
当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。
「薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会　中間まとめ（平成１９年１０月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」、との指摘もなされているところである。前述したとおり、医薬品の適正使用に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。

政府は、本年２月２２日に、政府一体となって成長戦略の実現に向けて取り組むに当たって、我が国が世界最先端の医療サービス、医療技術・サービスを実現し、健康寿命世界一を達成すると同時に、それにより医療、医薬品、医療機器を戦略産業として育成し、日本経済再生の柱とすることを目指す「健康・医療戦略室」を内閣官房に設置をすると発表した。今後、わが国において世界最先端の医療サービス、医療技術・サービスが実現された暁には、最先端であるがゆえに適正な使用・運用が担保されることが重要であり、そのような適正な使用・運用を補完するのが学術文献などの情報である。このような学術文献などの情報が、必要とする医療関係者へ迅速に届かなくなり、国民が最適な医療・サービスを受けられなくなる恐れがあることは、上述の医薬品の適正使用にかかる情報の場合と同じであるので、著作権法と薬事法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。
以上のとおり、当連合会の要望する「製薬企業からの医療関係者に対する医薬品の適正使用に関する情報提供」、更には「医療関係者が当該情報を自ら取得できる体制の整備」は、まさにこの「健康・医療戦略」を推進するために必要な措置であると考える。
以上

No.	法人・団体名
25	日本知的財産協会
意見	
別紙 6 参照	

No.	法人・団体名

26	日本弁理士会
	意見
別紙７参照	

No.	法人・団体名
27	ベンチャー・パテント・マネジメント
	意見

意見：　知的財産推進計画 2013 についてその１

【要旨】　大学の知財活用の活性化をはかるため、外部人材,機関を活用して大学が保有する１万件の特許の調査、評価を行ない、全容を把握する。そして、特許のタダ乗りを防止するため、侵害訴訟も視野に入れた活動を促進すべく、国はこの活動を支援する制度を設けるべきである。これと同時に今後５年間の技術収支改善の数値目標を掲げることが必須である。また裁判官の補佐のため、技術毎の知財の専門家の登録制度の創設が望ましい。

１】　大学の知財活用について

１）大学の知財活用の実体

我が国の一大新規技術の創造拠点として大学の存在があります。これら大学等の新規技術を広く活用するために、２００３年に大学等の知財整備事業が開始され、以来１０年が経過しました。しかし、未だに大学等の知財収支は大幅な赤字であると思われます。例えば、少し古いデータではありますが、文部科学省の２００８年度のデータによれば、大学の知財本部の予算は年間約８０億円程度となっていますが、特許によるライセンス収入は年間１１億円程度です。大学での知財活動がいまでも行われていますので、費用的にはほぼいまでも同程度だろうと推測されます。また特許料収入も２００１０年で１４億円、２０１１年で１２億円程度と、こちらもほとんど変化していません。要は、この１０年間、大学の知財活動は毎年７０億円程度の赤字を出してきているといっても過言ではありません。このいわば負のスパイラルをどこかで断ち切る断固とした政策が必要であると思います。そのためには、<u>大学の知財活動に対して、特許料収入の数値目標を掲げる等の措置も考慮すべきと考えます</u>。また、大学知財本部設立当初は別として、なぜ１０年経過した今でも、状況が改善されていないか、その原因を明確にして早急の対策を講じることが喫緊の課題であると思います。そのため、以下を意見具申致します。

２）大学の知的財産の把握

本年４月１日時点において権利が存続する大学保有の国内特許件数は９９７７件とほぼ１万件（企業との共同出願を含む）あります。大学単独ではこれの７割と仮定すると７０００件の特許権が存在することになります。ごく一部の大学のごく一部の研究エリアを除いて大学はおそらくはこの特許権の内容を把握していないものと思われます。これでは企業、特に新興国企業の特許タダ乗りを放任しているに等しく、黙示の無償ライセンスを与えていることになります。大学の知財の活用は、まず、大学が自身の保有する特許権（出願中のものは除く）の把握をすることから始め、さらに評価を行ない、その全容を解明する必要があると思います。<u>今後３年間で、全特許の把握、評価を終了し、特許ポートフォリオの完成を急ぐべきと考えます。</u>

３）大学の人材の不足に対処するための外部機関の活用

知財（特許）人材の育成は時間がかかります。そのため、大学は企業からの人材を導入しましたが、大学の雇用制度の問題で当初の人材はほとんどいなくなっているものと思われます。戦略目標を実現し目的を達成するために一番大事な末端組織の担当者が十分な経験、知識、能力が無ければいかに立派な戦略を立てても戦略目標の実現は困難だろうと思われます。承認TLO,認定TLOがこの代替組織になり得るかといえば、現状を考慮すればこれも上策とはいえません。従来も関東経済産業局が同様の作業部会を持っていましたが、残念ながら公開公報の中身を評価する、それもごく表面的、書誌的事項のみによる評価であったことにより、未だ充分な成果をみてはいません。

従って、大学内で知的財産の把握、さらに進んでそれらの評価までを行うためには、企業で知財の経験を積んだ特許関係業務を行う民間企業や特許事務所、調査会社を活用する路を開拓する対応が必要です。
大学の特許権調査、評価プロジェクトを、例えば科学技術振興機構の中に設け、予算立てをすることにより、評価企業を募集することにより実現が可能と思われます。

４）大学知財の活用
　知財の評価が終了すれば、次に活用を考慮しなければなりません。日本の大学の特許料収入がアメリカのそれの１００分の１とは良く云われることですが、今年度は多分２００分の１になるのではないかと思われます、それは去年１１月にカーネギーメロン大学が２件の米国特許で１０億２０００万ドルの陪審員評決を勝ち取ったからです。日本円にして１０００億円強ですから、これだけでも１００倍近いからです。さて、日本の大学は、特許を使用して裁判に訴えてお金を儲けるといった風土からはほぼ遠い状態にあります。日本人のお金に対する意識が根本にあるとはいえ、「武士は食わねど高楊枝」では税金を投入して特許を取得する意味がありません。そこで大学の特許の活用を促すには、大学に特許訴訟を可能にする制度創設（例えば訴訟予算の申請と認定、あるいは科学技術振興機構による支援制度）が望まれます。このような制度により、意識の改革も同時に期待でき、特許収支の改善に資するものと期待出来ます。
数値目標としては５年間の間に特許料収入を３－５倍にすることを掲げることも必要です。

意見：　知的財産推進計画 2013 についてその２

２】侵害訴訟における裁判官の補佐としての専門家登録制度について
「知的財産推進計画２０１２」において、１．知財イノベーション総合戦略として、「司法制度を含めた権利行使が国際水準からみて不十分と判断されれば、グローバル企業は日本の特許システムから去っていくおそれがあり、残念ながら、こうした懸念は一部で顕在化しつつある。」と指摘されています。
まさに的を射た指摘です。筆者の調査では、ここ５年間の特許権侵害訴訟事件における原告の勝訴率はそれ以前とほとんど変わることなく、ほぼ２５％で推移しています。ただ直近では、知財高裁の判決においては原告勝訴率３３％となっており、裁判所におけるプロパテントへのシフトがわずかながらも垣間見える状況にあります。この動きを地方裁判所レベルまで浸透させなければなりません。そのためには、特許特有の解釈、すなわち進歩性と抵触性の判断が、より専門的に行われる必要があると考えています。そのため、裁判官を補佐する特許の専門家を弁理士だけに限るのではなく、企業の知財部を経験した人も専門家として活用する路を開くことが必要です。またそのような専門人材を、利益相反を考慮しつつ、裁判官の補佐ができるように技術分野毎に登録しておく制度も考慮すべきであると考えます。

以上の活動によって、我が国のサービス収支（特に技術収支）の向上が期待できると考えています。

No.	法人・団体名
28	ヤフー株式会社

意見

１．知的財産政策ビジョンのあり方【知的財産政策ビジョン関連】

＜要約＞
知的財産制度は産業政策を支えるものであり、まずは日本の産業政策を明確にした上で、知的財産政策ビジョンを検討すべきである。
ビジョンの検討にあたっては、目指す産業の方向性、あり方を経済学的分析に基づき、指し示すことが必要である。また、知的財産制度が産業にどのような経済的インパクトを与えるのかという視点が不可欠である。単に個々の知的財産制度上の課題をならべての議論に終始すべきではない。

＜全文＞

グローバル化の進展、デジタル化の進展とイノベーション環境の変化など、10 年前とは知財を取り巻く環境は大きく変化している。知的財産制度は、産業の発達を目的として人為的政策的に設けられた制度である。このような環境の変化に伴って、ビジネスのあり方、産業構造も大きな転換点を迎えている中、知財政策ビジョンを見直すことは不可欠であり、また大きな意義がある。
しかし、知的財産政策ビジョンの検討を行うにあたり、まずは日本の産業が目指すべき未来を定義したい。これまでの産業がこれからも同じように世界を牽引し続けられるという見通しはもはや楽観的すぎるといえ、国外では従来のいわゆる先進国とは異なり中国やインド等の新興国が発展を遂げている。このような中、日本の産業はどのような未来を描き、これまでの産業はどう変化すべきで、どのような方向性に進めば競争力が強化されるのか。ひとくちに産業競争力の強化を謳うだけでなく、そのあるべき姿を、具体的な経済指標等のデータおよび多くの事例について専門家による分析を行ったうえで、その結果をもとに検討すべきであろう。

こうした分析結果をもとに、目指す産業のあり方を模索すべきであり、知的財産政策ビジョンの検討は、産業政策のあり方の中で、またはそれとともに進められなければならない。産業政策から離れて、単に個々の知的財産制度上の課題をならべて議論するのは適切ではない。
また、産業政策から導かれた各知的財産施策について、産業にどのような影響を及ぼしているのか、または及ぼしうるのか、具体的な経済効果を算出し、それらを踏まえた上での制度設計がなされるべきである。

参考になる例として、米国にて 2004 年 12 月に発表された「Innovate America」(通称「パルミサーノ・レポート」)がある。このレポートでは、米国の産業の危機的状況を前に、具体的な多くの事例とともに、さまざまなデータや指標を活用して分析がなされ、その結果「イノベーションこそが米国の 21 世紀における成功を決定づける唯一の最も重要な要素になる」とし、人材(Talent)、②投資(Investment)、③インフラ(Infrastructure)の面で政策提言がなされている。知的財産制度は、イノベーションのための③インフラの一つと位置づけられている。

日本においても、産業競争力の強化に向け、知的財産制度がその下支えの制度として適切に機能しうるよう、まずは目指す産業の方向性、あり方を経済学的視点からの分析に基づき、指し示したうえで、その方向性に照らした知的財産政策ビジョンをご議論いただくことをお願いしたい。
以上

No.	法人・団体名
29	International Business Machines Corporation
意見	

＜要約＞
１．はじめに
２．イノベーション環境を巡る状況認識
グローバル化
プレーヤーの多様化
３．検討が望まれる視点
(1) 過去の知的財産政策の検証
(2) 透明性の確保
(3) 知的財産制度の国際調和
(4) 知的財産権の権利行使のあり方
４．おわりに
＜本文＞
別紙 8 参照

No.	法人・団体名
30	TPP の知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム
意見	

【「知的財産推進計画 2013」「知的財産政策ビジョン」双方について】

１．安倍首相は、3 月 15 日に TPP 交渉への参加を表明し、今後各国との事前協議、本交渉が進展するものと予想される。

２．当フォーラムでは従来、別紙提言（http://thinktppip.jp/?p=1）のように TPP 協議の透明化を訴えており、今後も政府が一層の情報開示をおこない、広く社会の知見を交渉に反映することを要望する。

この点、TPP の厳格な秘密協議性には交渉各国においても懸念が強く、米国本国でも多数の議員が情報アクセスを求める公開書簡をオバマ大統領に送付するなど異論が高まっている。

日本政府としても、十分な情報公開を各国に提案すると共に、守秘義務に反しない範囲での公開シンポジウム、広い層の利害関係者（権利者・ユーザー・産業側）からの多様な意見聴取などの手法により、交渉過程での国民との課題共有に一層の努力をされたい。

３．また、当フォーラムは TPP 自体への是非に意見を述べるものではないし、悪質な海賊版への対策には賛成する。

しかし、別紙提言の通り、流出した TPP 知財条文には著作権保護期間の大幅延長・刑事罰の非親告罪化・法定賠償金の導入など、重大な制度改変につながる規定が多数盛り込まれている。これらは我が国の国情にあわないとして過去に異論が強かったものであり、急速に導入すれば日本の文化ならびに関連する産業の活力を損ないかねない。

特に、あまりに多くの知財条項を条約上の義務として受けいれてしまえば、今後、ビジネス情勢や国民の多数意見が変わっても、国会ですらそのルールは変更できない点で影響は深刻である。それでは変化が早く柔軟性が生命線と言える昨今の文化・情報産業において、かえって日本の競争力を削ぐ危険がある。

知財条項については特に各国の対立も根強く、米国が孤立気味との報道（日本経済新聞 3 月 5 日）もあるため、日本の交渉方針として、知財条項を TPP 協議の対象外とする、もしくは（上記規定を中心に）対象条項を大幅に縮減することも検討すべきである。

いわゆる ISD 条項についても、我が国知財政策に重大な影響を与える可能性があるため、慎重な検討を要望する。

４．他方、既存の作品や各種資料では権利者不明の著作物（孤児作品）が極めて高い割合を占めることは世界的な問題となっており、EU では昨年、大胆な孤児作品活用のための新ルールが採用された（http://current.ndl.go.jp/node/21884）。

TPP 協議においても、各種の新ビジネスや情報流通を促進するための孤児作品対策の共通した取り組みを、日本から各国に提案することも検討されたい。